神奈川県

政策研究センター
2025.3

かながわ

政策研究ジャーナル

18

調査研究報告書１

「意思決定支援～効果検証を通してみた施策の有効性と
生活の幅を広げる外出支援の在り方」

寄稿

「障害者の意思決定支援と地域移行の現状と課題」

調査研究報告書２

「単独世帯の増加と家族形態の変化に対応した施策の在り方」

神奈川の知的資源

かながわ政策研究ジャーナル No.18　2025.3

CONTENTS

第18号の刊行に当たって..... 2

神奈川県 政策局 政策部 総合政策課長　馬淵 靖公

調査研究報告書１
「意思決定支援～効果検証を通してみた施策の有効性と生活の幅を広げる外出支援の在り方」..... 3

神奈川県政策研究センター

寄稿
「障害者の意思決定支援と地域移行の現状と課題」..... 54

望月 隆之（神奈川県意思決定支援専門アドバイザー・聖学院大学准教授）

調査研究報告書２
「単独世帯の増加と家族形態の変化に対応した施策の在り方」..... 60

神奈川県政策研究センター

神奈川の知的資源..... 104
神奈川の大学博物館の紹介..... 105

日本大学生物資源科学部博物館「骨の博物館」

これまでに刊行した機関誌の紹介..... 106

第18号の刊行に当たって

政策研究センターは、県庁の調査研究部署として、政策の企画立案や具体的施策の遂行に資する調査・分析を幅広く行ってきました。2024年度は、「障害者支援施設における意思決定支援」と「単独世帯の増加と家族形態の変化」の二つをテーマとして調査研究を行いました。

調査研究「意思決定支援～効果検証を通してみた施策の有効性と生活の幅を広げる外出支援の在り方」は、全国に先駆けて障害者支援施設における利用者の意思決定支援に取り組んできた本県において、その全県への展開に向け、2023年度から２年間にわたって実施したものです。本調査研究では、取組の効果を客観的に検証するとともに、施設利用者の生活の幅を広げる観点から、外出支援の在り方について検討しました。

また、この調査研究に関連して、意思決定支援について造詣が深い、神奈川県意思決定支援専門アドバイザー・聖学院大学准教授の望月　隆之（もちづき　たかゆき）氏に御寄稿をいただきました。

調査研究「単独世帯の増加と家族形態の変化に対応した施策の在り方」は、近年単独世帯が増加する中で、様々な生活上のリスクに対して、従来の家族による支え合いでは対応ができなくなってきたことを受けて実施したものです。本調査研究では、世帯に係るデータや単独世帯の増加に伴う課題等を整理し、県内の単身者の方にインタビュー調査を実施した上で、施策への提案を行いました。

連載「神奈川の知的資源」では、日本大学生物資源科学部博物館「骨の博物館」を御紹介しています。

本誌が、県内外の多くの方々にとって役立つものとなれば幸いです。

なお、これまで14年間にわたって刊行を続けてきました政策研究センターの機関誌は、今号をもって刊行を終了することになりました。これまで本誌をお読みいただいた皆様、調査研究に多大なるお力添えをいただいた関係者の皆様に感謝いたします。

2025年３月

神奈川県 政策局 政策部 総合政策課長　馬淵 靖公

調査研究報告書１

意思決定支援～効果検証を通してみた施策の有効性と生活の幅を広げる外出支援の在り方

神奈川県政策研究センター[1]

【要　旨】

本調査研究の目的は、障害者支援施設における意思決定支援の全県展開に向け、本県の取組の有効性を検証し、望ましい支援の在り方を明らかにすることである。

本県の取組の背景には、2016年に県立障害者支援施設「津久井やまゆり園」で発生した大変痛ましい事件がある。事件後に利用者一人ひとりの意思決定に対する個別支援を積み重ね、県の事業として「７つの事業」が実施された。その後、2022年公布の条例には意思決定支援の推進が規定され、2023年に県はガイドラインを発行した。

本調査研究では、意思決定支援に係る取組の効果検証を行った。まず、「津久井やまゆり園」における県の「７つの事業」を対象に、ロジック・モデルによる因果関係の明確化を行った。次に、県内の障害者支援施設に対してアンケート調査を実施したところ、県版ガイドラインの「人間関係や社会関係を外へ広げる方向で支援すること（施設内で完結しない）」に係る項目の実行度が低いことが判明した。また、意思決定支援を全県に広げるため県内の施設を対象とした県の補助事業により、支援体制に係る項目の実行度が有意に上昇したことが確認された（「差分の差分法」による分析）。

さらに、事業レベルではなく個別支援レベルの効果を分析するため、津久井やまゆり園利用者の個別支援記録を対象に共起ネットワーク分析を行った。意思決定支援が進むにつれて、利用者の意思を汲み取ろうとする段階から、利用者を「主体的存在」と捉える段階へと推移したことがうかがえた。

続いて、前述の施設アンケート調査の自由記述に着目したところ、今後、意思決定支援の取組を進める上での方向性として、第三者の関わりの有効性やケアマネジメントの必要性等が導かれた。

最後に、利用者の生活の幅を広げる観点から、外出支援に焦点を当て、施設へのヒアリング及び利用者への同行観察を実施したところ、外出を経験することで、外出に関する意思表出が増えたことが確認された。この意思表出のためには、施設として社会資源を活用する指針を示すことが有効である。また、外出経験が利用者の課題行動を緩和することも確認された。さらに、利用者にとって刺激が相対的に弱い場所である施設には、生活のリズムを整える場所としての役割が求められると考えられる。

以上の検討から、意思決定支援の取組の有効性が確認された。その上で、施設職員以外の第三者の存在を組み入れた支援が、意思決定支援の全県展開に向けて最も重要な課題である。本調査研究を通して様々な課題が示されたが、それでも、社会体験を伴う意思決定支援は、施設で暮らす利用者にとって重要な取組であると考える。

[1] 本調査研究は、大澤 幸憲、齋藤 雅哉（特任研究員）、杉浦 幹男（特任研究員）、千田 恭平が主に担当した（50 音順）。

目　次

第１章　本調査研究の概要と本県における意思決定支援の取組の経緯 6
１　本調査研究の概要
２　本県における意思決定支援の取組の経緯
（１）成立期：津久井やまゆり園利用者の意思決定支援の取組から条例制定まで
（２）全県展開期：令和５年度意思決定支援実践研修事業費補助

第２章　津久井やまゆり園における意思決定支援の成立に至る事業の整理 10
１　ロジック・モデルについて
２　ロジック・モデルの作成
３　ロジック・モデルの解釈

第３章　県内施設における意思決定支援の取組の現状 12
１　調査の概要
２　施設アンケートの概要
（１）調査対象施設の設定
（２）回答者の設定
（３）回答期間・方法
（４）回答状況
３　施設アンケートの集計結果
（１）意思決定支援の行動の実行度
（２）職種別の比較
（３）意思決定支援の取組
（４）県版ガイドラインの認知度及び活用

第４章　県内施設への補助事業実施の効果検証 20
１　分析方法（差分の差分法）
２　分析結果

第５章　津久井やまゆり園における成立期の個別支援レベルの効果検証 23
１　分析方法（共起ネットワーク分析）
２　分析結果
（１）最初の担当者会議
（２）直近の意思決定支援検討会議
３　分析結果を踏まえた論点の整理
４　効果検証結果の総括（第２章～第５章のまとめ）

第６章　施設職員の意見からみた意思決定支援の課題（県内施設全体）　.....28
　１　整理方法
　２　第１回施設アンケートの整理
（１）意思決定支援を取り巻く状況と課題
（２）意思決定支援で第三者の関わりがあることの有効性
（３）意思決定支援の流れの共有と支援の言語化
　３　第２回施設アンケートの整理
（１）支援の連続性と課題
（２）職場環境と支援の評価体制の整備
（３）働き方と職場内外との関係
（４）支援員が「利用者の意思」を支援に生かす取組とそのための環境整備
（５）利用者の意思や社会資源を活用した支援と取り入れやすさ
（６）ケアマネジメントの必要性－意思決定支援の方向性と懸念
　４　整理を踏まえた考察

第７章　外出支援が利用者の意思決定支援にもたらす効果
　　～人間関係や社会関係に着目して～　.....34
　１　障害者支援施設・法人へのヒアリング等
（１）社会福祉法人かながわ共同会　津久井やまゆり園
（２）社会福祉法人あだちの里
（３）社会福祉法人唐池学園　貴志園　カビーナ貴志園
（４）社会福祉法人清心会
　２　調査結果を踏まえた考察

第８章　意思決定支援の全県展開に向けて（課題と方向性）　.....50
　１　第６章及び第７章の総括
　２　全体の総括

謝辞　.....53

本調査研究におけるヒアリング、同行観察及び会議同席先　.....53

第１章　本調査研究の概要と本県における意思決定支援の取組の経緯

１　本調査研究の概要

本県では、障害者支援施設利用者が、自らの意思が反映された生活を送ることができるように、意思決定支援の取組を進めている。この意思決定支援について、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」（以下「条例」という。）では、「障害者が自ら意思を決定すること（自己決定）が困難な場合において、可能な限り自らの意思が反映された日常生活及び社会生活を送ることができるよう、自己決定を支援すること」[2]と定義されている。

本調査研究の目的は、意思決定支援の全県展開に向け、県内民間障害者支援施設の取組促進に役立てる[3]ため、意思決定支援に係る本県の取組の有効性を検証し、望ましい支援の在り方を明らかにすることである。なお、調査研究は、政策研究センター（以下「当センター」という。）と県福祉子どもみらい局共生推進本部室（以下「共生推進本部室」という。）が連携し、2023 年度から 2024 年度にかけて実施した。

2023 年度は、EBPM（Evidence-based Policy Making、証拠に基づく政策立案）のモデルケースとして[4]、意思決定支援に係る取組の効果検証を行った。EBPM とは、政策運営において、政策課題の発見から、政策立案と実施、成果の検証までのつながりを、因果関係の明確化やデータによる検証等を行うことによって、根拠をより強く意識するための仕掛け[5]と説明される。検証に当たっては、この EBPM の考え方と方法論を、いくつかの領域に分けて適用し、評価を行った。

また、2023 年度に障害者支援施設を対象として検証を進める中で、特に人間関係や社会関係を外へ広げる（施設内で完結しない）支援の実行度が低いことが判明した。しかし、利用者の生活の幅を広げることが、意思形成、意思表出及び意思実現を促すことにもつながるという観点から、人間関係や社会関係を外へ広げる意思決定支援は重要であると考えた。そこで、2024 年度は、人間関係や社会関係を外へ広げる支援の有効性に着目して、更に調査研究を進めた。併せて、全県展開に向けて必要となる方策についても検討した。

なお、本県の意思決定支援の取組は、県立障害者支援施設「津久井やまゆり園」における取組が先駆けとなったが、障がいを持つ方々が様々な社会体験を積むことや支援に第三者の目が入ることは、暮らす場所が施設であるかにかかわらず、生活の幅を広げる視点から重要であると捉え、本調査研究では、施設内での活動だけでなく地域移行後までを視野に入れて考察を行った。

---

[2] 条例第２条第３項参照

[3] 条例第 11 条では、「(略) 施設への入所その他の障害者の福祉サービスの利用に際しては、障害者の意思が反映されるよう配慮しなければならない。」と規定している。

[4] EBPM という表現は、データを基に新たな政策を立案するという場面でも用いられるが、本調査研究は、実施中の施策についてデータを基に評価を行ったものである。

[5] 神奈川県政策研究センター (2019)「「根拠に基づく政策運営」(Evidence-based Policy Making) －EBPM の基本的な考え方と自治体の今後の対応－」『かながわ政策研究ジャーナル』第 13 号、18 頁、[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r5k/cnt/f7282/p20190304.html]

本調査研究の概要は上述のとおりであるが、ここからは第２章以降の本報告書の構成について概観する。

第２章～第５章では、意思決定支援に係る県の取組の効果検証を行った。第２章では、検証に先立ち現状を把握するため、県が実施した津久井やまゆり園利用者の意思決定支援に係る「７つの事業」を対象に、事業によって得られた成果を明確化するため、ロジック・モデルを作成した。ここから、津久井やまゆり園での「実践知」が、７つのポイントに集約されることが確認された。

第３章及び第４章では、県内の障害者支援施設に対してアンケート調査を実施した。第３章では、本県のガイドラインで意思決定支援の実践に当たって支援者が達成できているかを踏まえることとされている「７つのポイント」の実行度を把握した。第４章では、施設に対する県の補助事業実施の効果を明らかにするため、補助事業実施施設と非実施施設の双方について事業実施期間前後に計２回実施した施設アンケートの結果を、「個体間の差」と「時点間の差」に着目して因果効果を推定する「差分の差分法」（Difference in Differences）により分析した。

第５章では、事業レベルではなく個別支援レベルの効果を分析するため、意思決定支援に取り組んだことによる支援職員の変化を明らかにした。具体的には、津久井やまゆり園利用者の意思決定支援に係る県の記録を対象に、テキスト分析（共起ネットワーク分析）を行った。

第６章では、前章までの分析を受けて意思決定支援の全県展開に向けた課題を把握するため、施設アンケートにおける自由記述について内容の整理を行った。

第７章では、特に生活の幅を広げるための外出支援に注目し、障害者支援施設に対するヒアリング調査及び同行観察調査の結果から、意思決定支援において重要なことは何かを検討した。

最後に第８章では、本調査研究の結果に基づき、意思決定支援の全県展開に向けた方策を提案し、意思決定支援の意義について総括した。

なお、本調査研究には、利用者への個別支援に係る記録の分析や利用者の外出への同行観察が含まれるため、調査研究の実施に当たっては倫理的配慮を行った。具体的な内容は、第５章及び第７章の脚注に記した。また、関係者のプライバシー保護等を考慮し、本文中では適宜アンケートの回答や当事者の言動に係る表現に修正を加えている。

２　本県における意思決定支援の取組の経緯

ここでは、本県における意思決定支援の取組の経緯を振り返る。

（１）　成立期[6]：津久井やまゆり園利用者の意思決定支援の取組から条例制定まで

本県の意思決定支援の取組は、「津久井やまゆり園」利用者が施設入所や地域生活移行など生活の場の選択を迫られる中、本人の意思決定を支援する実践の中で形作られたものである[7]。

---

[6] 2016 年～2022 年

[7] 取組の概要については、神奈川県ホームページ[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/info_ishi_tukui.html]（2024 年９月 19 日閲覧）で公表している。

取組の背景には、2016年７月に津久井やまゆり園で発生した大変痛ましい事件[8]がある。2017年10月に県が公表した「津久井やまゆり園再生基本構想」[9]では、事件発生後の利用者の生活の場について、選択の幅を広げ、一人ひとりがその人らしく暮らすことができる環境を提供することが課題とした上で、課題解決のために取り組むべき事項の一つとして「利用者の意思決定支援」が挙げられ、県として取組を開始した。

この取組では、施設職員による125名の利用者一人ひとりに対する個別支援が積み重ねられながら、県の事業として「７つの事業」（【図表１－１】）が実施された。

【図表１－１】意思決定支援に係る「７つの事業」

個別事業	概要	実施年度
事業１：意思決定支援チーム責任者業務委託	利用者と契約している指定特定相談支援事業所に意思決定支援チームの責任者として必要となる業務を委託	2018～2022
事業２：意思決定支援チームメンバー研修	意思決定支援チームのメンバー等に対して意思決定支援の取組に関する研修を実施	2018～2022
事業３：意思決定支援専門アドバイザー派遣	意思決定支援チームに法律の専門家、権利擁護・地域生活支援に関する有識者、相談支援に精通する実践的な指導者をアドバイザーとして派遣	2018～2022
事業４：意思決定支援専門職員業務委託	津久井やまゆり園利用者の意思決定支援の進捗管理、課題や解決策の検討などの業務を委託	2018～2021
事業５：社会体験支援補助	利用者と契約している居宅介護事業所等が、外出等の施設内では出来ない個別の社会体験を支援（ヘルパー等が同行）した場合、人件費相当額を補助	2021～2022
事業６：意思決定支援関係性構築事業[10]（お友達事業）	利用者と大学生等の第三者が友人関係のような対等な立場で交流することで、利用者の人間関係を広げ、意思の形成や意思の表出を支援	2020～2022
事業７：指定一般相談支援事業所補助	利用者と契約している指定一般相談支援事業所が新たに地域移行支援事業所を配置した場合に、人件費相当額を補助	2018～2021

表：当センター作成

これにより、利用者ごとに施設職員だけでなく、外部機関もメンバーとする意思決定支援チームが結成され、利用者に対してチームによる支援が行われた。「７つの事業」は、いずれもこの支援チームの体制作りとチームを機能させることで、施設職員による利用者への個別支援を支えるものである。

このような津久井やまゆり園利用者に対する足掛け７年間の取組で得られた

[8] 事件の詳細については、神奈川県ホームページ[http://www.pref.kanagawa.jp/docs/dn6/cnt/f535096/]（2024年９月19日閲覧）で公表している。

[9] https://www.pref.kanagawa.jp/documents/61974/898509.pdf

[10] 後に「施設入所者個別交流促進事業」に改称。

知見の蓄積から、本県における意思決定支援の仕組みや方針が明確化された。そして、2022 年 10 月 21 日に前述の条例が公布された。条例では、「意思決定支援の推進」が規定され、意思決定支援の推進に関する必要な情報の提供、相談及び助言等を行うための体制整備などを県の義務とした。

（２） 全県展開期[11]：令和５年度意思決定支援実践研修事業費補助

2023 年３月、県は「意思決定支援の全県展開」を進めるために、県内の障害者支援施設に向けて「神奈川県版意思決定支援ガイドライン」[12]（以下「県版ガイドライン」という。）を作成した。

これらを踏まえ、県は 2023 年度に、県版ガイドラインに基づく意思決定支援を実践する研修に取り組む障害者支援施設を対象として意思決定支援実践研修事業費補助（以下「補助事業」という。）を創設した。なお、この補助事業は、施設における研修として位置付けた上で、県版ガイドラインに基づく意思決定支援の実践に対して人件費を補助する事業である。

[11] 2023 年～

[12] 詳細については、神奈川県ホームページ[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m8u/ishiketteii1.html]（2024 年９月 19 日閲覧）で公表している。

第２章　津久井やまゆり園における意思決定支援の成立に至る事業の整理

検証を始めるに当たって、まずは成立期に県が実施した津久井やまゆり園利用者の意思決定支援に係る「７つの事業」を対象に、ロジック・モデル[13]による因果関係の明確化を行った。

１　ロジック・モデルについて

ロジック・モデルは、事業の一連の流れを「投入」「活動」「結果」「成果」などに分解し、どのような道筋で目的が実現されるかを図式化するものである（【図表２－１】）。

【図表２－１】一般的なロジック・モデル

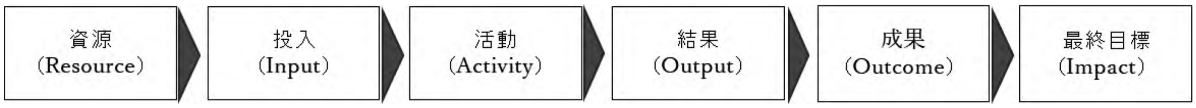

図：当センター作成

「７つの事業」のロジック・モデルを作成して、意思決定支援の成果につながる因果関係を明確化することにより、終了した事業全体によって得られた成果（アウトカム）に対し、どの個別事業が最も効果的であったか、あるいは、複数の個別事業の相乗効果によるものかを図式化した。なお、ロジック・モデルは事業実施前の評価にも使用されるが、今回は、すでに実施された事業について、事後的に整理するためにロジック・モデルを用いた。

２　ロジック・モデルの作成

ロジック・モデルの作成に当たっては、各種報告書及び既存資料の分析並びに意思決定支援に係る県の事業に携わった共生推進本部室職員への聞き取りを行ったほか、実際に津久井やまゆり園の現場を確認した。

「７つの事業」それぞれのロジック・モデル図を基に図式化した総括図は【図表２－２】のとおりである。「事業」の列には、「７つの事業」（ア～キ）に「受け皿の整備」（ク）を加えた８つの事業を示している[14]。「アウトカム」の列の左側には、「施設の体制整備」や「チーム支援」のように、それぞれの事業で得られたアウトカムを太枠で示している。その右側の列には、最終的にこれらのアウトカムが「７つのポイント」に関係付けられることを示している。さらに、どの事業がどのアウトカムにつながっているかは矢印で示し、特に重要と考えたつながりを太い矢印で示している。なお、「７つのポイント」は県版ガイドラインに記載され、意思決定支援の実践に当たって支援者が達成できているかを踏まえることとされている項目で、そ

---

[13] 神奈川県政策研究センター(2019)「「根拠に基づく政策運営」(Evidence-based Policy Making)－EBPM の基本的な考え方と自治体の今後の対応－」『かながわ政策研究ジャーナル』第 13 号、41 頁、[https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r5k/cnt/f7282/p20190304.html]

[14] 「７つの事業」は「津久井やまゆり園意思決定支援推進事業費」、「津久井やまゆり園意思決定支援推進事業費補助」、「津久井やまゆり園再生地域交流モデル構築事業費」に該当し、その他津久井やまゆり園の意思決定支援に係る事業である「障害者グループホーム設置促進事業費補助」、「障害者グループホームバックアップ推進事業費補助」又は「障害者グループホーム生活支援員加配事業費補助」に該当するものは「受け皿の整備」としてまとめて整理した。

れぞれの内容は次のとおりである。

参考：「７つのポイント」
①本人中心に支援をすること（支援者目線ではない）
②本人を知ること、理解すること
③本人が安心して意思を表明する環境（ソフト面、ハード面）を整えること
④本人を中心としたチームで検討（模索）し続けること
⑤第三者の視点を導入すること（客観性の担保）
⑥人間関係や社会関係を外へ広げる方向で支援すること（施設内で完結しない）
⑦施設全体で取り組むこと

【図表２－２】意思決定支援に係る「７つの事業」のロジック・モデル

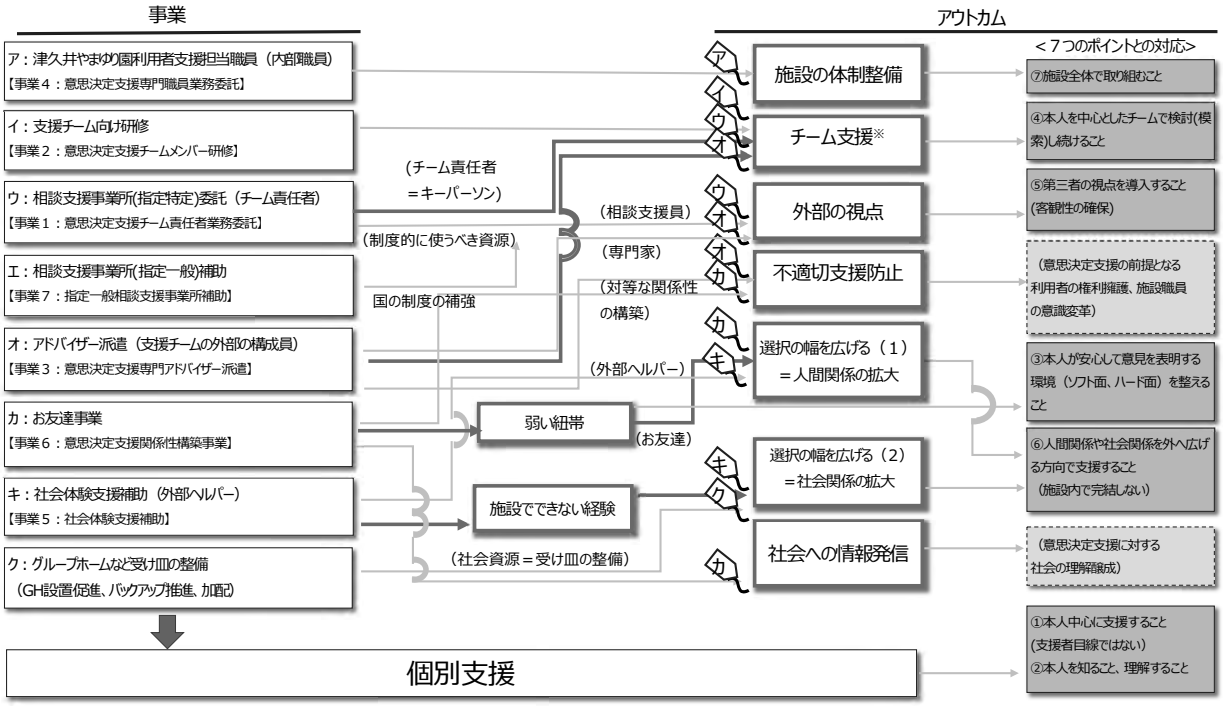

※　チーム支援には「個別のチームを動かす」（ウ）と「意思決定支援全体をけん引する」（オ）の要素が含まれる。

図：当センター作成

３　ロジック・モデルの解釈

前項の【図表２－２】で示した各事業とアウトカムのつながりの中で、「相談支援事業所（指定特定）委託」及び「アドバイザー派遣」が、チーム支援につながったこと、「お友達事業」が作り出す弱い紐帯が、人間関係の拡大につながったこと、「社会体験支援補助」により実施される施設外でなければできない経験が、社会関係の拡大につながったことが特に注目できる。

また、上記のつながりを「７つのポイント」との関係で整理すると、「相談支援事業所（指定特定）委託」及び「アドバイザー派遣」は「④本人を中心としたチームで検討（模索）し続けること」、「お友達事業」及び「社会体験支援補助」は「⑥人間関係や社会関係を外へ広げる方向で支援すること（施設内で完結しない）」に対応するといえる。このように、津久井やまゆり園で積み重ねられた事業レベルでの実践知が７つのポイントに集約されたことがロジック・モデルにより確認された。

第３章　県内施設における意思決定支援の取組の現状

１　調査の概要

本県では先述のとおり、意思決定支援を全県に広げるため、2023 年度に補助事業を実施した。そこで、障害者支援施設を対象としてアンケート調査を実施し、この補助事業が補助対象施設における意思決定支援の取組に与えた効果を検証した。

効果検証の対象となる補助事業は、県内障害者支援施設の職員に実践研修[15]を実施し、意思決定支援の具体的な支援方法等を習得させることを目的とする。その実践に当たっては、職員がチーム作りのために関係者と打合せをするなど通常の業務以上の対応が必要になることから、代替職員の人件費及び時間外労働に係る経費を補助する事業となっている。

参考：補助要件
１　県版ガイドラインに基づく実践研修を施設で実施すること
２　県及び意思決定支援専門アドバイザーの指導・助言等を受けること
３　利用者３名以上の意思決定支援を実践研修の対象とすること
４　補助事業終了後も申請日から３年間、県及び意思決定支援専門アドバイザーの指導・助言等を受け、意思決定支援に取り組むこと
５　補助事業の活用者として施設の名称等の県ホームページ等での公開を承認すること

第４章では「差分の差分法」を適用して効果検証を行うが、本章ではそれに先立ち、２回にわたって実施したアンケート（以下「施設アンケート」という。）の回答を基に、意思決定支援に係る行動の実行度等から意思決定支援の取組の現状を記述する。

２　施設アンケートの概要

（１）　調査対象施設の設定

調査実施時点で県内には 88 の障害者支援施設があり、補助事業を行う 16 施設のすべてを調査対象とした。ただし、そのうちの指定管理施設４施設は、他の施設と規模や利用者の属性等の条件が異なるため、この４施設を除く 12 施設を「介入群」とした。「対照群」は、「介入群」と同規模で補助事業を実施していない 12 施設を、施設利用者の障害支援区分や立地の地域性などを考慮して抽出した[16]。調査対象施設は以上の合計 28 施設である。

（２）　回答者の設定

県版ガイドラインは、障害者支援施設の職員（管理者、サービス管理責任者及び生活支援員）の３職種を対象としており、障害者支援施設における立場が異なることから、管理者編、サービス管理責任者編及び生活支援員編の３編で構成されている。そこで、本アンケート調査では、調査対象施設ごとに、管理

[15] いわゆる座学の講座ではなく、施設における意思決定支援の実践を研修と位置付けている。
[16] ランダム化比較試験（ＲＣＴ）とは異なるが、障がい福祉政策の観点からアンケートの対象とする施設を無作為に選択することは適切でないため、連携して検証に取り組んだ共生推進本部室の協力を得て対照群を設定した。

者、サービス管理責任者及び生活支援員から回答を求めることとした。なお、回答者は施設に選んでもらい[17]、施設で取りまとめて回答してもらった。

また、調査対象施設における立場（職種）の違いから生じる行動と意識の違いを測るため、３職種とも共通の設問によりアンケート調査を実施した[18]。

（３） 回答期間・方法

2023年７月から共生推進本部室が調査対象施設を訪問して本アンケート調査について説明した上で、電子メールにより対象施設にアンケートを２回実施した。第１回施設アンケートは補助事業実施期間前の2023年８月９日に調査票を配付し、2023年９月29日までに回答を得た。第２回施設アンケートは、補助事業実施期間が終了する直前の2024年３月８日に調査票を配付し、2024年４月30日までに回答を得た。

（４） 回答状況

回答状況は【図表３－１】のとおりである。なお、パーセンテージの端数は、いずれも小数点第２位を四捨五入している。

【図表３－１】施設アンケートの回答状況

＜第１回＞

○回答状況

	介入群	対照群	指定管理施設	計
調査対象施設	12	12	4	28
回答施設	12	11	4	27
回答率	100.0%	91.7%	100.0%	96.4%

○施設職員の回答数の内訳

	介入群	対照群	指定管理施設	計
管理者	11	11	4	26
サービス管理責任者	11	11	4	26
生活支援員	32	33	10	75
計	54	55	18	127

＜第２回＞

○回答状況

	介入群	対照群	指定管理施設	計
調査対象施設	12	12	4	28
回答施設	11	8	4	23
回答率	91.7%	66.7%	100.0%	82.1%

[17] 回答者については、施設には次のとおり計５名に回答してもらうよう依頼した。:「管理者」（１名）は施設の責任者。「サービス管理責任者」（１名）は、複数人いる場合はいずれか１名とし、補助対象施設にあっては補助の対象となる利用者を担当する者。「生活支援員」（３名）は、サービス管理責任者になる実務経験要件を満たさない在職年数８年未満の者とし、補助対象施設にあっては、補助の対象となる利用者を担当する者。

[18] 管理監督の立場で意思決定支援を実践している回答者に対応するため、必要に応じて設問の文末「～している」の記載を「(生活支援員等に) ～させている」に読み替えてもらうよう依頼した。

○施設職員の回答数の内訳

	介入群	対照群	指定管理施設	計
管理者	10	8	4	22
サービス管理責任者	10	8	4	22
生活支援員	27	22	12	61
計	47	38	20	105

表：当センター作成

３　施設アンケートの集計結果

施設アンケートは、施設職員の意思決定支援の行動と意識について聞く５つの設問で構成した。ここでは問１～３の単純集計結果を紹介し、問４～５の自由記述については、第６章で述べる。

参考：アンケートの設問
【問１】あなたは、ご自身の日常の業務を通じて、次の各項目に掲げる行動（※ 図表３－２に掲載した 20 の設問）を現時点でどの程度実行していますか。
【問２】あなたは、貴事業所の意思決定支援が十分に取り組まれていると思いますか。
【問３】あなたは、令和５年４月に公表した「神奈川県版意思決定支援ガイドライン（以下「県版ガイドライン」といいます。）」をご存じでしたか。
【問４】あなたのお立場や日常の業務などから、今後、意思決定支援の取組を促進する上で、特に重要と考えていることがございましたら、ご記入ください（自由記載）。
【問５】最後に、より効果的な「意思決定支援の全県展開」のあり方について、ご意見やご提案などがございましたら、ご記入ください（自由記載）。

意思決定支援の行動については、県版ガイドラインにおいて具体的な行動や考え方を示すチェックリストの文章を要約して設問を作成した。なお、チェックリストの項目は多数あるため、「７つのポイント」を代表する行動をポイントごとに２～４問ずつ当センターで選択し、上記の問１の中に合計 20 問を設定した（【図表３－２】）。また、回答は、設問の行動の実行度合いについて、最も高い場合は「５」、最も低い場合は「１」の五段階評定とした。設問への回答を扱いやすくするため、１～５の選択肢番号を１～５の数値として扱うことで数量データに変換して「実行度」と定義し、合計値及び平均値を求めて分析を行った。

（１）　意思決定支援の行動の実行度

【問１】あなたは、ご自身の日常の業務を通じて、次の各項目に掲げる行動を現時点でどの程度実行していますか。

【図表３－３】のとおり、20 の設問で実行度が最も低いのは、「(16) 施設職員や家族だけではない、ボランティアやガイドヘルパーなどの第三者の協力者を得ている」、次いで、「(15)職員や家族以外の人と関わる機会を設け、人間関係を広げている」であり、他の設問と比して著しく低い。この２問は、いずれも「７つのポイント」のうち、「⑥人間関係や社会関係を外へ広げる方向で支援すること（施設内で完結しない)」に該当する。一方、実行度が最も高いのは、「(2) 適切に個別支援計画を作成（更新）し、利用者の生活の様子や利用者の意向に沿った支援内容等を記載している」で、「７つのポイント」のうち「①本人中心に支援をすること（支援者目線ではない)」に該当する。県版ガイドラインにおいて「準備」（アセスメント・プランニング）と位置付けられる取組は比

較的浸透しているのに比べて、施設外の第三者が関わるような取組は現状ではあまり実行されておらず、この傾向は第１回と第２回で変化していない。なお、設問によりばらつきがあるが、第１回でも全体の回答の平均値は約 3.5 で、３を超える。これは、意思決定支援は本人中心の支援を行うことであり、特別なことや新しいことを行うわけではないため、調査開始時点で既に一定の取組を行っている施設職員もいたことによるものと考えられる。

【図表３－２】「７つのポイント」と対応する設問

「７つのポイント」	設　　問
①本人中心に支援をすること（支援者目線ではない）	(1)利用者の生活史を含めた人物像や意思表示の方法などの情報を整理・分析し、個別支援計画を作成している
	(2)適切に個別支援計画を作成（更新）し、利用者の生活の様子や利用者の意向に沿った支援内容等を記載している
②本人を知ること、理解すること	(3)利用者のことを感じ取ろうとした職員自身の行動とその結果を、気づきのための工夫として、生活記録に残すようにしている
	(4)利用者とのやり取りを積み上げていき、生活記録に記載して、随時更新し続けている
	(5)利用者にわかりやすく情報を伝えるために、写真や日課表など多様な手段を用いて工夫している
③本人が安心して意思を表明する環境（ソフト面、ハード面）を整えること	(6)利用者のおかれている立場性の弱さを理解し、「私は受け入れてもらえている」と実感できる関係を維持している
	(7)定期的に普段と違う支援者が利用者の意思を確認している
	(8)利用者の何気ない態度の中にも奥深い感情表現があることに気付くなど、安心して意思を表明できるよう、耳を傾けている
④本人を中心としたチームで検討（模索）し続けること	(9)利用者を中心とした支援チームがあり、相談支援専門員等に協力を求めている
	(10)支援チームで本人中心の支援目標や支援内容を正しく共有し、一体的な活性化を図っている
⑤第三者の視点を導入すること（客観性の担保）	(11)支援チーム内で迷ったり、意見が対立した場合に、専門的な第三者の客観的な視点を参考にしている
	(12)先が見えず不安や焦りを感じたりしたときに、専門的な第三者の助言・指導により支援方針を立て直している
	(13)利用者が意思を表明しにくい要因や、他者からの「不当な影響」はないかを確認している
⑥人間関係や社会関係を外へ広げる方向で支援すること（施設内で完結しない）	(14)興味関心の幅を広げるため、多様な社会的体験の機会を用意し、興味関心の幅を拡大している
	(15)職員や家族以外の人と関わる機会を設け、人間関係を広げている
	(16)施設職員や家族だけではない、ボランティアやガイドヘルパーなどの第三者の協力者を得ている
⑦施設全体で取り組むこと	(17)支援を通して得られた利用者についての理解を施設内で組織的に共有し、支援の進め方について確認している
	(18)担当職員のストレスに配慮し、必要に応じて精神的な支えとなるよう、支援者の支援ができる体制が整っている
	(19)意思決定支援を行うことについて組織決定され、支援に時間がかかっても許される組織風土になっている
	(20)意思決定支援が必要な場面を理解し、支援に必要な技術を習得するため、研修を受講している

表：当センター作成

【図表３－３】意思決定支援に係る行動の実行度：全体平均値（問１）

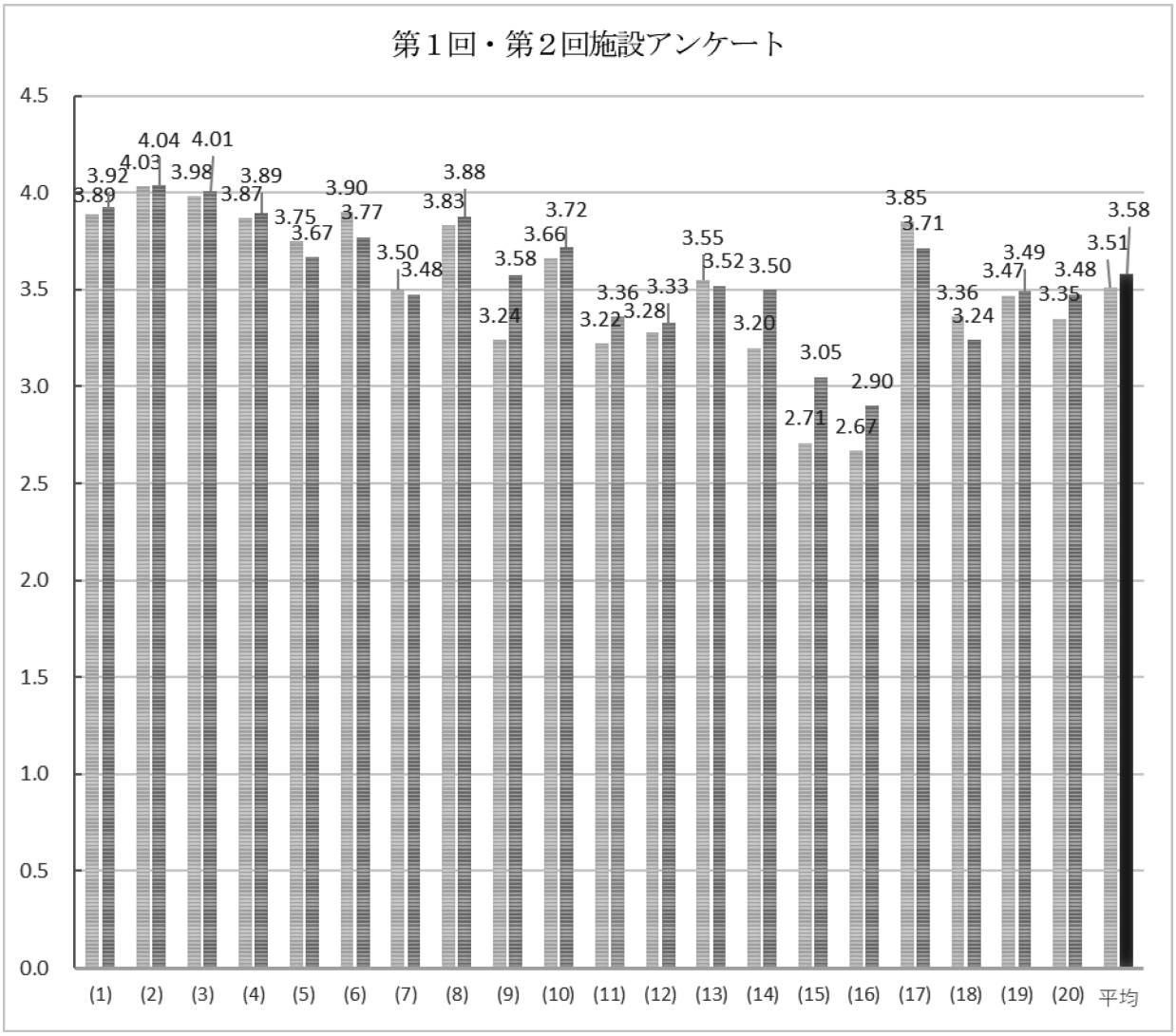

図：当センター作成

（２） 職種別の比較

問１について職種別に比較すると、全体的に行動の実行度は管理者が最も高く、サービス管理責任者が最も低い（【図表３－４】）。サービス管理責任者は、管理者に比べて現場に近く、かつ他のサービス提供職員に対する指導的役割を果たす立場のため、高い理想を持っている一方で、現場で実際に行われている支援が理想と異なることを認識し、自己評価が低くなっていることが考えられる。

生活支援員の回答は、実行度の平均値が管理者とサービス管理責任者の間になる傾向があるが、第１回では、「７つのポイント」の「⑥人間関係や社会関係を外へ広げる方向で支援すること（施設内で完結しない）」に当たる「(15)職員や家族以外の人と関わる機会を設け、人間関係を広げている」で他の職種よりも低くなっている。

【図表３－４】行動の実行度：職種別平均値（問１）

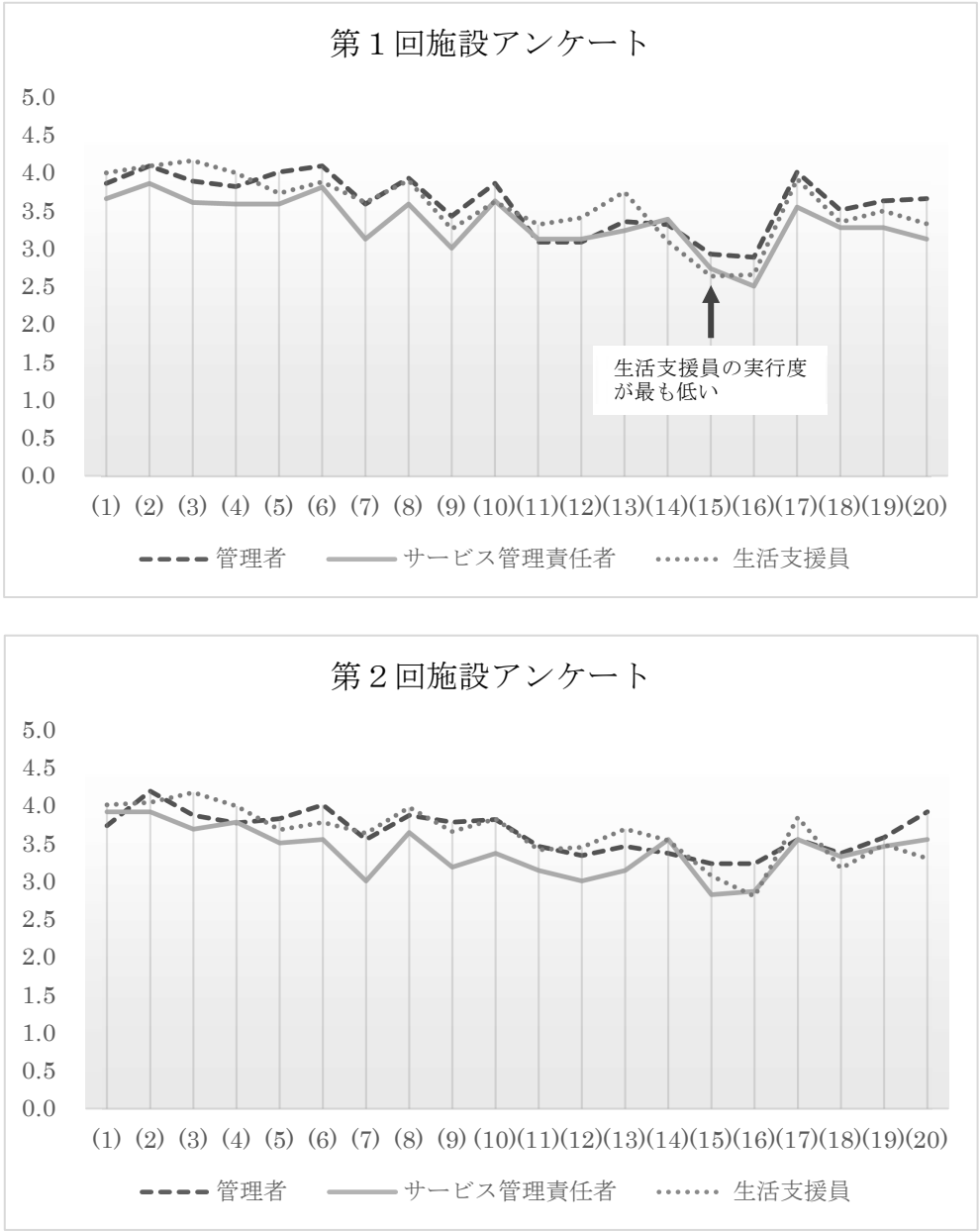

図：当センター作成

（３） 意思決定支援の取組

【問２】あなたは、貴事業所の意思決定支援が十分に取り組まれていると思いますか。

意思決定支援の取組の自己認識は、第１回では、いずれの職種も「そう思う」「ややそう思う」が合わせて約６割となっている。しかし、職種間の差もみられ、生活支援員は、「そう思う」という最も高い自己評価をしている人が他の職種より多く、意思決定支援が十分に取り組まれていると認識している割合が高い。一方、管理者とサービス管理責任者の回答傾向は似ており、「ややそう思う」という１段階低い自己評価が多い。これについては、管理者やサービス管理責任者がより高い理想を持っているため、現状を１段階低く捉えている可能性がある。他方で、意思決定支援の取組は、実際に利用者に接する生活支援員にと

っては、これまで行ってきた支援との継続性があるため、より身近に意思決定支援のプロセスを実感できた可能性が考えられる。

第２回では、いずれの職種も「そう思う」「ややそう思う」が合わせて約７割に増加した（【図表３－５】）。

【図表３－５】事業所における意思決定支援の取組状況の自己認識（問２）

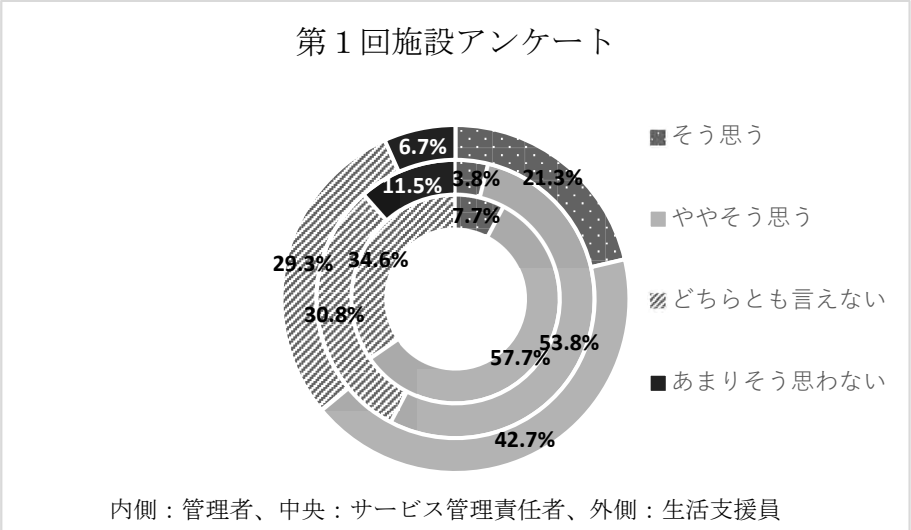

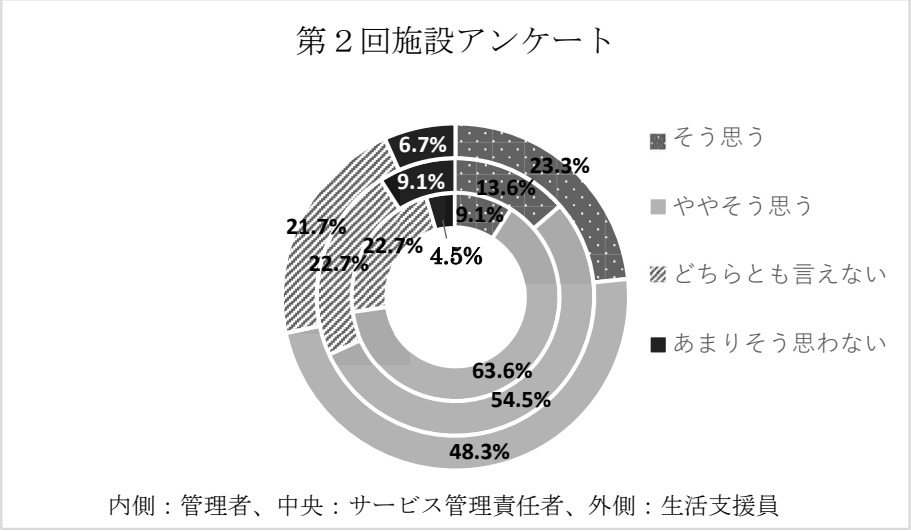

※　構成比のパーセント表記は、小数点以下第２位を四捨五入しているため、必ずしも合計と合わない場合がある（以下同じ）。

図：当センター作成

（４）　県版ガイドラインの認知度及び活用

【問３】あなたは、令和５年４月に公表した「神奈川県版意思決定支援ガイドライン（以下「県版ガイドライン」といいます。）」をご存じでしたか。

第１回では、「県版ガイドラインを活用している」とする回答は約１割と低く、「県版ガイドラインの活用に向けて体制を整備している」とする回答が最も多い（【図表３－６】）。補助事業実施期間後の第２回では、「ガイドラインを活用している」とする回答が２～３割に増加しており、一定程度浸透したといえる。ただし、第２回でも管理者の６割以上が「県版ガイドラインの活用に向けて体

制を整備している」と回答しており、取組の途上であることが分かる。

問３は、職種別に大きな差がみられた。生活支援員は第１回で 37.3%、第２回でも 27.9%が「詳しい内容はわからない」と回答、また第１回で 17.3%、第２回でも 11.5%が「知らなかった」と回答しており、特に生活支援員へのガイドライン普及の必要性が示唆される。

【図表３－６】県版ガイドラインの認知及び活用の度合い（問３）

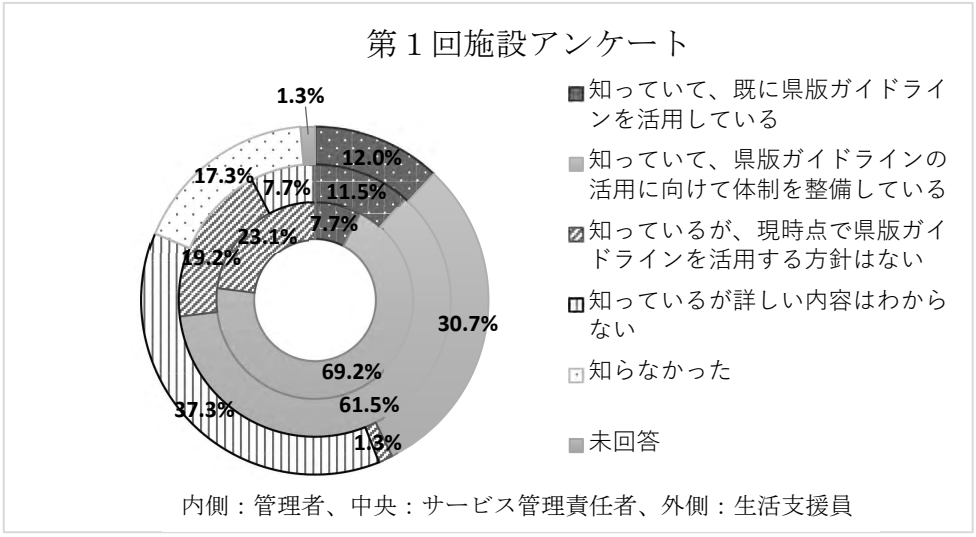

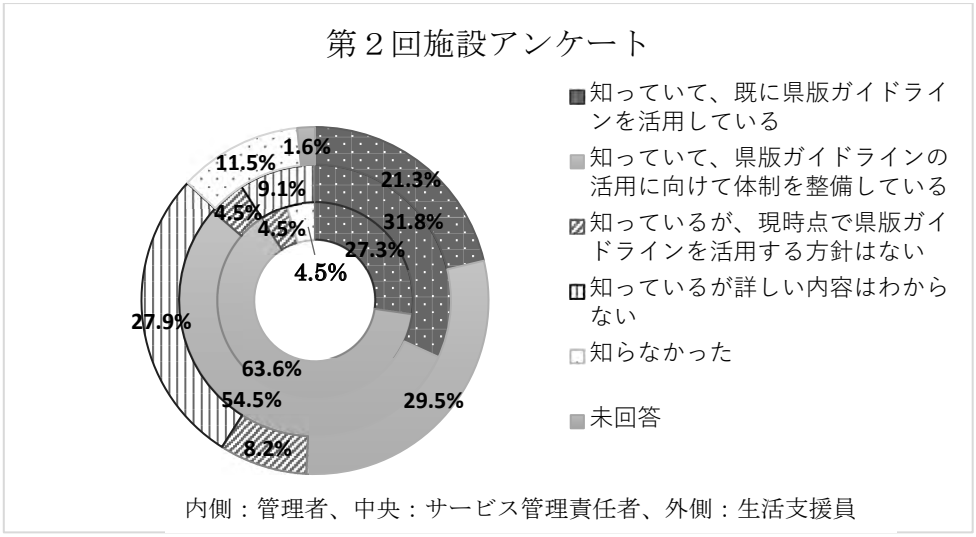

図：当センター作成

第４章　県内施設への補助事業実施の効果検証

本章では、前章で紹介した２回の施設アンケートの結果を用いて、「差分の差分法」による分析を行い、本県の補助事業の効果検証を行った[19]。

１　分析方法（差分の差分法）

この補助事業は新たに開始した事業であり、県内の一部の施設で実施したため、当該年度の補助事業実施期間の前後及び実施の有無を比較して検証を行うことが可能であることから、分析には「差分の差分法」（【図表４－１】）を適用した。

【図表４－１】「差分の差分法」の概念図

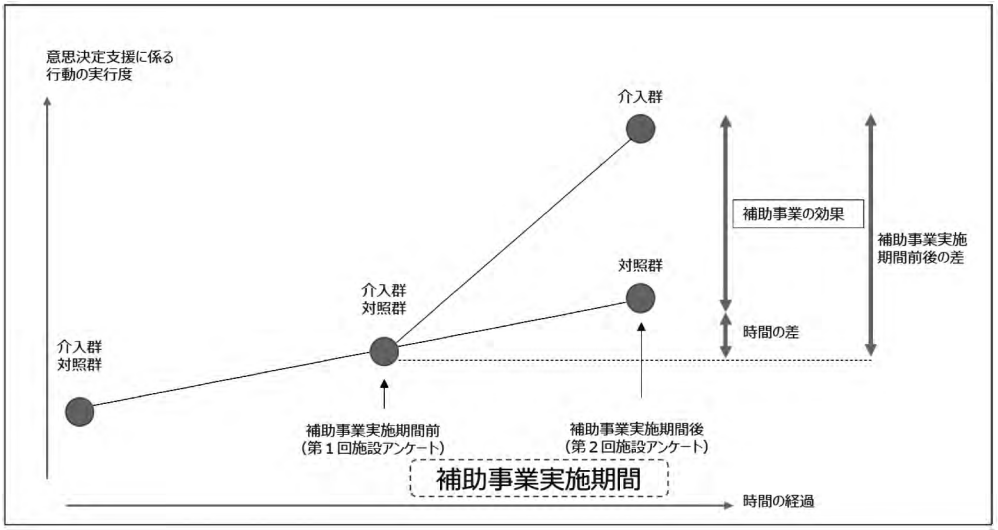

図：当センター作成

例えば、補助事業実施期間の前と後の２時点で施設アンケートを行い、その回答を比較し、両者の比較（差分）によって事業効果を推定した場合、実施期間の前と後は「時間の差」があり、その間に補助事業以外の効果[20]が加わる。そこで、補助事業を活用する施設を「介入群」に、補助事業を活用しない施設を「対照群」に設定し、両者に施設アンケートを行った。このアンケート結果について、介入群の実施期間前後の差分から、対照群の実施期間前後の差分を差し引くことで、「時間の差」の効果を除外し、事業実施の効果を把握することができる。

介入群と対照群の両方について、補助事業実施期間前後のデータを用いて回帰分析を行った。これにより、補助事業実施が意思決定支援に係る行動の実行度を上昇させる効果をもたらしたかを統計的に検証する。

具体的には、意思決定支援に係る行動の実行度を問う 20 の設問ごとに次の推計式による推計を行い、交差項の係数が統計的に有意かつプラスに推計された場合、当該設問については補助事業対象施設かつ補助事業実施期間後に実行度が向上したと判断できることから、補助事業実施の効果を示すものといえる。

---

[19] 本章で用いている計量分析の手法については、次の文献などが参考になる。
○　阿部真人（2021）『統計学入門』、ソシム
○　坂田周一（2003）『社会福祉リサーチ』、有斐閣アルマ

[20] 例えば、普及啓発の効果などが想定される。

（実行度）
＝（定数項）＋β_1（介入群ダミー）＋β_2（２回目ダミー）＋β_3（交差項）＋（誤差項）

（実行度）：施設アンケートにおける意思決定支援に係る行動の実行度（５段階評定）。なお、「Ｑ１－１」は「問１の項目１」を表す。
（定数項）：他の変数が０の場合の実行度の期待値（この場合、補助事業対象外施設の補助事業実施期間前における実行度の期待値）。
（介入群ダミー）：回答者の属する施設が補助事業対象施設である場合に１、それ以外の場合に０を取る。
（２回目ダミー）：補助事業実施期間後（第２回施設アンケート）の回答である場合に１、それ以外の場合に０を取る。
（交差項）：介入群ダミーと２回目ダミーの積で作られる変数。補助事業対象施設（介入群ダミー＝１）かつ補助事業実施期間後（２回目ダミー＝１）である場合に１、それ以外の場合に０を取る。
（誤差項）：この推計式に含まれていない要因によるばらつき。
β_1～β_3：推計による係数。

２　分析結果

推計の結果は【図表４－２】に示した。

交差項の係数が有意にプラスに推計された設問（ｐ値＜0.05）は、「Ｑ１－９　利用者を中心とした支援チームがあり、相談支援専門員等に協力を求めている」「Ｑ１－10　支援チームで本人中心の支援目標や支援内容を正しく共有し、一体的な活性化を図っている」「Ｑ１－18 担当職員のストレスに配慮し、必要に応じて精神的な支えとなるよう、支援者の支援ができる体制が整っている」「Ｑ１－19 意思決定支援を行うことについて組織決定され、支援に時間がかかっても許される組織風土になっている」の４つであり、これらは支援体制に関する項目と解釈できる。

【図表４－２】回帰分析結果簡易とりまとめ表１

		定数項		介入群ダミー		２回目ダミー		交差項	
目的変数	補正R2値	係数	p値	係数	p値	係数	p値	係数	p値
Q1-1	-0.0046	4.0000	0.0000	-0.1296	0.3393	-0.1842	0.2178	0.2926	0.1553
Q1-2	-0.0061	3.9815	0.0000	-0.1111	0.4134	-0.1657	0.2680	0.2740	0.1827
Q1-3	-0.0067	4.0000	0.0000	0.0189	0.8979	-0.1579	0.3277	0.1816	0.4142
Q1-4	-0.0148	3.9074	0.0000	-0.0556	0.7292	-0.0696	0.6959	0.0688	0.7777
Q1-5	-0.0015	3.7273	0.0000	0.1246	0.4676	-0.1746	0.3553	-0.0176	0.9459
Q1-6	-0.0092	3.8727	0.0000	0.0329	0.8119	-0.0833	0.5831	-0.0564	0.7872
Q1-7	-0.0114	3.4909	0.0000	0.1017	0.5540	-0.0585	0.7590	0.0191	0.9418
Q1-8	0.0008	3.8889	0.0000	-0.0741	0.6158	-0.2310	0.1559	0.3523	0.1154
Q1-9	0.0495	3.3273	0.0000	-0.1606	0.4048	-0.1111	0.6035	0.7742	0.0089
Q1-10	0.0372	3.6364	0.0000	0.0488	0.7485	-0.2850	0.0929	0.5129	0.0283
Q1-11	0.0109	3.2545	0.0000	0.0418	0.8174	-0.1493	0.4538	0.4062	0.1395
Q1-12	-0.0109	3.2909	0.0000	0.0424	0.8106	-0.0747	0.7039	0.1456	0.5890
Q1-13	0.0393	3.4074	0.0000	0.3333	0.0342	-0.0916	0.5948	0.1117	0.6377
Q1-14	0.0032	3.2182	0.0000	-0.0145	0.9343	0.1332	0.4946	0.1738	0.5157
Q1-15	0.0277	2.9057	0.0000	-0.3131	0.0826	0.0680	0.7306	0.4481	0.1002
Q1-16	0.0207	2.7091	0.0000	-0.0239	0.9096	0.5278	0.0237	-0.4683	0.1433
Q1-17	0.0063	3.9455	0.0000	-0.1492	0.3267	-0.3402	0.0430	0.3099	0.1793
Q1-18	0.1066	3.3636	0.0000	-0.0488	0.7754	-0.6794	0.0004	1.0242	0.0001
Q1-19	0.0923	3.2727	0.0000	0.3122	0.0572	-0.2727	0.1288	0.4922	0.0480
Q1-20	0.0016	3.2364	0.0000	0.0844	0.6844	-0.0258	0.9096	0.2796	0.3735

※　網掛けは有意水準：ｐ値<0.05。補正 R2 値については注参照[21]。
図：当センター作成

さらに、上述の結果が職種による違いの影響によるものでないかを確認するため、

[21] 回帰分析の結果がデータにどれくらい当てはまっているかを示す指標で、抽出する変数の数に応じて補正されたもの。数値が大きいほど当てはまりがよい。

職種別のダミー変数[22]を設定した。【図表４－３】は、職種別のダミー変数を投入した推計式による回帰分析の結果である。

【図表４－３】回帰分析結果簡易とりまとめ表２

		定数項		介入群ダミー		２回目ダミー		管理者ダミー		サービス管理責任者ダミー		交差項	
目的変数	補正R2値	係数	p値	係数	p値	係数	p値	係数	p値	係数	p値	係数	p値
Q1-1	0.0024	4.0747	0.0000	-0.1282	0.3428	-0.1803	0.2262	-0.1742	0.1796	-0.1992	0.1252	0.2920	0.1547
Q1-2	0.0054	4.1063	0.0000	-0.0958	0.4661	-0.1935	0.1817	0.1731	0.1728	-0.1339	0.2865	0.2598	0.1918
Q1-3	0.0617	4.1444	0.0000	0.0141	0.9208	-0.1503	0.3346	-0.1811	0.1824	-0.5407	0.0001	0.1880	0.3815
Q1-4	-0.0033	3.9972	0.0000	-0.0556	0.7277	-0.0677	0.7020	-0.1354	0.3797	-0.3053	0.0465	0.0709	0.7697
Q1-5	0.0187	3.7083	0.0000	0.1242	0.4644	-0.1756	0.3477	0.2849	0.0813	-0.1901	0.2436	-0.0175	0.9457
Q1-6	0.0290	3.8583	0.0000	0.0285	0.8336	-0.0840	0.5723	0.2776	0.0332	-0.2054	0.1177	-0.0522	0.7992
Q1-7	0.0190	3.5748	0.0000	0.1032	0.5418	-0.0517	0.7832	0.0152	0.9254	-0.4348	0.0080	0.0161	0.9502
Q1-8	0.0221	3.9388	0.0000	-0.0741	0.6120	-0.2293	0.1545	0.0651	0.6410	-0.3099	0.0274	0.3529	0.1110
Q1-9	0.0744	3.3608	0.0000	-0.1600	0.4004	-0.1083	0.6078	0.2037	0.2653	-0.3713	0.0431	0.7730	0.0081
Q1-10	0.0533	3.6443	0.0000	0.0490	0.7457	-0.2844	0.0910	0.1814	0.2162	-0.2213	0.1283	0.5167	0.0259
Q1-11	0.0216	3.3385	0.0000	0.0433	0.8098	-0.1449	0.4649	-0.0725	0.6746	-0.3475	0.0452	0.4056	0.1380
Q1-12	0.0021	3.3939	0.0000	0.0443	0.8010	-0.0709	0.7166	-0.1680	0.3246	-0.3469	0.0409	0.1465	0.5844
Q1-13	0.0836	3.5431	0.0000	0.3333	0.0302	-0.0871	0.6048	-0.1829	0.2121	-0.4829	0.0011	0.1163	0.6158
Q1-14	0.0033	3.1423	0.0000	-0.0159	0.9279	0.1270	0.5148	0.1898	0.2612	0.1898	0.2612	0.1765	0.5092
Q1-15	0.0488	2.8406	0.0000	-0.3119	0.0805	0.0671	0.7313	0.3818	0.0253	-0.0682	0.6873	0.4447	0.0991
Q1-16	0.0237	2.6781	0.0000	-0.0245	0.9073	0.5261	0.0240	0.2650	0.1898	-0.1100	0.5856	-0.4680	0.1429
Q1-17	0.0206	4.0078	0.0000	-0.1480	0.3269	-0.3369	0.0436	-0.0058	0.9679	-0.3058	0.0356	0.3094	0.1768
Q1-18	0.1106	3.3131	0.0000	-0.0498	0.7707	-0.6821	0.0004	0.2638	0.1084	-0.0112	0.9455	1.0246	0.0001
Q1-19	0.0991	3.2817	0.0000	0.3125	0.0560	-0.2723	0.1281	0.1521	0.3334	-0.1972	0.2060	0.4954	0.0457
Q1-20	0.0255	3.1415	0.0000	0.0806	0.6943	-0.0308	0.8909	0.4845	0.0141	-0.0102	0.9587	0.2823	0.3631

※　網掛けは有意水準：p値<0.05

表：当センター作成

この回帰分析でも【図表４－２】と同じ支援体制に関する４つの設問が有意に推計された。

以上の推計結果から[23]、補助事業を実施した施設では、事業実施期間後に支援体制の整備に関する項目で実行度が有意に向上したといえる。そのため、補助事業は、意思決定支援に係る支援体制の整備を促すという点で効果があったと考えられる[24]。

なお、補助事業では県版ガイドラインに基づく意思決定支援に取り組むこととしており、理論的には県版ガイドラインに位置付けられる 20 の設問すべてについて実行度の向上が予想される。しかし、今回の分析では、各施設が県の補助事業を利用した意思決定支援の取組を開始してからおよそ半年後に第２回施設アンケートを実施しており、支援体制の整備以外の効果については、半年間という短期ではみられなかった可能性がある。

---

[22] 設定したダミー変数は、回答者が管理者である場合に１を取る（管理者ダミー）、サービス管理責任者である場合に１を取る（サービス管理責任者ダミー）、生活支援員である場合に１を取る（支援員ダミー）の３種類である。

[23] 他に、介入群ダミー、２回目ダミー、交差項、サービス管理責任者ダミー、生活支援員ダミーを投入した推計式による回帰分析も行い、同様に支援体制に関する４つの項目（Ｑ１－９、10、18、19）が有意に推計された。

[24] 「差分の差分法」により正しく評価を行うためには、①介入が行われなかった場合（補助事業が実施されなかった場合）に介入群と対照群は平行な時間的変化を示すという「平行トレンド仮定」、②介入と同じタイミングで介入群と対照群に対して別の外生的ショックが起きていないという「共通ショック仮定」を満たす必要がある。本分析においては、第１回のアンケート実施時点における実行度は介入群と対照群の間で有意な差がなかった（設問 13 を除く）ことから「平行トレンド仮定」を満たし、補助事業の実施を除き介入群又は対照群のみを対象に実施された別の事業は確認されなかったことから「共通ショック仮定」を満たすと判断した。

第５章　津久井やまゆり園における成立期の個別支援レベルの効果検証

第２章から第４章では事業レベルで効果検証を行ったが、本章では、成立期における津久井やまゆり園利用者の意思決定支援に係る取組に着目し、個別支援レベルで効果検証を行った。

意思決定支援は、利用者一人ひとりに対して実施されるが、利用者の意思を表す行動をどのように捉えたらよいか、判断には難しさがある。そのため、津久井やまゆり園の意思決定支援では、利用者一人ひとりについてチームを結成し、会議を開催している[25]。この会議を含め、津久井やまゆり園では、日頃の利用者とのやり取りや外出時の様子、意思決定支援の内容や判断の根拠、支援を行った結果を含め記録を作成している。

ここでは、2017 年度から 2022 年度までの期間で、会議ごとに県が作成している支援記録の中の「次回までの必達事項」部分に着目した。この部分は、ほぼすべての利用者について統一された形で記載されており、今後の支援の内容が端的に示されているためである。そこで、「次回までの必達事項」の記載をテキストデータとして、意思決定支援の取組が施設職員に与えた影響に着目したテキスト分析を行った。

１　分析方法（共起ネットワーク分析）

テキスト分析ソフト「KH Coder」を使用し、テキストデータ中の頻出語や単語同士の結びつきを明らかにする共起ネットワーク分析を行った[26]。

すべての会議記録を一括した分析も行ったが、支援記録を精査したところ、会議の回数が増えることで、類似した内容の記録が複数回連続する事例が確認された。このことにより、会議の開催回数が多い利用者の類似した内容の記録がより強く反映され、分析結果に影響を与える可能性が考えられた。そこで、開催回数の影響を回避するため、それぞれの利用者について、支援の初期段階として「最初の担当者会議」、支援が進んだ段階として「直近の[27]意思決定支援検討会議」の記録を使用し、一連の支援記録のうち、それぞれの会議１回分のみのデータを用いて分析を行った。分析に用いた会議数は、最初の担当者会議 123 件及び直近の意思決定支援検討会議 110 件である[28]。

２　分析結果

最初の担当者会議と直近の意思決定支援検討会議の記録について、それぞれ共起ネットワーク分析を行った結果、次のことが読み取れた。

---

[25] 標準的には、まず「担当者会議」、その後「意思決定支援検討会議」が実施されている。

[26] 個人情報及びプライバシー保護のため、次の対応を行った。①データは ID により匿名化された状態で受領した。②個人情報は含めず、上記「次回までの必達事項」の部分のみを抽出して分析に使用した。③その他、本県の「情報セキュリティポリシー」に従ってデータを管理した。

[27] 本調査研究の終了後も意思決定支援検討会議は継続的に開催されるが、分析対象とした会議記録のうち最後に開催された会議を便宜上「直近の」と表記した。

[28] できるだけ多くの記録を分析するため、支援の進捗状況により意思決定支援検討会議がまだ開催されていない利用者の記録も分析に用いた。そのため、必ずしもすべての利用者について最初の担当者会議と直近の意思決定支援会議の記録が対になっていない。

（1） 最初の担当者会議

最初の担当者会議では、「本人」の出現数が最多である。そこで、「本人」に着目して【図表５－１】を確認する。まず、「本人」「意思」「表出」が共起しており、本人の「意思」「表出」が当初の関心の中心であったことがうかがえる。このパターンは「確認」「記録」「家族」「検討」と関連づけられ、「確認」「記録」は「本人」「表出」「意思」とそれぞれ共起する。

【図表５－１】最初の担当者会議

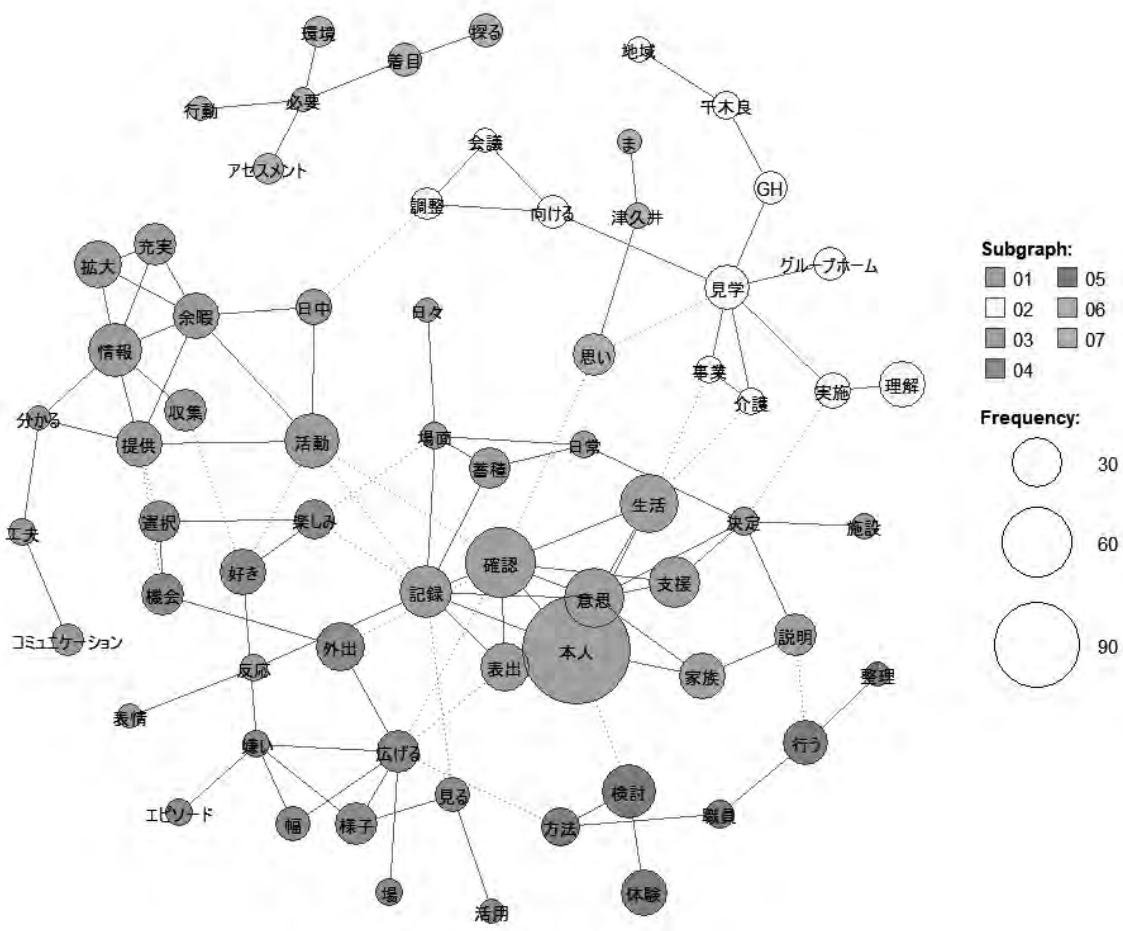

図：当センター作成

このことから、最初の担当者会議では、本人の意思表出の確認・記録が主題になっていたことがうかがえる。「確認」に関しては、「記録」「生活」「支援」「活動」「広げる」「思い」と共起する。「記録」に関しては、「外出」と共起している。「外出」は、「機会」「広げる」などとも共起する。

また、最初の担当者会議では、「外出」「機会」「選択」「楽しみ」「好き」と「本人」「記録」が共起の関係にあることから、利用者が外出機会を選択することで生じる「楽しみ」や「好き」などの反応を本人の意思表出として記録すると解釈できる。

「家族」からは、「本人」「意思」と「説明」がそれぞれ共起する。ここからは、

個々の利用者の支援について議論する担当者会議の中で、「家族とのやり取り」に意識を配っていたことが示唆される。「生活」についても、「意思」「本人」「確認」「決定」「日常」と共起しており、会議の場面で、本人の生活と意思決定支援の個別支援レベルの取組を関連づけていることがうかがえる。

（２） 直近の意思決定支援検討会議

次に、直近の意思決定支援検討会議についても、「本人」に着目して【図表５－２】の確認を進める。まず、「家族」が「本人」とでなく、「関わり」「交流」「工夫」と共起することを確認する。最初の担当者会議において、「家族」は「本人」「意思」と結びついていたが、直近の意思決定支援検討会議では「本人」と離れて共起する。この関係性を「本人」から見たとき、「拡大」「広げる」が「人」「関わり」を通して「交流」「家族」と共起する。また「交流」が「機会」や「環境」と共起し、利用者本人の第三者との関わりを見出すこともできる。このように支援に係る会議内での「家族」の単語が登場する場面が、「本人の意思確認」から「人との交流」に関する場面へと変化したことがうかがえる。

【図表５－２】直近の意思決定支援検討会議

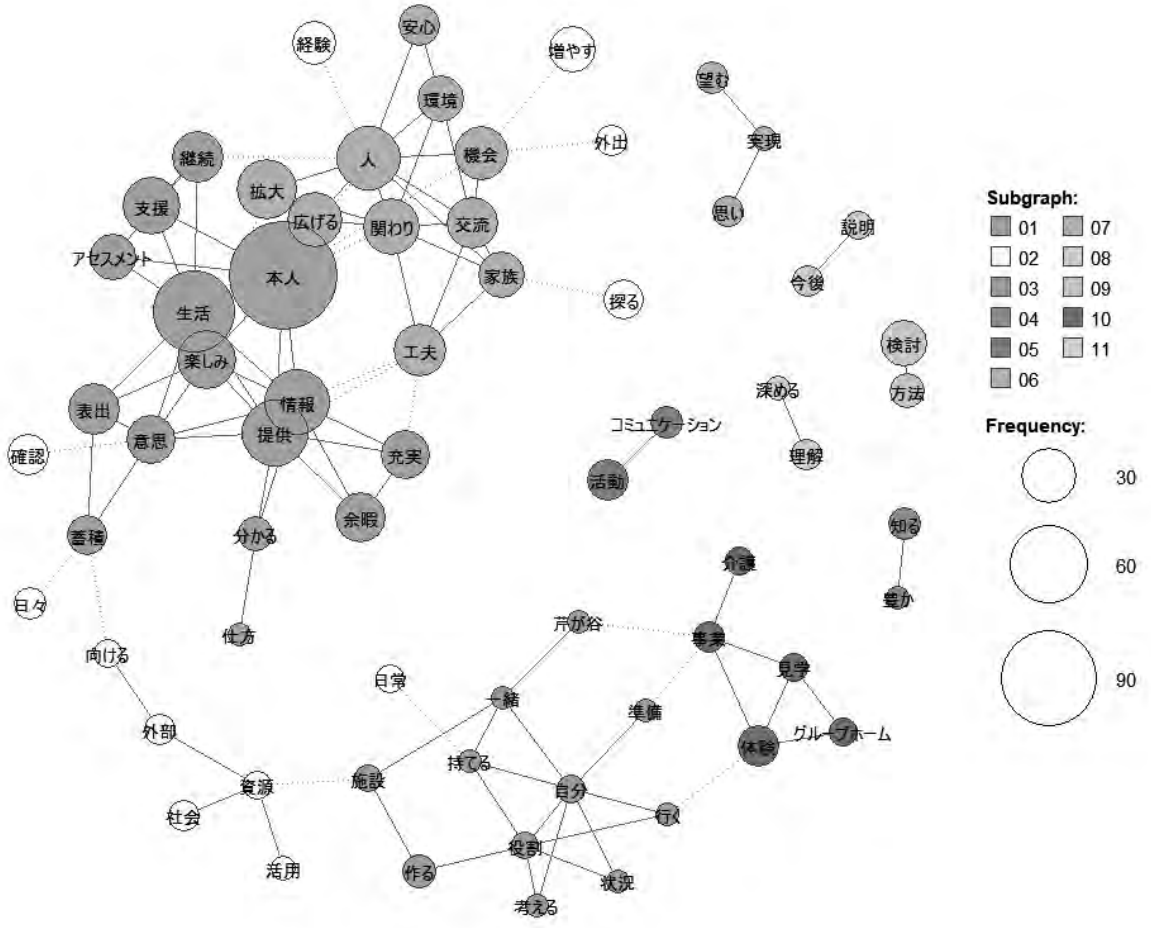

図：当センター作成

最初の担当者会議では「本人」「生活」と離れていた「アセスメント」「情報」等が、直近の意思決定支援検討会議では「本人」「生活」と共起された点に着目する。また、「生活」と「楽しみ」が共起し、さらに「アセスメント」や「支援」、「情報」「提供」などと共起している。他の単語との結びつきでは、「情報」「提供」は、「余暇」「充実」と共起する。同じく、「意思」「表出」は「蓄積」と共起している。

つまり、「本人の生活の楽しみ」に対して、余暇を含めた情報提供がある。このときの「情報」「提供」は、利用者本人の「意思」とも共起する。また、「意思」「表出」もそれぞれ「生活」「楽しみ」、「蓄積」と共起している。これらは本人の生活の楽しみに関わる「余暇についての情報提供」「(生活の楽しさに係る)意思表出の蓄積」と読み取れる。また、「本人」の「生活」「楽しみ」が「アセスメント」「支援」と共起しており、本人の生活の楽しみに着目した支援を行うことに対する施設としての評価体制が定着してきたことがうかがえる。

さらに、最初の担当者会議では抽出されなかった「役割」が、出現数はかなり小さいものの、直近の意思決定支援検討会議では抽出され、「作る」「考える」「持てる」「状況」「自分」と共起している。ここからは、利用者が支援を受ける立場から、より主体的な存在へと変化していることがうかがえる。

ここまで整理すると、津久井やまゆり園の取組では「本人の生活の楽しみ」への情報提供、意思表出の記録をアセスメントし、評価していたことがうかがえる。施設が家族を含め人との関わりや交流の機会を工夫する。さらに、利用者が支援を受ける立場にとどまらず、役割を持つ。これらのことが確認できた。

３　分析結果を踏まえた論点の整理

津久井やまゆり園利用者に対する個別支援に関しては、段階を経て、利用者本人の生活や楽しみに係る情報提供が行われたこと、意思表出の記録などのアセスメント・評価が行われたこと、交流機会の環境を整えたことなどが示唆された。意思決定支援が進むにつれて、利用者を支援の「対象者」として意思を汲み取ろうとする段階から、本人の生活や楽しみについて情報提供し、それに伴う本人の意思表出を蓄積し、アセスメントしていく中で、利用者を「主体的存在」と捉える段階へと推移したと解釈できる。

津久井やまゆり園における最初の担当者会議から直近の意思決定支援検討会議までの間に、利用者により異なるものの２～３年間にわたって意思決定支援の取組が実施されており、こうした長期の取組によって効果が現れた可能性がある。一方、前章で分析した補助事業実施の効果は検証期間が半年間であったため、意思決定支援の取組の効果が現れていなかった可能性がある。そのため、今後、全県展開を図る上でも、意思決定支援の取組の効果が確認できるようになるまでに少なくとも２～３年にわたる取組の継続が必要になることが考えられる。

４　効果検証結果の総括（第２章～第５章のまとめ）

第２章～第５章では、意思決定支援に係る県の取組の効果検証を行った。

まず、検証に先立ち、県の「７つの事業」を対象にロジック・モデルを作成し、

事業と「７つのポイント」の間の因果関係を明確化した。また、施設アンケートの結果から、「人間関係や社会関係を外へ広げる方向で支援すること（施設内で完結しない）」に係る項目の実行度が低いことが判明した。

続いて意思決定支援に係る取組の効果を検証する。「差分の差分法」を用いた施設アンケートの分析からは、県が意思決定支援を全県に広げるため 2023 年に実施した補助事業により、支援体制に係る項目の実行度が上昇したことが確認され、県の施策は支援体制の強化をもたらしたといえる。さらに、津久井やまゆり園利用者の支援記録を対象とした共起ネットワーク分析からは、意思決定支援が進むにつれて、利用者を支援の「対象者」として意思を汲み取ろうとする段階から、利用者を「主体的存在」と捉える段階へと推移したことがうかがえ、意思決定支援の取組が支援者による支援の在り方に変化をもたらしたといえる。

一方、意思決定支援の効果が現れるまでに一定の時間がかかることが示唆された。なお、津久井やまゆり園では今回検証の対象とした期間だけでも２～３年間という長期の取組を行っていることから、取組を開始した当初は明らかな効果がみられなくても、継続的に取り組むことが重要と考えられる。

第６章　施設職員の意見からみた意思決定支援の課題（県内施設全体）

第５章までに、本県の取組の効果検証として、事業レベル及び個別支援レベルで、県の取組が一定の効果を挙げたことを確認した。ただし、県の補助事業が施設の支援体制の整備に対して一定の効果を挙げたとしても、個別支援の取組では効果が現れるまでに一定の時間を要する。このことは、継続的な意思決定支援の取組によって、施設の支援体制と個別支援の在り方の整合性が得られることを示唆するものである。

ただし、個別支援の対象となる利用者は多様であり、かつ時間の経過により変化することから、施設の支援体制と個別支援の関係で課題は起こりうる。そこで、意思決定支援の全県展開のために①施設側の環境整備と個別支援をつなげた意思決定支援、②施設内での意思決定支援の取組と施設外での人間関係・社会関係とつなげた支援の在り方など、障害者支援施設利用者の生活の幅を広げる上での取組について、考察を深める必要がある。

まず本章では、全県展開を見据え、民間の障害者支援施設の施設職員が意思決定促進の上で重要と考えている点に焦点を当てる。考察に当たっては、前出の施設アンケートの設問のうち、対象とする意思決定支援に係る障害者支援施設職員の意識や課題等を把握するため、「意思決定支援の取組を促進する上で重要と考えていること」についての自由記述の内容を対象とする。施設アンケートでは、多くの意見が寄せられた（第１回（2023 年８月実施）問４には 110 件、第２回（2024 年３月実施）問５には 87 件）が、第１回施設アンケートの自由記述では、第三者の関わりの有効性、意思決定支援の流れの共有、支援の言語化等が示された。また、第２回施設アンケートの自由記述では、支援の連続性、職場環境、利用者の意思を支援に生かすための環境整備、ケアマネジメントの必要性等が具体的に示された。それぞれの違いを強調するならば、第１回では施設利用者の意思を汲み取ること、第２回では施設の支援体制に関することが主となっている。

以上のように、施設アンケートの自由記述内で書かれたまとまりを整理し、意思決定支援の全県展開に向け、障害者入所施設で働く施設職員目線の課題を見定める。

１　整理方法

本章では、自由記述で「書かれたこと」に着目する。整理に当たっては、寺下（2011）[29]を参照し、①全文を読み込む。②利用者・施設職員・その他の人々・施設に焦点を当てて整理する。③自由記述の内容を特徴ごとに分類し、「ラベル」（見出し）を付ける。④ラベルを集め、さらに上位の「カテゴリー」を作る。⑤文章化する。このような手順を踏んだ。さらに、③から⑤までを繰り返し、精緻化に取り組んだ。このように本文では、上述の①～⑤までの中で施設職員の記述内容の要素を取り出し、再構成した内容をまとめている。

また、「カテゴリー」については、２（１）～（３）及び３（１）～（６）の見出しのとおり整理した。なお、内容の整理に当たって記号や項目名は当センターで加

[29] 寺下貴美（2011）「第７回 質的研究方法論～質的データを科学的に分析するために～」『日本放射線技術学会雑誌』67（４）、413－417 頁

えたが、主に２及び３では記述内容の整理のみを行った。当センターの考察については、４で行った。

２　第１回施設アンケートの整理

以下は、障害者支援施設における意思決定支援の取組を促進する上で施設職員が重要と考えていることについて、第１回施設アンケートの記述内容の要素を取り出し、整理したものである。

（１）　意思決定支援を取り巻く状況と課題

ア　意思決定支援を取り巻く状況と施設側の取組

意思決定支援は一律の支援でないことから、利用者本人の理解とともに、利用者それぞれに対応した個別支援を行うことが必要であるが、入所施設での集団生活では、個別支援が難しい部分もある。また、職員それぞれが意思決定支援の主旨を理解しても、職員不足の現状では、理想とする支援の追求ができないことがある。さらに、利用者が長年の施設入所により地域や家族と疎遠になり、孤立・孤独化している現状がある。そうしたことから、意思決定支援といっても、現在のサービス等利用計画・個別支援計画の作成と変わらないのではないか。これらの課題を抱えながら、実際の現場では「入所者へのサービス」「内部で完結しない外とのつながり」などに取り組むことになる。このとき、支援の担い手である職員自身のゆとりや心の安定は必要である。

イ　意思決定支援の取組の課題と方策

現状として、意思決定支援を理解しても、業務量の増加と人手不足で手が回らない。しかし、人手の余裕がないと、意思決定支援を施設に位置付けるのは難しい。それでも、生活支援員が真摯に穏やかな気持ちで利用者に向き合うためには、加算ありきの報酬体系[30]の見直しだけでなく、直接利用者を支援する業務以外の事務的業務量の軽減、支援員のメンタルやモチベーション維持を含めた支援職員への配慮が必要になる。

これらの課題への方策として、分かりやすいフォーマットの作成、スタッフ同士でゆっくり考えるための一定時間を確保できる人材の配置と支援体制の整備がある。

（２）　意思決定支援で第三者の関わりがあることの有効性

意思決定支援として、場面ごとの記録が重要になる。意思表出ができる利用者には、要望に沿える支援計画を立てる。言葉での意思表出が難しい利用者には、日々の行動や表情から本人が好きな事や楽しいと思える事を観察する。その上で、他職員・家族・関係機関と相談しながら支援を行うことが望ましい。

支援員は、思いに向き合えば向き合うほど迷い、悩むことがあり、他の専門職や第三者の助言や意見を取り入れた支援を求めている。意思決定支援では家族

[30] 障害福祉サービスに係る報酬は、サービスごとの基本報酬に対して、要件を満たすごとに加算する体系になっている。

や行政など施設外の人たちとの関わりがあるが、例えば、日頃から本人・家族・施設職員を含め、様々な支援者が入った会議を開催する雰囲気作りに取り組むことや、利用者の生活の幅を広げるに当たって、その根拠となる多様な経験の個人的記録を積み重ねることなどで、利用者の支援の方向を絞ることができる。

（３） 意思決定支援の流れの共有と支援の言語化

ア 意思決定支援の流れの共有と状況の把握

現状として、利用者の意思の受け止め方は支援員ごとに異なる。そのため、利用者の取組を豊かにするためには、意思決定支援の流れと個々の情報の共有が必要になる。ただ、意思決定支援の仕組み作りに当たって、職場の人手不足・多忙な日常業務が課題となる。

それでも、ケアマネジメント[31]手法を通した全体像の把握として、すべてができていなくても、自分たちの取組がどのような状態にあるかを把握する共通認識は求められる。このとき、全体像を把握するために、家族・支援者、福祉関係以外の関係諸機関（医療機関等）の理解を促進し、関係構築に取り組む必要がある。

イ 支援の言語化

利用者の選択について、職員が「違う」（間違い）と判断することもありうる。その場合は、利用者がその選択をした理由に反応（なぜその選択をしたのか評価）ができるくらいのやり取りができるとよい。この取組は、なんとなく（普段意識せずに）できていることを言語化・理解することでもある。この取組を意識的に行うことで、支援の質の向上につながる。その上で、支援員はできる限りのサポートを行い、本人のできることを信じ、目標に向けて取り組んでもらうことで、利用者の声が聞き取れる信頼関係を形成・維持できる環境となる。これらの取組には、俯瞰的視点が必要である。

３ 第２回施設アンケートの整理

以下は、障害者支援施設における意思決定支援の取組を促進する上で施設職員が重要と考えていることについて、第２回施設アンケートの記述内容の要素を取り出し、整理したものである。

（１） 支援の連続性と課題

意思決定支援には、これまでの支援との連続性を見出すことができる。このとき、支援の連続性を支援員が理解し、また、利用者主体ではない部分に対して修正していくことを重視する。さらに、利用者が支援チームの中で発言ができる機会を作ることも求められる。加えて、「障害者支援施設での意思決定支援」

[31] 利用者が地域社会による見守りや支援を受けながら、地域での望ましい生活の維持継続を阻害する様々な複合的な生活課題（ニーズ）に対して、生活の目標を明らかにし、課題解決に至る道筋と方向を明らかにして、地域社会にある資源の活用・改善・開発を通して、総合的かつ効率的に継続して利用者のニーズに基づく課題解決を図っていくプロセスと、それを支えるシステム。（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部『相談支援の手引き［第２版］』2024 年３月）

の課題（利用者にとっての障害福祉サービスの使いにくさ、報酬体系、人材不足など）を軽減・解消するためのアプローチ（協議会等の活用、人材育成など）に取り組む必要がある。

これまでの支援との連続性を持った意思決定支援の具体的な取組として、次のような例がある。①本人の意思を推定する際に役立つ、家族の意思決定支援会議への参加を促す。②第三者の視点の導入や、利用者の意思確認を行った上で、活用できるサービス等に関する情報収集をチームで行う。③「外出」では、本人の興味や関心がある事を見つけ、自発的な商品の選択を促す。

その他にも、家族や第三者を含めた会議の設定、施設外の人的サービスなど社会資源の充実、意思決定支援の手段の浸透や入所施設の役割の明確化などが意思決定支援促進の上での課題である。

そして、これらの課題の軽減・解消に取り組むことで、社会全体の理解も進む。

（２）職場環境と支援の評価体制の整備

体制整備の課題として、現状では職員の慢性的な欠員状況がある。その理由として、業務の大変さや低賃金による意欲の低下などがある。対策として、意思決定支援を評価する体制整備や職員の精神的負担への配慮などがあり、これらの取組によって支援員が穏やかに利用者と接し支援する環境形成を促すことになる。そして、このような職場環境の整備によって、意思決定支援は自ずと定着すると考えらえる。

加えて、支援員は直接支援の中で具体的支援を学びたくても、実践の振り返りを施設全体で共有できていない場合もあることから、施設全体で評価を行う体制の構築が必要である。

（３）働き方と職場内外との関係

意思決定支援では、労働者の権利も考慮し、過重労働にならない配慮を必要とする。そのためにも、業務の効率化を一層進め、利用者について考えることができる時間の確保が求められる。また、入所歴が長い利用者ほど選択肢が固定されがちになるため、支援員は利用可能な社会資源や地域とのつながりを創意工夫することになる。このため、職場は「全職員がノウハウを覚え、実行できる組織」として、利用者の希望や要望を丁寧に聞き取り、アセスメントした上で職場内に情報共有を行う一方で、外部との協力関係の構築に取り組むことになる。

（４）支援員が「利用者の意思」を支援に生かす取組とそのための環境整備

社会体験を通した利用者の選択肢を拡大するためには、忙しい日常的支援の中でも、支援員が「利用者の意思」を支援に生かせる業務体制が必要である。なぜなら、多忙な職場環境で働く中で、改めて意思決定支援の時間を取る事は難しいからである。そのため、施設外の人たちとの関わり、利用者の言語の理解度を確認する方法、伝え方に関する研修、及びアセスメントがしやすい環境

整備などに取り組む必要がある。また、支援の機会は生活のあらゆる場面にあり、それぞれの場面で丁寧に取り組むための時間を必要とすることから、担当が変わっても、それまでの支援を継続することが重要になる。

（５）利用者の意思や社会資源を活用した支援と取り入れやすさ

利用者の意思は常に変化するため、現場が意思決定支援に取り組める時間と、ヒアリングシートの作成に取り組むための環境整備が必要になる。また、社会体験を通した選択肢の広がりを意識する必要もあるが、このとき家族の意見・要望や過去の個人記録を尊重するとともに、利用者にまつわるあらゆる社会資源や第三者の視点を必要とする。ただ、現状では人手不足のため、新しいことを始めることに負担感を感じやすい状況にあることから、施設内で意思決定支援を展開するためには取り入れやすさ（導入のしやすさ）が重要である。

（６）ケアマネジメントの必要性－意思決定支援の方向性と懸念

ア　意思決定支援の方向性と懸念

「意思決定支援」の用語を使わなくても、内容が意思決定支援の取組になる環境や仕組みを作る際には、会議や記録の在り方、実際の支援の展開、外部の事業所との連絡調整について、これまでの施設の在り方にとらわれず工夫を重ねる必要がある。一方で、意思決定支援を受け地域生活移行を選択する利用者はいることから、入所者や生活介護利用者の減少に伴い施設の収入は減少し、経営的負担が増える。また、慢性的な人手不足もあり、日々の支援や第三者との関わりなどが、職員負担につながることの懸念はある。

イ　ケアマネジメントの必要性

施設全体で意思決定支援に取り組むために、第三者の協力の充実は不可欠であるが、支援によって直ちに良い結果を出すことは難しい。それでも、支援の変化に伴い利用者にも何らかの変化はある。このとき、（第三者の視点を導入するために）支援員と利用者の変化を施設内の他の支援員に示し続けることは必要である。また、利用者の意思に基づいた支援を継続的に行うためには、職員や家族以外の人物や関係機関を含めたカンファレンスでの日程調整等を担うポストの設置などを検討する必要がある。

４　整理を踏まえた考察

以上のように、第１回施設アンケートからは、第三者の関わりの有効性、意思決定支援の流れの共有や支援の言語化等の課題がみられた。第２回施設アンケートからは、支援の連続性、職場環境、利用者の意思を支援に生かす環境整備、ケアマネジメントの必要性等について課題が具体的に示された。

意思決定支援の全県展開に当たって、障害者支援施設の職員目線からの課題として位置付けるために、本章の２と３で施設職員の意見を集約して得られた上述の論点を「個別支援と施設の支援体制」の視点から整理する。

一つは、利用者に関して完全な理解に至らなくても、個別支援を取り巻く状況を

含めた現状の把握を試みる点である。基本的に、利用者本人の理解とともに、利用者それぞれに対応した個別支援を行うこと、また施設職員が個人レベルで「なんとなくできていること」を言語化・理解することで、全体の支援の質の向上を目指すことができる。ただ、人手不足の現状や利用者の高齢化・重症化に伴う業務増加により、意思決定支援を施設に取り入れる際には様々な課題が想定される。そのために、意思決定支援の導入・展開に当たっては、施設内での取り入れやすさが求められる。例えば、事務的業務量削減のための分かりやすいフォーマットの用意などにより、施設職員の業務時間内に多少なりとも時間の余裕を確保することで、利用者について施設職員間で共有する時間や支援の振り返りなどに充てることができる。

もう一つは、ケアマネジメントの視点を通した施設内外の関係構築である。施設全体で意思決定支援を展開するために、俯瞰的視点に立ち、施設内外の状態を把握する。例えば、施設内で日常的支援と意思決定支援のつながりを見出す仕組みを作る。他方で、利用者の意思が常に変更しうる中で、施設外との関係として外出支援など利用者の選択肢の拡大を想定した意思決定支援を障害者支援施設の取組とする。これらの取組によって、利用者の意思を支援に生かし、施設全体で意思決定支援を展開する方向に近づく。

さらに、これら二つの取組では、施設の側に職員の処遇改善や施設役割の明確化が求められる。また、施設外の関係機関や地域の人たちに意思決定支援の取組を示すことは、福祉関係者だけでなく、社会全体の意思決定支援への理解を促すことにもなる。

第７章　外出支援が利用者の意思決定支援にもたらす効果
～人間関係や社会関係に着目して～

第６章では、障害者支援施設の職員からみた意思決定支援を促進するための課題を二つ示した。一つは、利用者に関して完全な理解に至らなくても、個別支援を取り巻く状況の把握を試みることである。もう一つは、ケアマネジメントの視点を通した施設内外の関係構築である。ただし、この二つの課題を関連付けたとき、意思決定支援における施設内外の取組の関係性を明らかにする必要がある。

そこで本章では、利用者の日々の様子及び支援の内容などの把握を目的として、「人間関係や社会関係を広げる」ことを意図した外出支援が、利用者の意思決定支援にどのような効果をもたらしているかを明らかにするため、施設へのヒアリングとともに、実際の支援現場において利用者と支援員双方の観察を行う。

具体的には、障害者支援施設・法人を対象として、ヒアリング及び同行観察[32]による調査を行った。対象としたのは、ヒアリングについて県外２法人（あだちの里、清心会）、同行観察について県内２施設（津久井やまゆり園、カビーナ貴志園）である。このうち県外２法人については、①利用者及び施設とも「地域と共に」を掲げた支援の取組を示している、②法人が入所施設以外に通所施設も有している、③ホームページで施設職員の働き方に言及している、の３点に着目して選定した。なお、同行観察を行った施設においても、若干のヒアリングを行った。前半では、ヒアリング・同行観察を行った県内外の障害者支援施設・法人の調査結果を記述・分類する[33]。後半では、調査を通して得られた知見について整理・考察を行う。

なお、本章では調査結果の内容を強調する場合には直接発言内容の引用を行った。それ以外の内容は、要約等を行い、本文中で参照している。

１　障害者支援施設・法人へのヒアリング等

（１）　社会福祉法人かながわ共同会　津久井やまゆり園（神奈川県相模原市）

ア　ヒアリング

津久井やまゆり園でのヒアリングからは、意思決定支援における効果として、次の２点が読み取れた。

（ア）　意思表出を記録する

第５章で取りあげた個別支援レベルの記録の分析で確認したように、県の取組に先行した意思決定支援の取組が、津久井やまゆり園で行われてきた。その取組の概略について、担当者である小林氏は次のように説明する。

> 半年ごとにサービス担当者会議で「好きな生活」について利用者を踏まえて話し合っており、会議の場ではアセスメントシートをサービ

[32] 実施に当たっては、あらかじめ当センターから、又は施設を通して本人及び家族に調査の趣旨を説明し、書面で同意を得た。

[33] 伊藤修一郎（2022）『政策リサーチ入門［増補版］』、4－5 頁．伊藤の整理によれば、政策リサーチの中で「現状確認型リサーチ（記述・分類）」と位置付けられる。

ス管理責任者、家族、本人と共有している。このとき、外出や通所の記録は、その人の支援の基になる記録である。利用者の好きなものについて、家族から本人のエピソードを聞きながら、このような体験をしてこうなったと利用者の様子も記録している。ただ、記録から情報を抽出しておかないと、記録を作っても流れて行ってしまう。そこで津久井では、その記録から情報を抽出して、アセスメントシートにまとめているが、ここまでの取組をチームで共有することが課題ではある。

「好きな生活」を主題に、利用者を含めてサービス担当者会議を開く。このとき、外出や通所の記録なども支援のために有用な記録となる。例えば、利用者との外出後に、同行した支援員は支援記録を書き、サービス担当者会議で共有している。この外出支援の記録を含め、津久井やまゆり園では日々の記録から情報を抽出し、アセスメントシートに記載することで、利用者、家族、施設の支援員等で共有している。

また、外出支援も、ただ外出したということではなく、支援の役に立てるために記録を残すことが重要である。ただし、費用の課題もあり、すべての利用者が外部ヘルパーによる外出支援を利用できないので、外部ヘルパーが使えない利用者については施設職員による外出を優先的に行っている。

これらの外出経験の効果として、「違うところにも行きたい」「また行きたい」など、外出の行先についての意思表出が増えたとのことである。このような意思決定支援の記録を付け、それを基に次の支援を計画する。このときの記録の仕方について、小林氏は次のように語る。

好きなものを選んで終わりではない。選んだことの結果も共有してほしい。選んだものが本人の好きなものであるとは限らない。支援員は「選んだ」ということでよしとしてしまいがちだが、例えば飲み物をどれにするか聞いて、ブラックコーヒーを選んだが、苦くておいしくないと思った、というところまで共有してほしい。コーヒーを飲んだ時の結果や状況までを記録することが、次の支援につながる。

選択だけで終了とせずに、結果を共有する。なぜなら、選んだものが本人の好きなものかを支援員が判断することが難しいからこそ、支援員は利用者が選んだから良いと思い込まないように、購入後の反応を踏まえた結果の共有が必要になる。この結果の共有に当たって、小林氏は「支援員の工夫がいる。どのような表情だったかなど主観も含め書いてもらうことが大事だ」とする。例えば、津久井やまゆり園では「笑った」だけでなく、「口角が上がった」など、その場の状況を記録する。

このような記録の付け方について、小林氏によれば、「結果と状況」を記録・共有し、次の支援につなげることで、記録の内容は発展する。誰が担当しても「支援の軸」に沿った適切な支援とすることができれば、利用者も「こ

の人（たち）に言えば伝わる」と安心感が増えるとする。

このように、外出などの経験を記録・共有し、利用者の個別支援にすることで、利用者の意思表出は変わり、生活が穏やかになる。他方で、支援員の支援もうまくなる。この循環を、小林氏は「意思決定支援は『エンパワメント支援』でもある」と述べる。また、個別の支援目標に関しては、一人ひとりの目標を支援員同士で共有し、それを踏まえた記録作成に取り組んでいる。このことから、小林氏は「意思決定支援を、感覚的にしないことが必要だ」と語る。

（イ） 社会関係を作る

小林氏は、利用者の人間関係・社会関係について、次のように語る。

> **いろいろな人と関わることが大事だと考えている。そうしないと、サービス提供者と利用者の関係では、施設すなわちサービス提供者ができることが利用者のできることのすべてになってしまう。それから、意思決定支援といっても、支援員の主観から離れられない。そうしたことでサービス利用者の声がなくなることを危惧しており、第三者の関わりが大事と考え、津久井やまゆり園では社会福祉協議会にボランティアを依頼し、外部のボランティアが定期的に来園している。来園したボランティアには特定の利用者と関係性を作ってもらうことで、施設の支援員ではない、関係性の近い人が利用者の側にいてもらえたらと考えている。**

小林氏が、利用者がいろいろな人に関わることが大事だと語ることの背景には、サービス提供者と利用者の関係性として「施設（サービス提供者）ができることが利用者のできることのすべてになってしまう」ことへの危惧がある。そのため、小林氏は第三者の関わりを重視する。例えば、津久井やまゆり園では外部のボランティアに特定の利用者と関係性を作ってもらい、支援員でない関係性の近い人を身近に置くことで、利用者の人間関係・社会関係の構築を試みている。

また、施設外の人たちとの関わりについて、小林氏は利用者が１人で外出し、歩いて近くのバスセンターまで行って電話をかけてきた事例を挙げる。この行動を「所在不明」「課題行動」と捉えたとき、それでは鍵をかけて外に出ないように、となってしまう。それに対して小林氏は、この事例をストレングスモデル[34]で捉える。小林氏は、利用者が自身でバスセンターまで歩いて行き、職員を呼び、施設に戻る手段を勝ち取った点に焦点を当て、この経験から新たなスキルを利用者が身に付けてもらえたらと語る。このように、津久井やまゆり園では、施設内外で利用者の社会関係の形成を試みている。

---

[34] 障害特性や問題行動等の「弱み」ではなく、利用者の「強み」や「ポジティブな特性」、「成長の可能性」などに着目すること。

イ　同行観察[35]

今回同行した利用者が暮らすユニットでは、本を集めている。集めた本は個人のストックであり、今回同行観察を実施した外出は、その買い出しが目的である。また、利用者は、施設内では自治会の取組や、社会福祉協議会や特別支援学校と一緒に相模湖周辺の花壇に花を植えるといった活動にも参加している。他にも、施設として地域の商店などと関係作りを行い、施設外とのつながりを維持するよう努めている。

以下では、センター職員が観察した、利用者及び支援員の様子を記載する。

（ア）　出発

居住棟から、施設職員と一緒に利用者が出てくる。利用者は、施設職員を離れ、支援員に近寄る。階段を上がり車に向かう間、支援員は世間話のように今日の予定について話しかけていた。利用者は、車内でどこに乗ればよいかを認識している。

支援員が示したボードには、写真と共に「中古書店」[36]「洋菓子店」と書かれたマグネットシートのカードが貼られており、裏面には、「いきさき」として、上からカードを貼る空欄が二つ、「公園」「やまゆり園」が縦に並んでいる。支援員が利用者に一つずつ「いきさき」を説明し、「中古書店」と「洋菓子店」について「どっちから行く？」と確認すると、すぐに利用者は指さしで「中古書店」を選ぶ。その様子を見た支援員は、「まずは中古書店ですね」と利用者に確認する。

（イ）　中古書店

店内で利用者は、立ち止まった棚で 15～20 分程度かけ、手に取った本を開き、棚に戻す。支援員は、棚から本を出し入れしにくい時に手伝うが、特定の本を勧めたりはしない。利用者がひととおり本を選んだ様子を見て取り、支援員が「ＯＫ？」と声を掛けると、利用者はうなずく。そして、レジに向かう途中で利用者は立ち止まり、入店後すぐに確認していたコーナーから１冊の本を手元の本に加える。

支援員が代金を支払い、店員は利用者にレジ袋に入れた本を渡す。すると、利用者は自分の意思が伝わっていないと思ったのか、購入した袋を手にしなかった。利用者は、カウンター越しにテーブルの奥の方へ視線を送り、何かを求めている様子だった。このとき、店員、支援員も不安そうだったが、利用者の振る舞いから、レジ袋をセロハンテープで留めることを求めていると認識し、店員が改めてテープを貼ってから渡すと、利用者は納得した様子で受け取った。その後、支援員と利用者は、本の購入が終了したことと次の行先を確認する。

---

[35] 外部の完全有償余暇支援事業所の支援員による外出支援に同行した。

[36] 実際には具体的な店舗名でやり取りがなされていたが、プライバシー保護の観点から一般名称に置き換えている。以下同じ。

（ウ） 洋菓子店

入り口で支援員がかごを渡し、利用者は店内を見て歩く。利用者は最初、顔を寄せて商品を見ていた。適宜、支援員から「がんばろう」「そろそろ決めようか」と声掛けがある。利用者は焼き菓子の棚からパンケーキを手に取るが、いったん棚に戻す。少し時間が経ってから同じパンケーキをかごに入れ、レジに向かう。店員が「すぐにご利用になられますか」と確認すると、利用者は小さくうなずく。

退店後に車に戻ると、支援員は訪問先のカードを示し、洋菓子店での買い物が終了したことを利用者に確認し、次の行動について「公園に行く？食べる？」と聞くと、利用者はうなずく。

（エ） 公園

到着後、利用者は公園のイスに座り、菓子店で購入したパンケーキの包装を自分では開封せず、支援員が開けるのを待つ。支援員が開封すると、パンケーキを食べる。食後に、支援員が「ジュース買う？」と聞くと、利用者はうなずき、公園内の自動販売機の方へ歩く。支援員が利用者に小銭を渡し、利用者は自分で自動販売機に小銭を投入する。次に支援員が「（欲しい商品は）どれ？」と確認すると、利用者は３段のうち下の段を見ていたが、最終的に真ん中の段にある商品を選び、購入する。続けて、支援員が「飲んでいく？車で飲む？」と確認すると、利用者は車に向かって歩き始める。車の中で、支援員と利用者はやまゆり園に戻ることを確認した。

（２） 社会福祉法人あだちの里（東京都足立区）

ア 施設概要（希望の苑）

あだちの里では、重度知的障害者が生活する入所施設「希望の苑」（法人本部に隣接）を見学した。

（ア） 構造

全体で 60 名が入所し、そのうち 41 名が強度行動障害である。

３階：男性のみ４ユニット。リビングのような広めのスペースで過ごしている。

２階：男女で７ユニット。居室やロビーなどで過ごしている。

すべて個室である。また、２階及び３階には一部短期入所のためのユニットがある。近年、介助を必要とする入所者の増加に伴い、小便器を新設し、個室は車椅子の利用者でも介助できる大きなスペースにする改修を行った。各フロアには汚物等で汚してしまった場合のために、シャワー設備などがある。このような改修は毎年のように実施しているが、改修の設計には現場職員が必ず入り、現場の意見を反映した改修を行っている。

（イ） 居室等

事故時などに備え、透明性を確保するため、プライバシーに配慮しながら、

カメラ映像を２週間～１か月間保存している。全介助の利用者の場合には、ＩＣＴ技術により起床等による利用者の体重移動の状況について職員側での把握が可能である。自立訓練棟には、敷地内で隣接した、グループホームやアパートを模した部屋がある。

食事については、入所者の高齢化が進み、食事介助が必要な人が増えたことから、各フロアの活動室を食事場所とし、利用者は時間差で食事を取ることとした。なお、自閉傾向にある利用者向けには、食事スペースに衝立を用意している。また、別料金での補食や、職員とコンビニでおやつを購入する機会もある。

イ　ヒアリング

（ア）　利用者の日常生活について

日中は、創作活動、ウォーキングなどの運動、清掃などの自立訓練を行っている。日々の利用者の情報について、グループウェアで服薬や対応の変更などを職員間で共有している。すべての常勤職員にグループウェアのアカウントを与えており、非常勤職員にはリーダーから必要事項を伝えている。また、朝礼と夕礼で重要事項や通院履歴など様々な記録の共有と申し送りを行っている。

（イ）　意思決定支援について

ａ　利用者委員制度

利用者の中から利用者委員を選任し、日中活動の内容や行事への参加方法などを話し合い、運営に反映している。例えば、他の利用者から意見を集め外出先を決めたり、隣の通所施設からパンを仕入れ、他の利用者や施設職員に売るイベントなどを催した。このような利用者の取組を、施設側は利用者が「自分たちのことは自分たちで決める」自治活動として位置付け、フロアごとに１人配置している担当者が支援している。また、発話が難しい利用者に関しても、絵カードやタブレットを活用し、委員として自治会活動に参加している。

ｂ　タブレット

施設内にセキュリティ Wi-Fi を導入し、タブレットを１フロアに３台配置した。利用者に映像を見せ、欲しい物や行きたい場所の検索などに活用している。この取組により、視覚的に情報が入ることで、利用者が日常生活で安心する場面があり、支援員の負担軽減につながっている。また、福祉事業者向けのソフトウェアを使い、バイタル情報なども記録している。利用者を見守る場で情報を入力し共有できることから、業務時間は短縮する。

ｃ　社会体験について

利用者一人ごとに外出支援を最低年 12 回行っている。以前は、担当者

により外出頻度にばらつきがあり、外出支援に熱心な支援員に実施が集中していた。そこで担当者全員が年 12 回は頑張ろうと、支援員側で「年 12 回」の外出支援の回数を決めた。

１回の外出では、利用者３人くらいが集まり行動する。朝食後すぐに出掛けて丸１日の外出や、夕食を兼ねてイルミネーションを見に出掛け、21 時頃戻るなど長時間の外出もある。また、近所の美容室に頻繁に髪を切りに行く利用者、少し遠くても気に入った美容室を選ぶ利用者もいる。普段は衣料品店や書店等で買い物をしているが、年１回は事業者を施設に呼び、洋服販売を行っている（利用者には事前にチラシを見せている）。中には気に入った服を購入し、早速着替えて職員に見せにくる利用者がいる。

d　支援体制について

個別支援計画の面談は、原則として年３回（支援計画立案、モニタリング、総括）実施し、利用者も同席している。共生推進本部室職員が、「工夫した外出計画などは職員にとっても楽しいのではないか」と問い掛けると、あだちの里の管理職からは次のような応答があった。

> **職員との面談では、大変だが仕事は楽しいとの声がある。施設の車を運転するには安全運転ができているかのチェックを受ける必要があり、以前は事故の不安から施設の車の運転を敬遠する職員が多かったが、最近はチェックを受けて積極的に外出支援をする職員が増えてきた。**

楽しく利用者の支援計画を作成できることが、職員のモチベーションになる。このモチベーションを維持するため、あだちの里では職員の労働環境が良好なものとなるよう、次のような取組を行っている。例えば、東京都が用意した居住支援特別手当に上乗せして、法人独自の手当を支給している。職員の休日については、曜日による不公平が生じないよう、全員一律の休日日数としている。また、有給休暇は最低年５日取得を義務とし、入職１年目は 15 日、２年目以降 20 日を付与している。消化率は、年により５～７割程度である。なお、これらを踏まえプライベートを重視する若い職員も極力希望が叶うようシフトを作っている。

施設の支援環境としては、利用者と職員の人数比は 1.5：1 の割合となっており、日中業務としては比較的余裕はある。ただし、夜勤などの変則勤務もあり、常にすべての職員を充てることはできないことから、まだ職員数が十分とは考えていない。これまで勤務体制として、支援内容で担当する職員を分けていたが、当事者意識を持てるよう、現在は支援内容を超えて全員で利用者を見る体制になっている。

医療機関との協力体制としては、週に一度理学療法士から助言を受けている。他にも、作業療法士と言語聴覚士が、それぞれ月に一度来所し、評価・訓練を受けている。さらに歯科・内科・眼科・精神科・皮膚科の医師

にも往診に来てもらい、必要に応じて通院している。なお、重度知的障害や強度行動障害があることで、入院や通院を断られることもあり、必要な医療が受けられないことが課題となっている。

e　地域との関わり

当該施設は足立区内唯一の施設であることから、「区民に使ってほしい」との区の要望があり、利用者は、住民票が足立区にある人に限られている。また、区内に住んでいる職員も多く、利用者と同じ地域に住み地域を知っていることから、支援にもメリットが生じている。さらに、法人として通所施設と入所施設があることから、利用者が通所から入所へ移行した場合であっても顔見知りの職員がいることになり、利用者家族からは、入所に当たり安心だと言われることがある。この関係性には、利用者と顔見知りでない職員にとっても、同じ施設内で利用者のことを聞けるメリットがある。

なお、施設として外泊の制限はなく、週末をまたいでの外泊、土日だけでなく平日に外泊を選ぶ利用者もいる。ショートステイなどの入所時の面談では、既往歴や幼少時のことも聞いているが、分からない点がある場合は過去に利用した他の施設に問い合わせ、十分な情報を得られないときは、通学していた特別支援学校から情報を得ることもある。

また、別の施設に移行する際には、本人の意思を聞きながら移行先について検討する。例えば、高齢になり、要介護度が上がった利用者の有料老人ホームへの移行の際にも、本人の意思を含めて会議を続けることで、本人の希望に沿った支援を行った。

（３）　社会福祉法人唐池学園　貴志園　カビーナ貴志園（神奈川県綾瀬市）

ア　ヒアリング

利用者（Ａ氏、Ｂ氏）[37]への同行観察の前に、担当支援員である渡辺氏へ簡単なヒアリングを行った。外出を通じて利用者にどのような変化があったかと質問すると、渡辺氏は次のように説明する。

人それぞれだが、生活の幅が広がり、できることが広がった。ある利用者（同行した２名ではない）は、希望している目的地が遠いこともあり、今できることから一つ一つ取り組んでいる。靴を選びに行く、バスに乗るなどの「練習」をすることで、徐々に１人でできることが広がった。今回外出する２人は、これまでは土日の時間が暇だったが、現在は外出が楽しみの一つになった。また、月１回は外出を通して友達等と会話を楽しみながらお酒を飲みに行けるようになったことで、それまでの期間は飲酒も我慢できるようになり、外出時以外にはお酒をほとんど飲まなくなった。

[37] ２名とも発話可能な利用者である。

また、普段は施設以外の人と話す機会はないが、外出することで、地域の人たちと出会うことがある。今回の同行観察では、第三者として関わったセンター職員に対して、利用者から「面白かったよ」との反応があった。このやり取りについて、渡辺氏は「園の外の人と関わることがあまりないので、嬉しかったのだろう」と利用者の行動を解説する。

この取組の企画段階では、施設内に「飲酒の機会が刺激になって止められなくなるのではないか」との意見もあった。ただ、この意見も外出時の飲酒の禁止を求めたものではない。外出時の飲酒をした後どのように本人に関わるのか、本人にとっての飲酒の意味なども考えて実施することが大事であると改めて共有する中で、「本人の希望に沿ってやってみよう」「やってみた結果をみて再度考えてみよう」ということになり、外出支援の方針が決まった。

結果として、渡辺氏は日々の生活での飲酒制限を利用者と約束した上で、飲酒機会の確保を意図した外出経験は効果があったとする。例えば、飲酒の機会のある外出を始めてから、利用者の１人はお酒を買うことが減り、半年から１年くらいの長い時間をかけてうまくお酒が飲めるようになった。なお、外出の企画書に本人の希望を書き込んでおり、実際の外出記録については他の職員も見られるように共有している。

その他にも、施設内で利用者の意見を聞く仕組みとして、利用者の自治会があり、「喧嘩しない」「暴言は嫌だ」など、理想の施設での暮らし方について話し合っている。自治会には支援員も関わりながら、１～２か月に１度開催し、通所利用者・入所利用者とも集まれる人が集まっている。

イ　同行観察[38]

（ア）　出発

支援員が車の準備ができたと声を掛けると、利用者たちは自分で１階玄関に降りて園の車に乗り込む。このとき渡辺氏の声掛けを受けて、利用者はシートベルトを着用する。センター職員の１人がシートベルトの位置に戸惑っていると、利用者Ａが「ここだよ」とシートベルトの位置を伝えてきた。

外出の際には、様々な条件を考慮する必要があり、行ける範囲も限られ、その中で支援員が候補となる店を探してきた。今回の温浴施設[39]及び飲食店でも、利用者が他の店舗を利用した実績を踏まえて決まっていった。外出は、基本的に月１回行っているが、支援員の勤務時間のどこに外出の時間を入れるかなど、スタッフ同士で協力して調整している。これらの取組について渡辺氏は、外出し一緒に入浴や食事を取ることで、利用者との関係が深まるなどのメリットを挙げる。このとき施設側では、外出時の支援員の食事代などの費用について、一定金額を負担している。

[38] 施設の職員による外出支援に同行した。
[39] 温浴施設における入浴には同行しなかった。

（イ） 飲食店

センター職員も利用者・支援員と同じテーブルに着く[40]。利用者と渡辺氏は温浴施設での入浴後に飲食店を訪れ、合流した。注文の品が届くまで、渡辺氏はセンター職員に対して温浴施設に水風呂やサウナがあったことを説明しながら、利用者たちとは次回の入浴計画を話題にしていた。

渡辺氏が利用者にメニューを示し、「何がいいですか？Ａさんは刺身がいいと言っていたよね、あるじゃない。Ｂさんはうなぎが食べたかったんだよね」などと声を掛けながら、メニュー選びを進める。利用者Ａは「刺身定食」を指さしたが、おかずの多いメニューだったため、渡辺氏が「この前はお腹がいっぱいになったよね」と声を掛けると、利用者Ａは「刺身とご飯セット」を選ぶ。一方で、利用者Ｂは前から希望していた「うな重」を選んだ。

続けて、渡辺氏は「飲み物はどうする？」と確認すると、利用者Ａは焼酎の一つを選び、渡辺氏から「何かで割る？」との確認には、「氷」と答える。一方で、利用者Ｂは日本酒を選んだ。店員から「冷ですか」と聞かれると、渡辺氏が「冷たいの？」と利用者Ｂに確認し、利用者Ｂは「冷たいの」と答える。

頼んだ食事が出てくると、利用者Ａは、刺身を醤油につけながら、茶わんを持ってごはんやお吸い物を食す。利用者Ｂは、うな重を前に笑顔を見せ、一度すべての蓋（うな重、吸い物、茶わん蒸し）を取り、食す。最初は食べ難そうな様子だったため、渡辺氏が「スプーンは必要？」と聞くと、利用者Ｂは首を横に振る。

２人は、まず食事を取り、その後、飲酒するスタイルである。利用者Ａはセンター職員に「家はどこ？」「猫は好き？」「イチゴは好き？」など繰り返し質問をする。センター職員の答えが利用者Ａ自身と同じだと、「同じ」と言って握手を求めてきた。また、「新聞、何取ってるの？」との質問では、センター職員が答えた上で問い返すと、利用者Ａは自身が読んでいる新聞の名称を答えるなどのやり取りがあった。

また、利用者Ａが２杯目を飲み終える頃に、渡辺氏が「酔っぱらったの？」と様子を伺う。利用者Ａは右手をこめかみの辺りで回す仕草を見せ「頭、回っている」と答える。それでも、２杯目を飲み終わった後に利用者Ａは、渡辺氏に「もう１杯飲んでよい？」と確認し、渡辺氏が「ボタンで（店員を）呼んで、自分で頼んで」と応じると、利用者Ａは自ら注文ボタンを押し、メニューを指してサワーを注文した。渡辺氏は、利用者Ａのできる範囲で注文を任せていた。

他方で、利用者Ｂは飲酒を１杯で終えた。利用者Ｂがお銚子をお重の上に乗せると、渡辺氏は「Ｂさんはもういいの？」と様子を伺う。すると、すぐに利用者Ｂは「もういい。明日も仕事だ。起きられなくなる」と応答する。また、

[40] センター職員が同じテーブルに着くことは、事前に了承されていた。なお、支援員及びセンター職員はアルコールを取っていない。

飲食中には園での仕事に話題が及んだ。利用者Ｂが「シール貼りは飽きる」として草取りを希望するが、利用者Ｂに屋外での仕事が難しい事情があることから、渡辺氏は「他の仕事もあるか聞いてみる」と応える。他にも、食事をしながら利用者Ｂは「帰ったら家に、元気か電話したい」と要望を伝えると、渡辺氏は「いいよ。（電話したいと）言ってください」と了解していた。

（４） 社会福祉法人清心会（埼玉県秩父市）

ア　施設概要（さやか・ぽてとハウス）

清心会では、重度知的障害者が生活する入所施設「さやか」と地域移行型ホーム「ぽてとハウス」の２施設（法人本部に隣接）を見学した。

（ア） 入所施設「さやか」

1983 年に建築した建物であり、その後大規模改修を行った。以前は細かく部屋を仕切っていたが、仕切りを外して１階は開放的な食堂スペースとした。床に座る利用者もいることから、一部は床暖房のスペースを作っている。食事の際には、以前は一人ずつ職員が配膳していたが、今はセミセルフ方式で３種類からメニューを選び、利用者自身で配膳している。約半数の利用者はこの方式で食べており、残りの利用者は職員の介助で食事を取っている。施設では常時カレー、ご飯、麺類などを用意している。

日中の活動としては、月１回、作業療法士が来所して嚥下等の支援を行っている。また機能訓練を行うだけでなく、絵を描く、周囲のウォーキング、ドライブに出掛けるなどの時間がある。日常の外出では、職員５人で６～８人程度の利用者に対応している。看取りの場面もあり、現在は相談室に施設内で亡くなった９人の利用者の位牌を安置している。高齢になると家族・親族と疎遠で、遺骨を受け取ってもらえないこともあり、街の中に施設の墓を作り、利用者が作業の一環として清掃を担っている。

（イ） 地域移行型ホーム「ぽてとハウス」

「ぽてとハウス」は入所期間を２年間に限った地域移行型グループホームであり、宿直室を挟んで左右に１ユニットずつある造りになっている。グループホームでは、利用者は下膳や食器洗い、洗濯物干しなど、入所施設ではあまり行っていなかったことにもチャレンジしている。この活動によって、利用者の片付けなど生活の意識は変わった。この地域移行型ホームを経験した利用者の中には、もう元の施設に戻りたくないと話す者もいる。また、法人の「皆で支える」の指針により、管理職も含めて夜間業務を行っている。

イ　ヒアリング

（ア） 法人の理念と地域移行

清心会では、アートなどのコンテンツを作り、地域の人たちとの社会的・心理的距離を近くすることが良いのではないかと考えている。基本的には、いろいろな施設を見て、良いと思った取組を取り入れる方針がある。

施設入所者の数を減らす際に、グループホームが受け皿になった。一時は入所を無くすことも考えたが、下限の 30 人にとどめた。地域に出たいか利用者の意向確認を行う施設もあるが、（清心会では、原則として）全員が地域に出る。その上で、施設に通所すればよい。もし失敗したら施設に戻ってくればよいとの指針がある。

基本的には、入所施設からグループホームへ移行し、さらにアパートを借りての一人暮らし、実家暮らし、結婚して一緒に暮らすなど居住の幅がある。これまでに 100 人程度がグループホームに移った。この移行では、法人の中に入所施設、グループホーム、通所事業所、居宅介護などあらゆるサービスがあるため、地域移行による入所施設の利用者減少の経営リスクは少なかった。それもあり、入所施設としては、重度や強度行動障害の人たちが、刺激がないところで生活リズムを整えることを目指している。地域生活移行を急いで目指すのでなく、２年間に限定して地域移行型グループホームで地域生活の準備をした上で、その後に地域で暮らす。相性がよいヘルパーが担当するなどの配慮をして、行動援護、移動支援を行う点では、入所もグループホームも同じである。ただ、グループホームの方がサービスは利用しやすい。

（イ） 意思実現

清心会では、意思確認にとどまらず、意思実現をしていきたいと考えている。利用者が「どこへ行きたいか」を伝えても、入所施設では「また今度」と受け流してしまうことが多く、３～４か月に一度、４～５人で出掛けるくらいが限度である。一方、グループホームでは、大半の利用者がヘルパーの支援で月２～３回は買い物、映画、温泉などに出掛ける。お金とヘルパーの手配が課題であるが、職員や理事長も土日にヘルパーとして支援を行うことがある。

清心会では、基本的に、外出できる人であればグループホームへ移行できると考えている。また、入所者には、契約の時点で成年後見人を付けてもらっている。利用者も、「会いに来た」など自分のために会いに来てくれることが嬉しい様子である。施設としては、成年後見人と月１回連絡を取っている。また、社会福祉協議会の成年後見人も頻繁に訪問してくれる。

成年後見人は、家族の場合もあれば、育成会や社会福祉協議会からの紹介、裁判所の選任、経済的に豊かな場合は弁護士など、様々な人が就いている。しかし、このように後見人を求めることは、利用者の家族にとってハードルでもあることから、成年後見人が必要と聞いて入所に至らないことがある。

（ウ） 体制

職員の数は、利用者と職員の比率が 1.5:１の割合であり、日中業務としては比較的余裕はあるが、他の施設と同様に求人サイトを使い常時募集している。それでも応募状況が良いわけではないが、高卒の職員採用は増えている。今後、外国人雇用も視野に入れているが、最後は職員間の人間関係に

よって職場の働きやすさは決まると考えている。

また、現在、処遇の改善を進めている。例えば、希望する職員は手当が付く夜間勤務を増やすことができ、また、希望者の少ない年末年始の勤務などにも手当を支給することとしている。一方、若い人のキャリア志向は減っており、結婚している職員では、夫婦で 0.5 人分ずつ稼げればよいと考える人もいる。ただ、施設で月に 130～140 人の夜間勤務職員が必要であることから、毎月一人当たり３～４回は担当する必要がある。法人としては、子供がまだ小さい職員もいることから、夜間勤務を積極的に担当する職員がいると施設運営として助かる。

このように、清心会では職員の個性を生かすことを意識している。また、職員同士の人間関係の改善、職員の福利厚生を整えることで、支援の質が上がると考えている。給与面については、地域内でみれば他の企業に匹敵する処遇である。なお、近年では、在職期間が３年未満の退職者はいない。

（エ） 人材育成

月例研修会として、毎月１回 60～120 分程度の勉強の場を設けている。嘱託医には看取りについて、看護師には衛生や薬について聞くなど、今困っていることについて話を聞く機会としている。時折、外部の福祉関係者を呼ぶこともあるが、講師は主に身近な人や自前で対応している。

（オ） 情報共有

職員の情報共有にスマホアプリを使っている。１か月前の報告を紙で提出するよりも、このアプリを使う方がより早く情報共有ができる。報告内容は、毎日４～５行程度の分量が多く、記録には写真や絵文字、ハートマークなども使うことができる。場合によっては、１行の文と１枚の笑顔の写真の方が伝わることもある。

管理職は、どの利用者の記録も見ることができる。支援員は個人のアカウントであるが、担当している利用者の記録しか見られない。職員は守秘義務を負っており、個人情報保護上の問題はない。また、家族も利用者の記録を見ることができる。記録の中には、利用者に対して礼儀を欠いた表現がされてしまうことなどが 100 件のうち２～３件程度あるが、その場合は管理職が都度注意し、改善に努めている。ただ、情報漏洩などへの懸念についての対応は今後の課題である。

入所施設等にも Wi-Fi を設置しており、情報共有はしやすい。バイタルなどをその場で測り、共有する事ができる。それだけで支援職員としては時間にゆとりができ、法人としても施設ごとの状況把握に役立っている。仮に、一人当たり月に 1,000 円の利用料が必要だとしても、利用者の生活と活動、利用者の間接支援を考えると、スマホアプリの利用は有益であると考えている。

（カ） 地域との関わり

施設の運営に関して、外部からボランティアが入っている。イベントでは、更にライオンズクラブからのボランティア、子供のボランティア、民生委員、更生保護委員や保護司なども加わっている。また、施設でのバザーの案内を掲示すると、地域の方々も多く参加する。

清心会が所在する秩父地域には、有名な「秩父夜祭」など多くの祭りがある。これらの祭りに利用者も参加している。昔はお祭りの好きな利用者が 20～30 人で山車を引いたこともあったが、現在では高齢化で歩けない利用者も多いので、そこまでの参加はできていない。それでも、秩父夜祭の本祭がある 12 月３日は、祭りへの参加も考えて、休日体制としている。

地域の受入状況は、良好である。以前はグループホームを作る際は近所の同意を取るよう県から求められ、説明会を開催し、建物を塀で囲うなどの対応を行っていた。ただ、そうした場合であっても、２～３人たどれば知り合いに行きつく地域ということもあり、職員や知り合いを介してグループホームについて説明することができ、施設の隣の方がホームの世話人になってくれたりした。

また、昨年からは行政等と虐待防止などの案件について、秩父地域自立支援協議会などで共有しており、虐待の可能性がある案件が生じれば、ケースによって市職員も参加する。法人で相談支援事業も実施しているので、行政とのやり取りは多い。

（キ） 看取り

利用者の高齢化が進んでおり、60 歳以上の利用者に対して、自身が亡くなった後はどうしたいのか、元気なうちに意向調査を行った。この取組のきっかけは、施設で最期を迎えた利用者がいたことである。看取りに訪問看護を入れていたが、下手に医療を施すのでなく、上手に「枯れて」いく方が本人にとって楽なこともある。このとき、後見人や普段接している職員がどう見ているかを話し合い、施設での看取りを決めた。

これを機に、嘱託医からも看取りについて法人として考えようと話があり、懇意にしている他の法人などから話を聞いたりした。看取りの後で、施設内で「しのぶ会」を開いたが、支援員のチームワークの改善にもつながったと認識している。

２　調査結果を踏まえた考察

ここでは、障害者支援施設・法人を対象とした調査から得られた知見を整理し、施設での暮らしと施設外での取組の視点から考察を試みる。

【支援記録による支援の質の向上】

まず、外出支援により、障害者支援施設での利用者の生活が落ち着き、支援員も支援がうまくなる。例えば、津久井やまゆり園では、外出支援の記録をアセスメントシートに記載しているが、これには個々の記録を日々の支援に役立てる狙

いがある。実際に、サービスを利用する施設入所者には、個別ニーズである「違うところにも行きたい」「また行きたい」など、外出に関する意思表出が増える外出の効果が見られるようになった。ただ、この取組は外出支援のサービスを利用した個別支援の場合である。そのため、施設職員が施設外に複数の利用者を連れ出す場合とでは、利用者の意思表出について記録内容が分かれることがある。

このような外出を含む余暇活動において利用者が自分自身で決める経験は、利用者が自らの希望などの意思を示し、それに応答する支援の在り方を支援員が模索することから、日々の生活での意思表出につながる。このときの模索を含め、「結果と状況」について記録し、情報を抽出する。この作業を、津久井やまゆり園ではアセスメントシートに載せ共有することで、次の支援計画を立てる工程を構築していた。なお、この過程で津久井やまゆり園では、利用者と支援員だけの意思決定支援でなく、施設側や地域の人々、関係諸機関、家族の参加を促すことも意図している。これらの取組は、利用者にとって施設職員ができること以上の体験に触れる可能性を拓くことになる。

【社会資源を使う法人の指針】

社会資源の活用によって、利用者の意思表出は明確になる。あだちの里は、法人として「社会資源を使おう」という指針を示している。自治体の制度運用によるサービス利用の制限（施設入所者の外出支援は、障害福祉サービスの対象とならない等）があるため、外出支援に対して公的サービスは適用されないケースもあるが、この指針には、社会資源を使う（地域内の店舗等を利用する）ことは、「我々の普通」（健常者が日常で行っていること）との認識がある。例えば、施設を訪れた小売業者から洋服を購入した利用者が着替えた姿を施設の支援員に見せに行く、利用者が企画したパンの販売を施設側と調整して実現するなど、施設外の社会資源を施設内に取り入れ、意思決定支援を行うことがある。なお、この取組は「利用者と施設」「利用者と地域」「施設と地域」とで、継続的にやり取りを続けてきた成果でもある。他にも、施設側では利用者に年 12 回の外出支援の機会を用意している。このように、施設側は利用者の「好き」を基に企画を用意するなど、意思表出の機会を作ってきた。

【外出経験による課題行動の緩和】

外出経験は、利用者の課題行動の緩和・解消を促すことがある。例えば、カビーナ貴志園では、飲酒に課題のある利用者２人の外出経験への同行観察を行った。施設側としては、支援員が「飲酒の機会を設ける外出支援」を約束することで、利用者に対して日々の生活での飲酒制限の約束を取っていた。この約束に対して施設内で問題視する意見もあったが、実際に日常生活の中で過度に飲酒してしまうなどの飲酒に関する課題行動は減った。就労と余暇のメリハリのある日常生活と、月１回の飲酒を伴う食事の機会の創出によって、利用者の１人は翌日も仕事があることを意識し酒量を抑えた様子がうかがえた。このように、意図した飲酒を伴う外出の機会を作り出すことで、利用者が自制心をもって飲酒する目標を達成していた。

【生活のリズムと周囲からの刺激の調和】

清心会は、外出が可能な利用者の地域生活移行を進めることを基本とし、地域移行を利用者が希望するときには、法人の敷地内にある地域移行型グループホームの経由により準備することを促している。しかし、周囲からの刺激が強いとき、利用者の負荷が高まることはありうる。それに対して清心会は、障害者支援施設を「刺激が相対的に弱く、生活のリズムを整える場所」と位置付け、地域移行がうまくいかなければ戻ってくることができる場所と位置付ける。この二つの施設があることで、清心会は法人として、利用者にとっての「生活のリズムと周囲からの刺激」の調和の模索を可能にしていた。

【行動の捉え方】

本調査研究で訪れた障害者支援施設・法人に共通する点として、施設外との関係を活用しながら、利用者の意思決定支援に取り組んでいたことが挙げられる。例えば、今回の同行観察で外出に同行した利用者は、書店での本を選び購入するまでに時間がかかる。このとき支援員は、本を出し入れしにくい時に手伝ったり、選び終えたかを確認するために声を掛けたりするが、利用者に特定の本を勧めるということはなかった。それよりも、支援員は外出先の店舗で品物を選ぶ体験を、発話の有無に関わらず、多くの人たちと同様の行動として捉えていた。この捉え方は、継続的な取組の中で積み重ねられたものである。

また外出支援を通して、支援員は利用者本人の意思を確認する一方で、利用者が自らの意思で選択できる機会の実現を模索し周囲と共有を図るなど、利用者の意思決定支援に取り組んでいた。しかし、支援員がいつでも十分に利用者の意思を汲み取れるわけではない。例えば、利用者が書店で購入した商品の入った袋をテープで留めることを求める様子に、当初は支援員も戸惑いを見せていたが、この戸惑いを含め外出支援の記録として残すことで、次回以降の支援計画に反映することができる。

このように、利用者が地域で自らの意思を表出し社会体験を積み重ねることに対して、どの障害者支援施設・法人も意思決定支援の一つとして位置付けていた。

第８章　意思決定支援の全県展開に向けて（課題と方向性）

これまで、第２章から第５章まで本県における意思決定支援の取組の効果検証を行い、第６章及び第７章では今後の全県展開に向け、現場における支援員の意見を集約し、外出支援に関するヒアリング及び同行観察を行った。効果検証については26頁で総括を示したが、ここでは意思決定支援の全県展開に向けた方向性について、いくつかの課題と方策を示す。

１　第６章及び第７章の総括

まず、現状として意思決定支援の全県展開に当たり、施設利用者の重症化・高齢化に伴う業務量の増加などもあり、さらなる人手の確保及び人材育成が必要になる。

その上で、前章までの知見を踏まえると、意思決定支援の全県展開に向けた最も重要な課題は、施設職員以外の第三者の存在（外出支援における外部のヘルパーなど）を組み入れた支援である。さらに、意思決定支援の推進のために、様々な場面で利用者と支援者たちの関係性を円滑にするツールの活用や関係諸機関との連携が有効と考える。以下では、これらのツールの活用や関係諸機関との連携について整理及び考察を行う。

第一に、情報システムを活用した直接支援以外の業務負担軽減がある。例えば、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～に基づく基本計画 2024年度～2029年度」では、「障害者のＩＣＴ活用機会の拡大」等が位置付けられている。この取組は、利用者のＩＣＴ機器の利活用に焦点を当てたものであるが、支援員にとってもタブレット等のＩＣＴ機器等を利用した支援の可能性を見出すことができる。

それでも、ＩＣＴ機器等の利用を得意としない利用者はいる。また、施設として購入及び維持に係る費用、支援員の習熟、施設内利用に関する運用ルールの整備などの課題がある。なお、場面ごとに利用のニーズは変わることから、ＩＣＴ機器等に限らず「ユニバーサルデザイン」による施設独自のメニュー表等の製作物なども、コミュニケーションツールとして位置付けておく必要がある。

これらの取組は、利用者と支援員の関係性を円滑にするだけでなく、タブレットにしろ、製作物にしろ、利用者が第三者との関係を形成するためのツールを獲得する機会を作ることになる。

業務負担軽減のための取組を継続的なものにするためには、法人が意思決定支援の指針を示すことが効果的だと考える。なぜなら、法人として意思決定支援の指針を示すことで、支援員たち現場の施設職員が入れ替わっても、コミュニケーションツールを使い意思決定支援に取り組む姿勢を法人内で共有することになるからである。また、利用者と地域社会だけでなく、法人が利用者と施設、施設と地域社会の関係構築を促すことで、支援員の業務負担軽減にとどまらず、地域社会に理解者や協力者を増やし、利用者への理解や関わり方など、地域社会の認識変容の契機にもなる。ただし、これまで第三者との関係形成について、利用者が職員以外の人と関わる機会は十分でなかったことから、意思決定支援の導入及び課題解決には時間を要する。

第二に、個々の利用者の特性や希望、家族や他の諸機関など第三者の視点を踏まえた個別支援計画の作成と実施がある。このときの支援記録は、様々なステークホルダーが参加する支援計画の会議において、利用者が会議参加者や職員以外の人たちと自らの経験を共有する媒介物（メディア）にもなりうるため、関係諸機関との連携に資する。

例えば、利用者の外出先には衣料品や菓子などの小売店、なじみの理容室、病院などの連携機関がある。このような外部の施設等の利用においては、利用者たちの特徴として、買い物や就労、医療機関への通院・治療行為に、他の人々よりも時間がかかることがある。しかし、これらの経験を通じて、利用者・支援者・地域の人たちのやり取りが積み重なることで、地域の人たちの存在が利用者の暮らしにとって社会資源になりうる。そして、外出の支援記録及び記録を基にした支援計画の作成には、段階的に施設内だけでなく施設外の社会関係が書き込まれることになる。

しかし現状として、障害者支援施設での外出支援には少なくない費用負担が必要になる。そのため、費用負担が難しい利用者には施設職員が様々な調整を行い、外出機会を作り出している。この現状に対して、障害者支援施設の利用者が施設外の社会関係を獲得するためには、障害者支援施設の外出支援（移動支援）に関する福祉サービス利用について、現状よりも制度の適用範囲の拡大が有効となる可能性を指摘しておく。

２　全体の総括

ここまで、外出支援を含め、障害者支援施設における意思決定支援に関する課題と可能性について述べてきた。障害者支援施設利用者に対する意思決定支援の取組では、利用者を「主体的存在」と捉え、コミュニケーションツールなどを利活用しながら生活の幅を広げることになる。この取組を記録し共有することは、障害支援区分による支援だけでなく、個々の利用者の特徴や希望に応じた支援計画作成に寄与する。

一方で、利用者の個別性を踏まえながらケアや支援に当たる支援員にとって、事前に利用者の意思が汲み取れるとは限らない。そのため、支援員が自らの利用者への理解が不十分ではないか、自らの支援が利用者にとってどのような意味があるかなどの思いを抱くことはありうる。だからこそ、利用者の意思を確認することが重要となる。障害者支援施設での意思決定支援において、利用者の暮らしの支援として重要なことは、生活のリズム[41]を整え、利用者が自らの意思を反映させた生活を営むことである。生活のリズムを整えることは、利用者の生活習慣を整えるとともに、施設内に限らず外出などの社会体験に取り組むことを含めた生活環境を整えることでもある。

本調査研究を踏まえると、利用者の意思を確認しながら生活のリズムを整えるケア・支援の継続には、次の条件が必要となる。一つは、利用者の人間関係を施設内にとどめず、施設外の関係機関や地域住民とのネットワーク化を進めることである。

[41] ベンクト・ニィリエの「ノーマライゼーションの８つの原理」を基に障害者支援施設の意思決定支援を位置付けている。

もう一つは、順次、小さい目標から利用者の意思決定支援に取り組める環境を構築することである[42]。これらの条件を整備し、基礎的なケア・支援を行うとき、現時点で地域移行を積極的には望まず、障害者支援施設での暮らしを望む利用者でも、日中に施設外での活動を可能にするなど、利用者にとって自らの意思が反映された生活の場になりうる。

また、この取組の実現のためには、施設職員は利用者の外出支援に当たって施設外との連携について創意工夫を試みる必要がある。このとき、支援員の継続的な取組の後押しとなる休暇取得など勤務環境の整備や処遇改善は、個々の施設による対応だけでなく社会全体の支援としても求められる。

以上の支援プロセスを経ることで、障害者支援施設利用者への意思決定支援は、施設外の取組を取り入れた支援となる。本調査研究を通して様々な課題を示したが、それでも意思決定支援は障害者支援施設で暮らす利用者にとって重要な取組であると考える。

[42] 例えば、カビーナ貴志園では、施設内に慎重な意見もあった飲酒の機会を伴う外出支援について、「本人の希望に沿ってやってみよう」「やってみた結果をみて再度考えてみよう」と試行錯誤しながら取組を進めていた。

謝　辞

本調査研究を進めるに当たり、各施設等から貴重な御意見を頂き、また、同行観察及び会議同席では具体的な事業を基に観察及び意見交換を行うことができました。本調査研究に快く御協力くださったすべての皆様に深く感謝申し上げます。

本調査研究におけるヒアリング、同行観察及び会議同席先

当センターが実施したヒアリング等の調査先は次のとおり（実施日は2024年）。

調査先及び形式	主な調査項目	実施日
①社会福祉法人 あだちの里 【ヒアリング】	○　施設の状況について ○　施設における意思決定支援の方法と工夫について ○　地域との関わりについて ○　施設職員の働き方について	７月24日
②社会福祉法人 清心会 【ヒアリング】	○　施設の状況について ○　施設における意思決定支援の方法と工夫について ○　地域との関わりについて ○　双方向の支援について	８月８日
③社会福祉法人 かながわ共同会 津久井やまゆり園 【同行観察】	○　利用者の中古書店、洋菓子店及び公園への外出に職員が同行 ○　併せて、支援する職員の変化、利用者の普段の様子や外出による変化等についてヒアリングを実施	７月29日
④社会福祉法人 唐池学園 貴志園 カビーナ貴志園 【同行観察】	○　利用者の温浴施設及び飲食店への外出に職員が同行 ○　併せて、支援する職員の変化、利用者の普段の様子や外出による変化等についてヒアリングを実施	７月31日
⑤社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団 川崎市柿生学園 【会議同席】	○　利用者２名について、意思決定支援に係る個別支援や組織体制について補足的支援を行うフォローアップ会議に職員が同席	８月22日
⑥関東学院大学 社会学部 現代社会学科 教授 麦倉　泰子氏 【ヒアリング】	○　本県におけるこれまでの意思決定支援の取組について ○　意思決定支援による変化の方向性と英国の取組を踏まえた評価について ○　地域生活移行と施設の位置付けについて ○　施設外の地域と関わりを持つことへの支援について	９月26日

寄稿

「障害者の意思決定支援と地域移行の現状と課題」

神奈川県意思決定支援専門アドバイザー・聖学院大学准教授　望月　隆之

１　障害者権利条約における意思決定支援と地域移行の位置づけ

2006 年 12 月国連総会において、「障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）」が採択された。本条約の起草会合では、障害者団体も同席し、障害者が発言する機会が設けられた。これは、障害者の共通スローガンである「“Nothing about us, without us”（私たちのことを、私たち抜きに決めないで）」が実現された画期的な取り組みであった。これまで家族や支援者等の障害者以外の人たちが、日常生活から社会生活全般に至るまで、障害者のために代わりに決めてきた歴史がある中で、「自分たちに関することについて、自分たちも交えて一緒に決めてほしい」という、障害者の切実な願いがそこには込められている。

障害者権利条約第 19 条「Living independently and being included in the community（自立した生活及び地域社会への包容）」では、全ての障害者が他の者との平等の選択の機会をもって、「地域社会で生活する権利を有する」ことを認めている。さらに同条文では、「特定の生活施設で生活する義務を負わないこと」と規定されている。障害者が地域社会で生活する権利を保障するためには、障害者が居住地やどこで誰と生活するかを選択することができる機会を十分に設ける必要があり、障害者支援施設やグループホーム等での生活を強いることがあってはならない。

２　「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」

障害者総合支援法（2013 年施行）では、指定事業者や指定相談支援事業者に対して、「意思決定支援」を重要な取り組みとして位置づけている。そして 2017 年に厚生労働省が「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドライン」（以下、国のガイドライン）を提示している。国のガイドラインは、意思決定支援の定義や意義、標準的なプロセス、留意点を取りまとめたものであり、ガイドラインの内容を関係者間で共有することで、障害者の意思を尊重した質の高いサービス提供に資することを目的としている。意思決定支援の定義については、下記のとおりである。

> 意思決定支援とは、自ら意思を決定することに困難を抱える障害者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り本人が自ら意思決定できるよう支援し、本人の意思の確認や意思及び選好を推定し、支援を尽くしても本人の意思及び選好の推定が困難な場合には、最後の手段として本人の最善の利益を検討するために事業者の職員が行う支援の行為及び仕組みをいう。（下線筆者）

意思決定支援の中で、「社会生活における場面」が想定されている。これは、自宅からグループホームや障害者支援施設（入所施設）への移行、障害者支援施設か

らグループホームや一人暮らし等への地域移行を想定しており、居住地の選択や地域移行の際に、利用者への意思決定支援が重要であることを示している。

意思決定支援の基本原則において、意思決定支援は障害者の自己決定の尊重に基づいて行うことが原則であるとし、わかりやすい情報提供の工夫等に加えて、他者への権利を侵害しないのであれば、障害者の意思決定を尊重する姿勢が求められるとしている。さらに、障害者の自己決定や意思確認が困難な場合は、意思決定支援会議を開催し、表情や感情理解、行動に関する記録などの情報、生活史、人間関係等の情報等の根拠を明確にしながら、障害者の意思及び選好を推定するものとされている。

このように、障害者の意思決定を最大限尊重するための工夫や様々な情報を元に意思を推定することが求められているが、どうしても意思を推定することが困難な場合は、最後の手段として、障害者の最善の利益の検討のために、事業者等による代行決定を認める内容となっていることを留意しておきたい。

3　神奈川県における意思決定支援の取り組み

2016年7月26日に「津久井やまゆり園」において、19名の利用者の命が奪われ、27名が負傷する事件が起きた。神奈川県は、2016年10月に「ともに生きる社会かながわ憲章」を策定、さらに2017年２月の障害者施策審議会において、「津久井やまゆり園再生基本構想策定に関する部会」が設置され、その中で津久井やまゆり園利用者の「意思決定支援」と「地域生活移行の促進」が盛り込まれた。

津久井やまゆり園の再建においては、利用者の尊厳の回復に加え、「利用者一人ひとりには、それぞれ尊重されるべき意思がある」という強い姿勢を示す必要があった。なぜなら事件を起こした犯人は、意思疎通ができない者を狙って犯行に及んでおり、「意思決定能力不存在推定」に基づく人間観であったためである。優生思想を含むこのような人間観に対して、重度の障害者であっても、一人ひとりに尊重されるべき意思は必ず存在するとする「意思決定能力存在推定」に基づき、神奈川県では意思決定支援を展開する必要があり、「意思決定支援専門アドバイザー」の配置等をしながら、チームで意思決定支援に取り組んできた。

神奈川県は国のガイドラインを参考に、津久井やまゆり園利用者の意思決定支援に取り組んできた実績を活かし、2023年からは県内の障害者支援施設を中心に全県展開を目指している。具体的でよりわかりやすいガイドラインの運用を目指して、神奈川県独自の「神奈川県版意思決定支援ガイドライン」（以下、県版ガイドライン）を作成した。共通事項、前提、準備、意思決定支援の展開の４段階に分かれており、各段階においてどのような取り組みが必要かわかるよう可視化されている（図）。

また、神奈川県内の障害者支援施設を対象に、意思決定支援実践研修事業費補助金の交付と意思決定支援専門アドバイザーの派遣を行っている。意思決定支援を展開するための体制整備として、施設全体で取り組めるよう施設及び支援チームを結成し、障害者ケアマネジメントの手法に基づきながら、個別の利用者支援を通じた意思決定支援の展開が進められている。

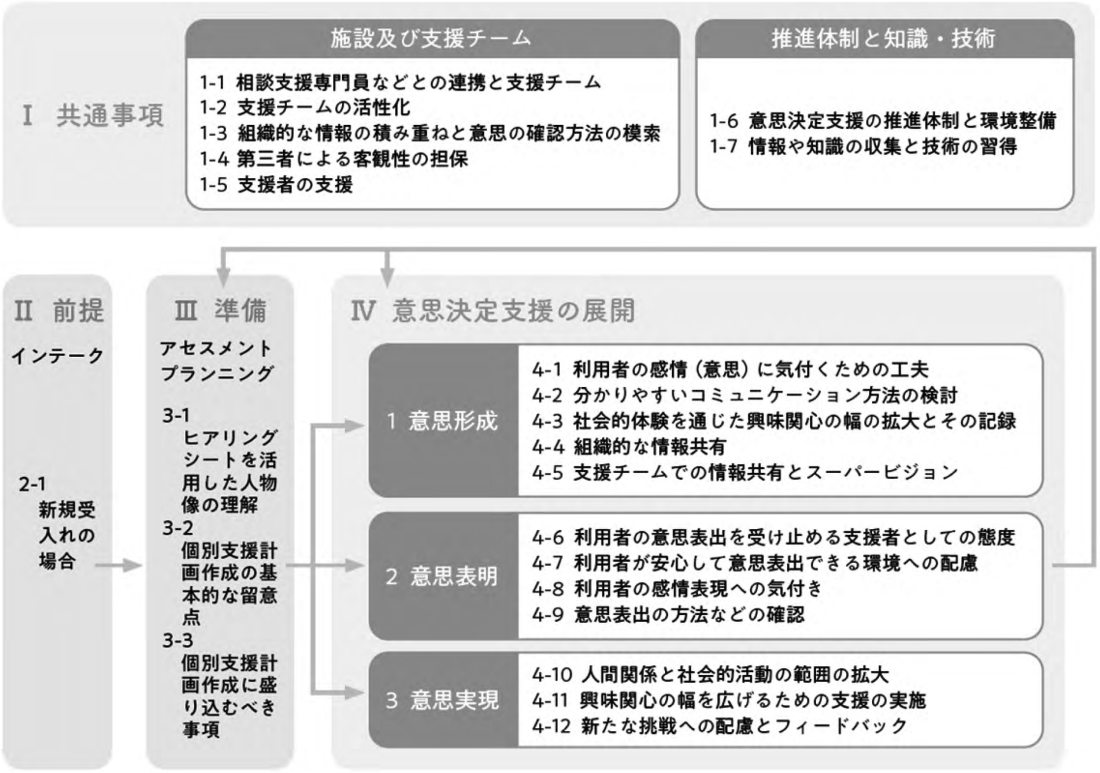

図 「神奈川県版意思決定支援ガイドライン」全体の流れ

4　意思決定支援専門アドバイザーの活動を通じて得られた知見

筆者は、2022 年より神奈川県意思決定支援専門アドバイザーを拝命し、県内の障害者支援施設を中心に、意思決定支援に関するアドバイザーとして活動している。その中で現場の実践から多くの重要なことを学ばせていただいている。以下に、アドバイザー活動を通じて得られた知見を整理してみたい。

①　複数名の職員を中心とした意思決定支援チームの結成

意思決定支援を推進していくためには、職員チーム内での役割を明確にしながら、利用者一人ひとりを個別に理解していく体制を作る必要がある。アセスメントの段階において、不足している情報を収集することは、多大な労力と時間が必要である。担当職員任せにせず、様々な立場の職員が多様な視点から利用者を理解しようとする環境や雰囲気作りをしていくことが重要である。また、施設内の職員に限らず、家族や後見人、相談支援専門員、アドバイザー等の第三者も利用者の意思決定支援チームの一員である。さらに、利用者にとって真に寄り添える友人やボランティアの関わりなどを含め、多面的な利用者像の把握に努めていくことが大切である。

②　ヒアリングシートを活用した利用者理解の促進

アセスメント及びプランニングの段階において、県版ガイドラインではヒアリングシートを活用した利用者像の理解を推奨している。「望む生活」について、利用者本人の意思と家族の意向を書き込む欄がある。この中で、家族の意向は「施設で落ち着いて今後も暮らしを継続してほしい」というものがほとんどであり、利用者の意思は曖昧であるものが多い。利用者の意思を理解していくために、日頃の施設内

での様子をエピソードとして理解していくことだけではなく、生活史として、出生時から今日までの生活の様子も可能な限り情報を収集し、整理していく。さらに、ジェノグラム[1]やエコマップ[2]の作成を通じて、利用者の生活がいかに閉鎖的であるかを可視化することが重要である。幼少期の様子を含め多面的に理解をすることで、これからの望む生活について仮説を立てながら、意思の確認を行うことが可能となる。また、利用者の意思は流動的なものであり、一度表明された意思が絶対的なものではないことに注意を払う必要がある。

③　利用者の意思形成と意思表出の機会確保

意思決定支援の展開においては、利用者が日常生活の中で意思を形成し、形成された意思を表明する機会が確保される必要がある。ある施設では、利用者の意思表明の機会確保を目的に、日中活動の予定表を新たに作成した。カレンダー形式で、漢字に仮名を振ることやイラストを用いた利用者にわかりやすい工夫が施されており、実際に予定表を活用するのは、利用者自身である。余暇活動に関しても、いつ、どこに、どのような手段で出かけるか等の予定を、利用者が主体的に計画する取り組みが進められた。また、利用者を中心とした担当職員を含む少人数の意思決定支援会議を定期的に開催し、どのような暮らしをしたいかについて、利用者が意思表明できる機会を設けていた。意思表明の方法は、必ずしも会話でのやりとりである必要はなく、紙に書く、写真を見て指をさす、予め撮影していた利用者の日常生活場面の動画を一緒に見る等、利用者の特性に合わせた工夫により最も意思表明がしやすい方法を共に探っていくことが望ましい。

④　利用者の意思実現へとつなげる

利用者から表明された意思に基づいて、どのように意思実現へとつなげていくか検討する必要がある。意思表明された内容は、これまで利用者が体験したことがない新たな挑戦となることも十分にありうる。リスク管理を強調しすぎると、新たな挑戦すらしないことに陥ることがあるため、「利用者には失敗する権利がある」という共通理解のもとで取り組むことが求められる。さらに意思実現の段階では、利用者の人間関係や社会的活動の範囲を意識的に拡大できるように取り組むことが重要であり、新たに構築された人間関係や社会資源等は、エコマップに追記していくことで、人間関係等の広がりを視覚的に理解することができる。

５　グループホームから一人暮らしへの移行に向けた意思決定支援の現状

これまで述べてきたように、意思決定支援の取り組みによって、利用者の人間関係や社会的活動の範囲が拡大していくことが望まれる。改めて、国のガイドラインを振り返ると、障害者支援施設での意思決定支援は、日常生活において障害者の意思が反映された生活を送ることだけではなく、社会生活場面まで含まれている。すなわち、障害者支援施設以外の暮らしの場の選択についても支援を行う必要がある。しかし、2017 年から取り組まれた津久井やまゆり園での意思決定支援においても、

[1] ３世代までさかのぼって家族や同居者の状況を図式化する。家族関係や家族模様、家族の歴史を視覚的に捉えることができる。「家族（関係）図」のこと。

[2] 障害者と家族との関係だけではなく、障害者と家族を取り巻く関係機関や関係者、地域の社会資源等との関係を一定の記号を用いて表記する。「社会関係図」のこと。

コロナ禍による活動制限があり、グループホームの体験利用などを十分取り組むことができなかったことが指摘されている。障害者の居住地やどこで誰と生活をするかの選択については、さらなる支援が必要であろう。

知的障害者の場合、障害者支援施設からの地域移行先のほとんどがグループホームである現状を鑑みると、グループホーム以外の地域生活（一人暮らしや結婚生活）へ移行するための意思決定支援は不十分であると危惧している。また、グループホームへ地域移行し、さらにグループホームから一人暮らしや結婚生活へ移行することも十分考えられるが、現状はどうであろうか。

筆者が 2024 年に実施した神奈川県内の主たる対象者に知的障害者を含む、全ての共同生活援助事業所（グループホーム）790 か所（2024 年 7 月時点）の職員を対象にした地域移行及び意思決定支援に関する意識調査（回答率 35.6%）によれば、グループホーム利用者が一人暮らしへ移行するためには、意思決定支援が重要であると思うかという設問に対して、「非常にそう思う」、「そう思う」の割合が約 91%を占めた。一方で、グループホームにおいて、利用者の一人暮らしに向けた支援に取り組むべきであると思うかについては、「非常にそう思う」、「そう思う」の割合は約 47%、現在勤務しているグループホームで、一人暮らしに向けた支援ができると思うかについては、「非常にそう思う」、「そう思う」の割合が約 34%に留まっていた。

また、一人暮らしへの移行について、グループホームの支援だけでは限界があると思うかについての設問では、「非常にそう思う」、「そう思う」の割合は約 87%であった。以上の調査結果から、グループホームの現場において意思決定支援は重要であることは十分認識されているものの、実際にグループホームから一人暮らしへの移行を実現することには限界があり、多くのグループホームで一人暮らしへの移行に向けた支援を行うことが困難な状況にあることが明らかになった。グループホームは障害者支援施設に比べて小規模であり、さらに人手不足の中で、利用者への社会生活場面に関する意思決定支援を展開することが困難であると推察される。

６　グループホームから結婚生活への移行をどのようにして実現したか

グループホームでの支援を受けて、結婚生活へと移行した事例を紹介したい。神奈川県内のグループホームで生活をし、結婚を機にアパートでの生活へ移行した知的障害のある A さん（30 代）は、児童養護施設からグループホームへ入居し、さらにサテライト型住居[3]利用後に、制度外での同棲生活を経て、結婚生活へと移行している。

実際に結婚生活への移行を支援したサービス管理責任者の語りを筆者が SCAT[4]で分析した結果、「閉鎖的なグループホーム」から「開放的なグループホーム」へと転換を図っていた。すなわち、グループホームは知的障害者にとっての“終の棲家”

[3] 単身生活を希望する障害者のニーズに応え、地域の多様な住まいの場を増やしていく観点から 2014 年に創設されたグループホームの類型の一つであり、本体住居から離れた居室において一人で暮らしながら、世話人等による巡回支援を受けて生活することができる。

[4] SCAT（Steps for Coding and Theorization）は、マトリクスの中にセグメント化したデータを記述し、４段階のコーディングとテーマ・構成概念を紡いでストーリーラインを記述、そこから理論を記述していく分析手法であり、比較的小さな質的データの分析にも有効な手法である。

の機能だけではなく、地域に開かれた開放的な機能をもつべきであることを示唆している。また、結婚などの人生の岐路への職員の介入は、利用者との間により強固な信頼関係が築かれる。さらに、結婚生活への移行の様子を見た他の利用者が、「自分も結婚できるかもしれない」と新たな生活を考える機会になり、利用者の意思形成や意思表明につながるというシナジー効果[5]が期待できるだろう。

身辺自立や経済的自立に代表されるような「伝統的な自立観」（身の回りのことや稼ぐことを全て自分の力で行うこと）は、結婚生活への移行に際しては阻害要因になることもある。例えば、居宅介護による家事支援や日常生活自立支援事業による経済的な支援を受けることによって、結婚生活への移行は十分可能である。結婚生活への移行を実現するためには、グループホームのもつ「閉鎖性」や「伝統的な自立観」を含めた意識の転換と利用者の意思決定に基づく具体的な支援が求められる。

7　社会生活場面における意思実現の支援の展開に向けて

2022年10月に神奈川県は「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」を公布した。第10条で障害福祉サービス提供事業者に意思決定支援の努力義務を課しており、第11条で障害者の希望を十分に尊重し、円滑に意思決定支援が受けられるように努めなければならないとされている。

本条例に基づく支援を展開するためには、障害者が日常生活場面において意思を形成できるように配慮し、その形成された意思を表明する機会を意図的に設けていく必要がある。そして、社会生活場面での意思決定は、こうした日常生活場面における意思決定支援の積み重ねの先にあると考えられる。意思決定支援は、決して特別な支援ではなく、障害者支援の中核に位置付けられるものである。また、生活の場が変わったからといって、意思決定支援が滞ることがあってはならない。

今後、障害者支援施設を含めた県内の障害者支援に携わるすべての人が、利用者の意思決定支援チームの一員となり、社会生活場面における意思実現の支援が、全県下で当たり前に取り組まれることを期待したい。

引用・参考文献

○内閣府『平成 26 年版 障害者白書（全体版）』「２．我が国の「障害者権利条約」の批准」（https://www8.cao.go.jp/shougai/whitepaper/h26hakusho/zenbun/h1_01_03_02.html,2025.1.12 閲覧）
○外務省「障害者権利条約」（https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000069541.pdf,2025.1.12 閲覧）
○厚生労働省「障害福祉サービスの利用等にあたっての意思決定支援ガイドラインについて」（https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-12200000-Shakaiengokyokushougaihokenfukushibu/0000159854.pdf,2025.1.12 閲覧）
○神奈川県障害者施策審議会「津久井やまゆり園再生基本構想策定に関する部会　検討結果報告書」（https://www.pref.kanagawa.jp/documents/26354/894944.pdf,2025.1.12 閲覧）
○神奈川県「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」（https://www.pref.kanagawa.jp/documents/92233/nnzenbun.pdf,2025.1.12 閲覧）
○望月隆之（2024）「知的障害者グループホームにおける家族形成の支援に関する研究：サービス管理責任者へのインタビュー調査に基づく考察」『福祉社会開発研究』16,pp.119-131.

[5] 相互作用によって生み出される相乗効果のこと。

調査研究報告書２

単独世帯の増加と家族形態の変化に対応した施策の在り方

神奈川県政策研究センター[1]

【要　旨】

本調査研究では、単独世帯の増加と家族形態の変化に伴う課題を整理するとともに、地域社会、特にコミュニティへの影響を考察し、求められる地域コミュニティと行政などの役割について検討した。

近年の家族形態の変化をみると、全国的に夫婦と子供から成る世帯が減少する一方で、単独世帯が増加している。本県も同様の傾向であり、近年 20 歳代女性の世帯主数の増加がみられる。また、2050 年にかけて 65 歳以上の高齢単独世帯の増加が見込まれている。

単独世帯が増加している背景の一つとして、未婚者の中で、「一生結婚するつもりはない」又は結婚に関して具体的な期限や目途を持たないなどの婚姻を巡る意識の変化がある。また、県内を地域別にみると、三浦半島地域及び県西地域等で 50 歳時未婚率が高い傾向にある。

単独世帯の増加に伴い、広がる孤独・孤立、孤独死の増加と終活サポートの不足、介護サポートの不足、空き家の増加などの課題が生じると考えられる。

こうした状況の中、婚姻や家族形態の変化に関する今後のライフスタイルの変化、傾向を把握するため、県内の 20 歳代～30 歳代の女性及び 40 歳代～50 歳代の男性の単身者計９名に対してインタビュー調査を行った。その結果、いずれの属性でも結婚自体を否定しているのではなく、むしろ機会があれば結婚したいと考えていた。一方で、シェアハウス等、婚姻やこれまでの家族形態にこだわらない将来イメージが示された。ただ、いずれの場合も、孤独・孤立に対する不安があり、将来的には友人なども含めた「誰か」と一緒に暮らしたいという希望を持っていることが分かった。また、すべての世代で、災害や近所トラブルなどに対する不安や、自身の健康やそれに伴う就労（雇用）に対する不安が示された。

こうした変化を踏まえ、政策研究センターでは、実現を目指すべき姿として、家族形態や経済状況などにかかわらず、そこに住んでいるすべての人々の生きづらさを互いの結びつきや支え合いによって解決していくコミュニティを「包摂型コミュニティ」と定義し、地域社会での実装に向けて検討、提案を行った。

これらの課題の解決に向け、情報提供のニーズや適切なタイミングがより一層細分化されていく中、行政の支援等に係る情報を適時に届けるプッシュ型の行政情報提供システムの構築が考えられる。また、シェアハウスやコーポラティブハウス等の、新しい家族意識に対応した住まい方の提供も考えられる。さらに、事業によって社会課題の解決を図るソーシャル・アントレプレナー（社会起業家）が登場しており、新たな担い手として期待されるため、その人材育成及び人材誘致が考えられる。

この「包摂型コミュニティ」の実現に向けて、コミュニティごとの事情と活用可能な資源を踏まえたきめ細かい対応を行うため、行政には社会全体を支える中間支援機能を担い、コミュニティ内の様々なステークホルダーを活かしつつ、民間サービスを取り込みながら包摂型コミュニティへの移行を支えることが期待されると考える。

[1] 本調査研究は、大澤 幸憲、齋藤 雅哉（特任研究員）、杉浦 幹男（特任研究員）、千田 恭平が主に担当した（50 音順）。

目　次

（はじめに） 62

第１章　単独世帯の増加と課題（データ分析） 64
１　単独世帯の増加
（１）家族形態の変化
（２）高齢者の単独世帯の増加
２　婚姻を巡る動向
（１）婚姻意識の変化
（２）50 歳時未婚率の増加
（３）子供の減少
３　外国籍県民を巡る動向
４　単独世帯の増加に伴う課題
（１）広がる孤独・孤立
（２）孤独死の増加と求められる終活サポート
（３）介護サポートの不足
（４）空き家の増加

第２章　インタビュー調査 87
１　調査対象
２　調査結果
（１）20 歳代～30 歳代の女性（正規雇用）
（２）20 歳代～30 歳代の女性（個人事業主）
（３）40 歳代～50 歳代の男性（正規雇用）
３　総括

第３章　施策への提案 91
１　目指すべき姿：すべての人々の生きづらさを互いの結びつきや支え合いによって
解決していく「包摂型コミュニティ」
【ＢＯＸ１】大和市におけるおひとりさま支援施策の事例
【ＢＯＸ２】包摂型コミュニティとしての図書館～だいかい文庫の事例
２　具体的な施策の提案
（１）多様な人々が安心して暮らしていくための行政情報提供システムの構築
【ＢＯＸ３】プッシュ型の行政情報提供
（２）新しい家族意識に対応した住まい方の提供
【ＢＯＸ４】単身高齢者の多様な住まい方
（３）ＱＯＬの向上に貢献するソーシャル・アントレプレナーの育成
【ＢＯＸ５】ソーシャル・アントレプレナーの取組～ＨＩＴＯＴＯＷＡの事例
３　包摂型コミュニティの実現に向けて～行政の中間支援機能の拡充

調査研究を終えて（総括） 103

謝辞 103

（はじめに）

政策研究センター（以下「当センター」という。）は、単独世帯の増加と家族形態の変化に伴う課題を整理するとともに、地域社会への影響を考察し、求められる地域コミュニティと行政などの役割について検討した。本調査研究の全体フローは【図表０－１】のとおりである。

本調査研究の背景は次のとおりである。

『令和２年国勢調査報告』によると、単独世帯が増加しており、主要な世帯構成が核家族から一人暮らしへと変化しつつある。

この変化により、子育てから介護、看取りまで、従来は血縁による家族内で対応されてきた支え合いの機能が失われつつあり、また、地域社会における課題も変化しつつある。それに伴い、コミュニティや行政に求められる役割も変化している。

1960 年代、我が国の経済は高度経済成長期を迎え、物質的・経済的に急成長を遂げることとなったが、その過程で、人口や都市機能の大都市圏への急速な集中（過密化）が進み、地域社会が大きく変化していった。都市部では生活圏の広域化、核家族化等、農村部では若年層の流出、過疎化・高齢化等が進んでいった。それらの影響により、自治会や村落共同体といった地縁や、所属企業等を基盤とした従来の地域共同体に存在した、地域における帰属意識や連帯意識が次第に希薄化していった。

その後、高度経済成長も終焉を迎えつつある中で、これまでの地域共同体とは別の新たな地域住民組織の集団単位として「コミュニティ」という概念が注目されるようになり、1969 年の国民生活審議会報告『コミュニティ～生活の場における人間性の回復～』においてこの概念は初めて公的に登場した。この中で、コミュニティは「生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚した個人及び家族を構成主体として、地域性と各種の共通目標を持った、開放的でしかも構成員相互の信頼感のある集団」と位置付けられ、それらの形成はあくまでも生活者、住民の自発的意思と協働に待つべきであり、行政はコミュニティの環境醸成の間接的役割にとどまるべきこと等が示されている。

1995 年１月に発生した阪神・淡路大震災は、地域に甚大な被害を及ぼした反面、地域のつながりや助け合いの精神を含めたコミュニティの機能・役割の重要性を地域内外に改めて認識させる大きなきっかけとなった。また、ボランティアやＮＰＯなど、活動範囲を限定することなく、特定の目的・テーマをもって活動を行う新たな地域づくりの担い手が登場し、その活動を急速に活発化させていく。

そして現在、単独世帯の増加に伴い拡大している孤独・孤立などを要因とする孤独死等の諸課題など、個々人の生活に根差したリスクへの対応として、コミュニティが持つ機能が見直されるとともに期待が高まっており、行政の新たな施策の検討が必要になっている。また、大規模災害に加えて、コロナ禍等の社会的な危機が発生した際の生活維持など、新たなリスクについても、単独世帯は家族内の支えを得にくいために相対的にリスクが大きくなると考えられることから、コミュニティの機能や行政の施策の検討が求められている。

【図表０－１】調査研究の全体フロー

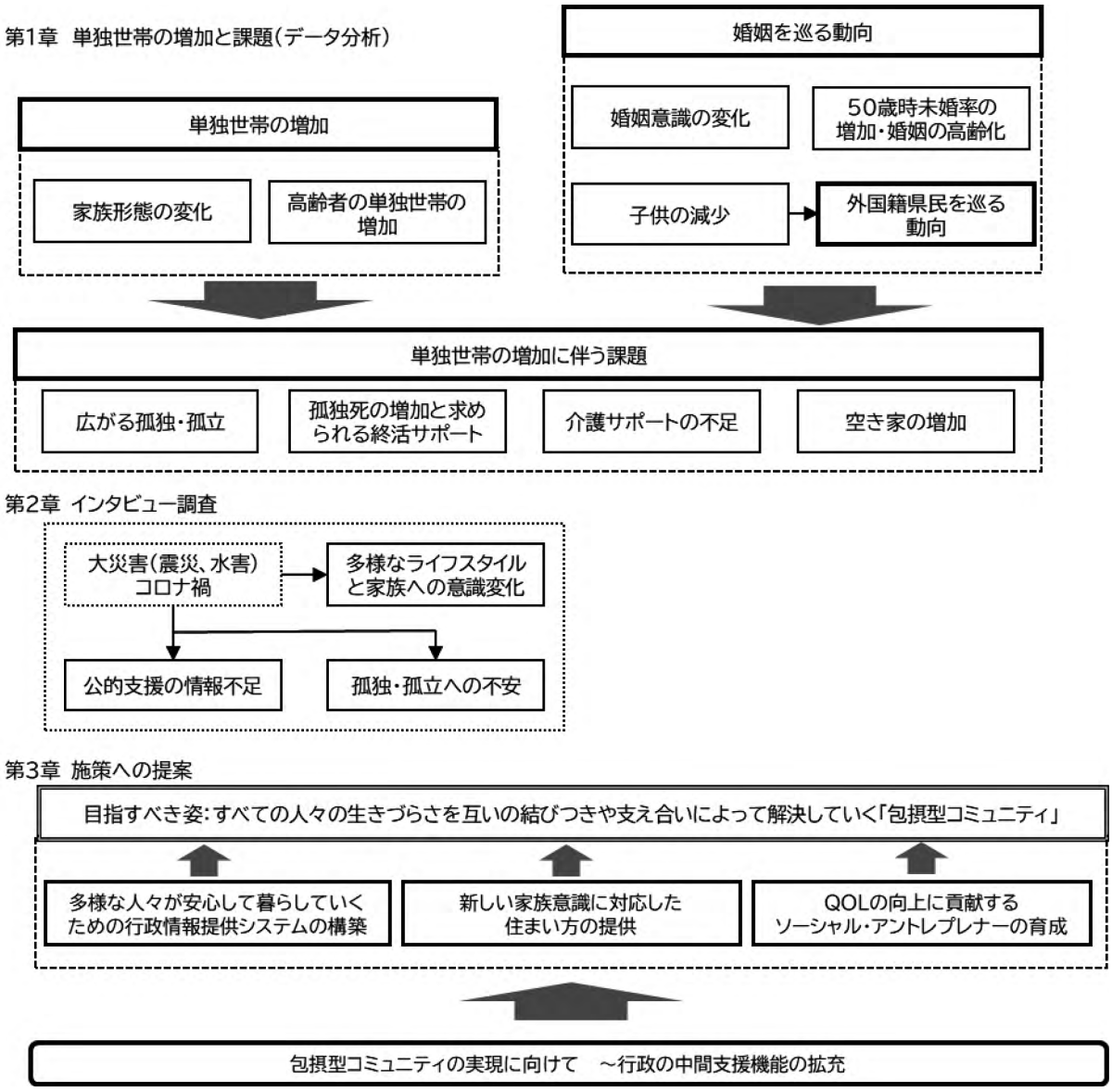

図：当センター作成

第１章　　単独世帯の増加と課題（データ分析）

１　単独世帯の増加

（１）家族形態の変化

『令和２年国勢調査報告』によると、1995 年には「夫婦と子供から成る世帯」が最も多く 34.2%と全体の約三分の一を占めていたが、2020 年には 25.0%と全体の四分の一に減少している。それに代わって、「単独世帯」が 1995 年の 25.6%から 2020 年には 38.0%と増加している。また、「夫婦のみの世帯」は 1995 年の 17.3%から 20.0%となっており、微増している。

本県においても、「夫婦と子供から成る世帯」の割合が 1995 年の 38.8%から、2020 年には 27.4%まで減少し、「単独世帯」は 1995 年の 28.3%から 2020 年には 39.2%まで増加しており、全国と同様の傾向となっている。また、「夫婦のみの世帯」についても、1995 年の 16.8%から 2020 年は 20.0%となっており、全国値と同様に微増している（【図表１－１】）。

【図表１－１】家族類型別の世帯割合の変化

＜全国＞

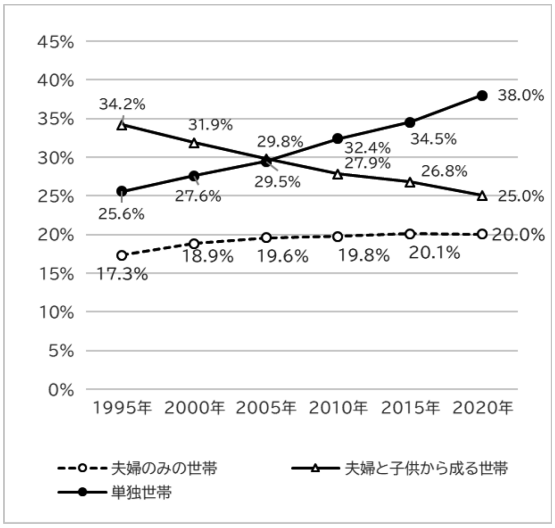

＜神奈川県＞

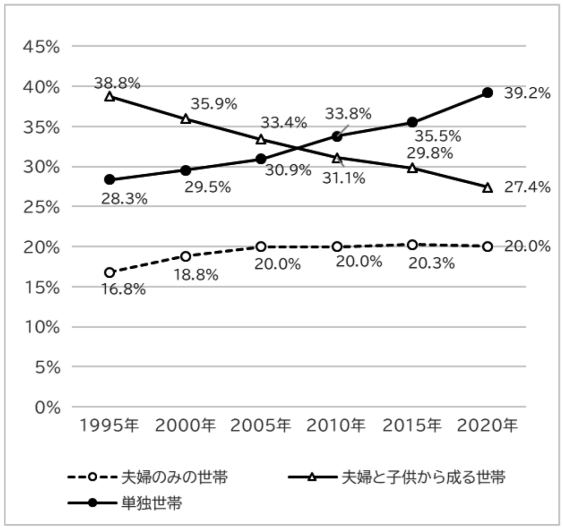

図：総務省統計局『国勢調査報告』を基に当センター作成

国立社会保障・人口問題研究所の『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）』（以下「社人研推計」という。）によると、本県の単独世帯の割合は 2020 年の 39.2%から 2050 年には 45.6%になると推計されており、先述の 1995 年から 2020 年までの 10%ポイント以上の急激な増加傾向は収まるものの、増加傾向自体は続き、一般世帯の４割以上が単独世帯となると予測されている。この数値は、全国値（44.3%）より若干高い水準となっている（【図表１－２】）。

【図表１－２】家族類型別世帯数及び単独世帯割合の将来推計

＜全国＞　　＜神奈川県＞

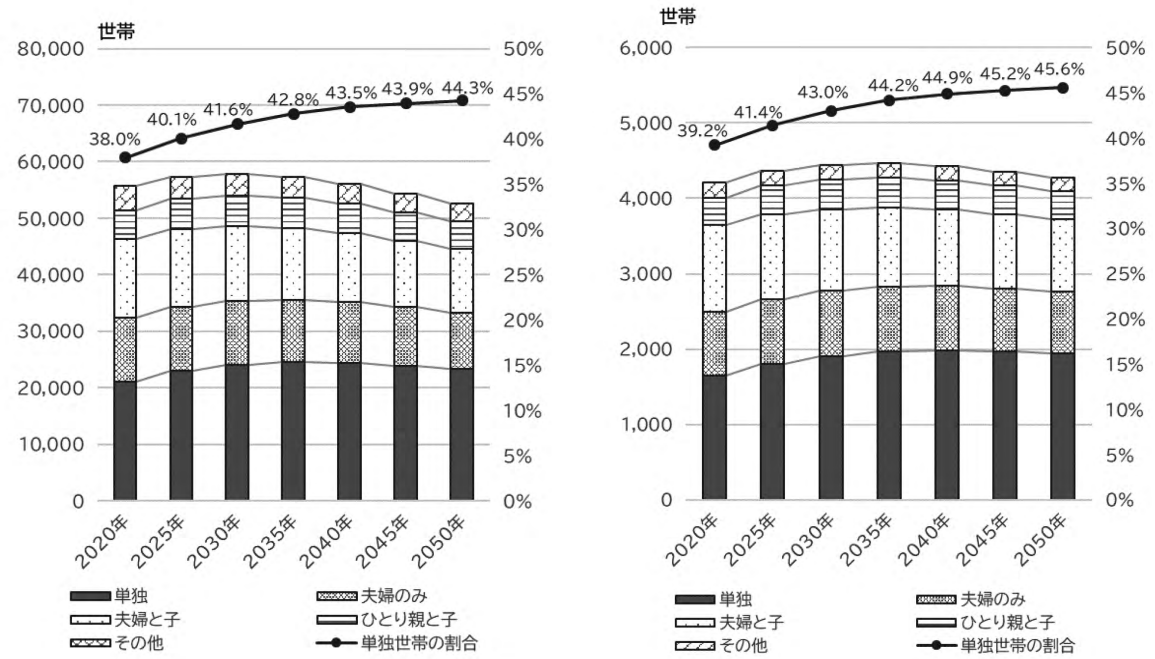

図：国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）』（令和６（2024）年推計）（2024 年 11 月）を基に当センター作成

５歳階級別の世帯動向をみると、世帯数の総数は 2035 年で増加のピークとなり、５年後の 2040 年に単独世帯数も増加のピークとなる。単独世帯の割合は 2050 年まで増加傾向にあり、単独世帯の減少は世帯数の総数の減少より後の時期となる（【図表１－３】）。

また、本県の５歳階級別・女性の世帯主数の推移をみると、2015 年から 2020 年に 20～29 歳女性の世帯主が急速に増加している。この要因として、親世帯からの独立又は県外からの流入が想定される。なお、同時に、55～59 歳女性の世帯主も増加している。この世代は大企業で働く女性管理職が増加した一方、育児休業等の法制化前であり、結果的に働き続けて管理職となった女性の未婚割合が大きくなっていることも少なからず影響していると考えられる[2]（【図表１－４】）。

[2] 坊美生子（2024）「女性にとって『育児と管理職の両立』は可能か～中高年の女性管理職のうち、子がいる割合は４割弱～」『ニッセイ基礎研レポート』2024 年３月 28 日を参照

【図表１－３】本県の世帯総数、単独世帯数及び単独世帯の割合の将来推計

〈世帯総数〉

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
総数	4,210,122	4,363,164	4,442,195	**4,461,435**	4,427,524	4,356,173	4,274,248
15～19歳	**18,912**	17,980	17,459	15,943	15,274	15,984	16,867
20～24歳	166,786	163,972	**170,460**	168,909	155,035	142,787	144,229
25～29歳	248,652	**285,344**	280,603	285,547	281,373	256,523	232,576
30～34歳	253,028	276,126	**297,035**	286,026	287,696	282,606	257,199
35～39歳	288,161	275,637	291,814	**308,392**	294,861	294,711	288,476
40～44歳	**334,854**	302,591	278,732	288,808	301,950	287,183	285,886
45～49歳	**415,347**	346,664	305,162	276,317	284,547	296,398	281,207
50～54歳	409,851	**430,868**	357,224	313,765	283,320	291,631	303,447
55～59歳	358,190	422,013	**448,511**	373,209	328,613	297,056	305,506
60～64歳	293,871	357,398	421,861	**449,784**	374,216	330,212	299,168
65～69歳	308,820	288,499	350,307	414,319	**442,551**	368,384	325,642
70～74歳	367,731	299,122	279,132	339,008	402,350	**431,050**	359,140
75～79歳	306,997	344,469	279,495	259,994	314,633	373,068	**400,237**
80～84歳	232,790	272,545	312,453	254,278	237,881	288,000	**342,233**
85歳以上	206,131	279,936	351,947	427,137	423,224	400,580	**432,435**

〈単独世帯数〉

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
総数	1,650,991	1,807,924	1,911,240	1,972,250	**1,987,994**	1,970,549	1,948,289
15～19歳	**18,527**	17,650	17,137	15,645	14,989	15,687	16,552
20～24歳	153,208	149,172	**155,585**	154,210	141,549	130,663	132,204
25～29歳	184,469	211,322	206,391	**211,580**	208,600	190,328	173,615
30～34歳	126,166	145,281	**153,550**	146,411	148,472	146,141	133,602
35～39歳	105,348	109,694	119,143	**123,172**	116,162	116,780	114,458
40～44歳	**101,420**	96,896	93,622	98,195	99,943	93,490	93,261
45～49歳	**124,608**	105,569	95,952	89,939	93,479	95,138	88,788
50～54歳	125,073	**136,610**	113,867	101,841	94,250	97,724	99,754
55～59歳	110,151	140,268	**154,855**	129,058	115,271	106,319	110,050
60～64歳	90,495	120,706	155,646	**172,979**	144,414	129,262	119,384
65～69歳	98,781	97,957	129,049	166,000	**184,831**	154,353	138,286
70～74歳	119,586	104,535	102,125	133,268	171,113	**190,936**	159,472
75～79歳	103,028	122,565	104,160	99,566	127,179	161,208	**179,468**
80～84歳	88,977	109,576	130,109	108,983	103,020	128,730	**160,295**
85歳以上	101,154	140,124	180,047	221,402	224,721	213,788	**229,100**

〈単独世帯の割合（参考）〉

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
総数	39.2%	41.4%	43.0%	44.2%	44.9%	45.2%	**45.6%**
15～19歳	98.0%	**98.2%**	**98.2%**	98.1%	98.1%	98.1%	98.1%
20～24歳	**91.9%**	91.0%	91.3%	91.3%	91.3%	91.5%	91.7%
25～29歳	74.2%	74.1%	73.6%	74.1%	74.1%	74.2%	**74.6%**
30～34歳	49.9%	**52.6%**	51.7%	51.2%	51.6%	51.7%	51.9%
35～39歳	36.6%	39.8%	**40.8%**	39.9%	39.4%	39.6%	39.7%
40～44歳	30.3%	32.0%	33.6%	**34.0%**	33.1%	32.6%	32.6%
45～49歳	30.0%	30.5%	31.4%	32.5%	**32.9%**	32.1%	31.6%
50～54歳	30.5%	31.7%	31.9%	32.5%	33.3%	**33.5%**	32.9%
55～59歳	30.8%	33.2%	34.5%	34.6%	35.1%	35.8%	**36.0%**
60～64歳	30.8%	33.8%	36.9%	38.5%	38.6%	39.1%	**39.9%**
65～69歳	32.0%	34.0%	36.8%	40.1%	41.8%	41.9%	**42.5%**
70～74歳	32.5%	34.9%	36.6%	39.3%	42.5%	44.3%	**44.4%**
75～79歳	33.6%	35.6%	37.3%	38.3%	40.4%	43.2%	**44.8%**
80～84歳	38.2%	40.2%	41.6%	42.9%	43.3%	44.7%	**46.8%**
85歳以上	49.1%	50.1%	51.2%	51.8%	53.1%	**53.4%**	53.0%

注：太字は、各年齢階級の最大値を示す。
表：国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）』（令和６（2024）年推計）（2024 年 11 月）を基に当センター作成

【図表１－４】本県の５歳階級別女性の世帯主数の推移

	2010年	2015年	2020年	2010年から2015年の増加率	2015年から2020年の増加率	2010年から2020年の増加率
15歳未満	77	21	6	-72.7%	-71.4%	-92.2%
15～19歳	10,622	10,231	7,047	-3.7%	-31.1%	-33.7%
20～24歳	**51,194**	**51,201**	**61,294**	**0.0%**	**19.7%**	**19.7%**
25～29歳	**59,966**	**59,868**	**69,657**	**-0.2%**	**16.4%**	**16.2%**
30～34歳	51,493	52,326	51,751	1.6%	-1.1%	0.5%
35～39歳	57,834	51,136	49,349	-11.6%	-3.5%	-14.7%
40～44歳	59,375	65,650	55,494	10.6%	-15.5%	-6.5%
45～49歳	54,580	68,405	75,584	25.3%	10.5%	38.5%
50～54歳	47,807	61,444	77,785	28.5%	26.6%	62.7%
55～59歳	53,288	51,655	67,643	-3.1%	31.0%	26.9%
60～64歳	68,085	57,020	54,746	-16.3%	-4.0%	-19.6%
65～69歳	68,413	77,505	61,934	13.3%	-20.1%	-9.5%
70～74歳	68,316	79,837	87,863	16.9%	10.1%	28.6%
75～79歳	69,016	79,009	91,507	14.5%	15.8%	32.6%
80～84歳	54,465	72,261	84,450	32.7%	16.9%	55.1%
85歳以上	41,827	65,014	97,226	55.4%	49.5%	132.4%

表：総務省統計局『国勢調査報告』を基に当センター作成

（２）高齢者の単独世帯の増加

今後、特に中年層や高齢者の単独世帯が急増していくとみられている。これまで日本は、様々な生活上のリスクへの対処について、家族の役割が大きいと言われてきた。しかし、単独世帯は同居家族がいないため、「世帯内の支え合い機能は従来よりも低下していることが考えられる」という指摘がある[3]。

本県も例外ではなく、単独世帯の割合が 40%に迫っていることに加えて、「夫婦と親」及び「夫婦、子供と親」という、親と同居する世帯の割合は全国と比較して低くなっており、家族の形態が変化しているといえる。

本県内における市町村別の単独世帯の割合をみると、横浜市及び川崎市の都心部と箱根町で単独世帯の割合が高くなっている。一方、大磯町、中井町、開成町、清川村等の町村で単独世帯の割合が低く、横浜市でも泉区及び都筑区では低い数値となっている（【図表１－５】）。

また、単独世帯の割合を 2010 年から 2020 年の 10 年間の変化でみると、全体的に増加傾向にあり、特に、横浜市の都心部のほか、大和市、綾瀬市及び山北町などでも県数値を超える増加がみられる（【図表１－６、１－７】）。

【図表１－５】市町村別の単独世帯割合（2020 年）（単独世帯数／世帯総計）

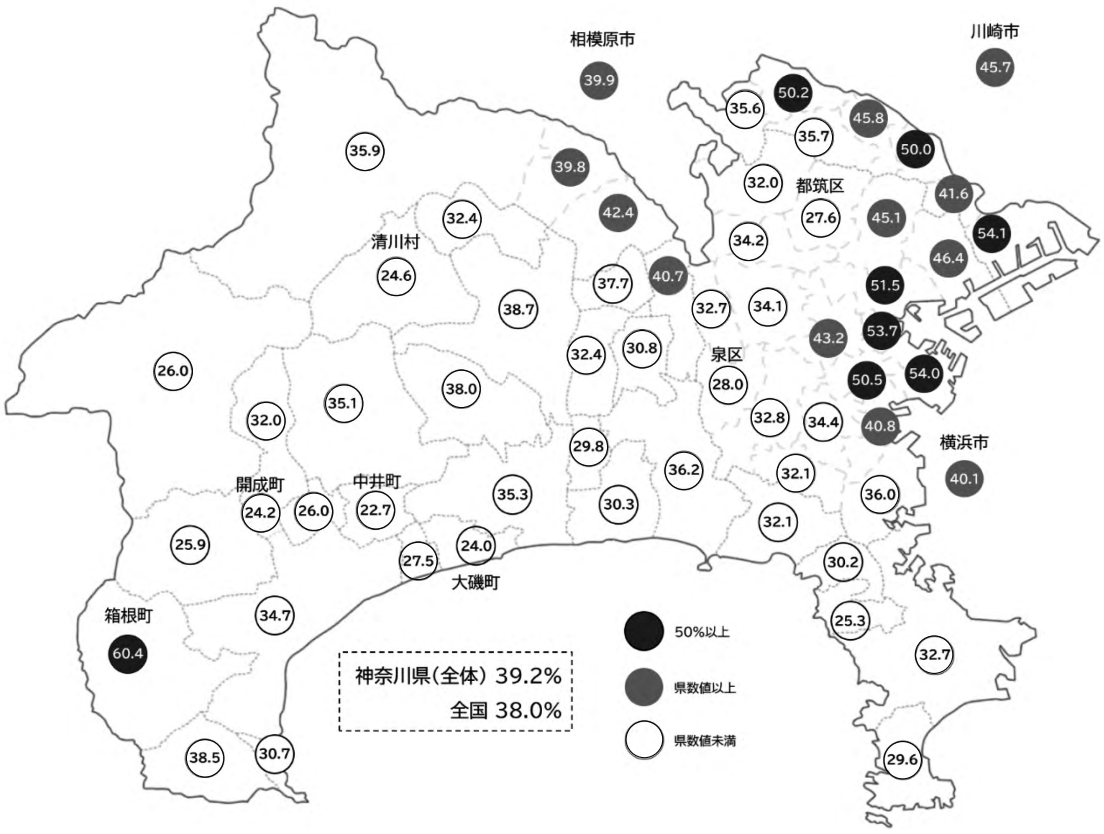

図：総務省統計局『国勢調査報告』を基に当センター作成

[3] 藤森克彦（2019）「単身世帯の増加と求められる社会政策の強化」『月刊 DIO』2019 年９月号、連合総合生活開発研究所

【図表１－６】市町村別の単独世帯割合の変化（2010 年→2020 年）
（単独世帯数／世帯総計）

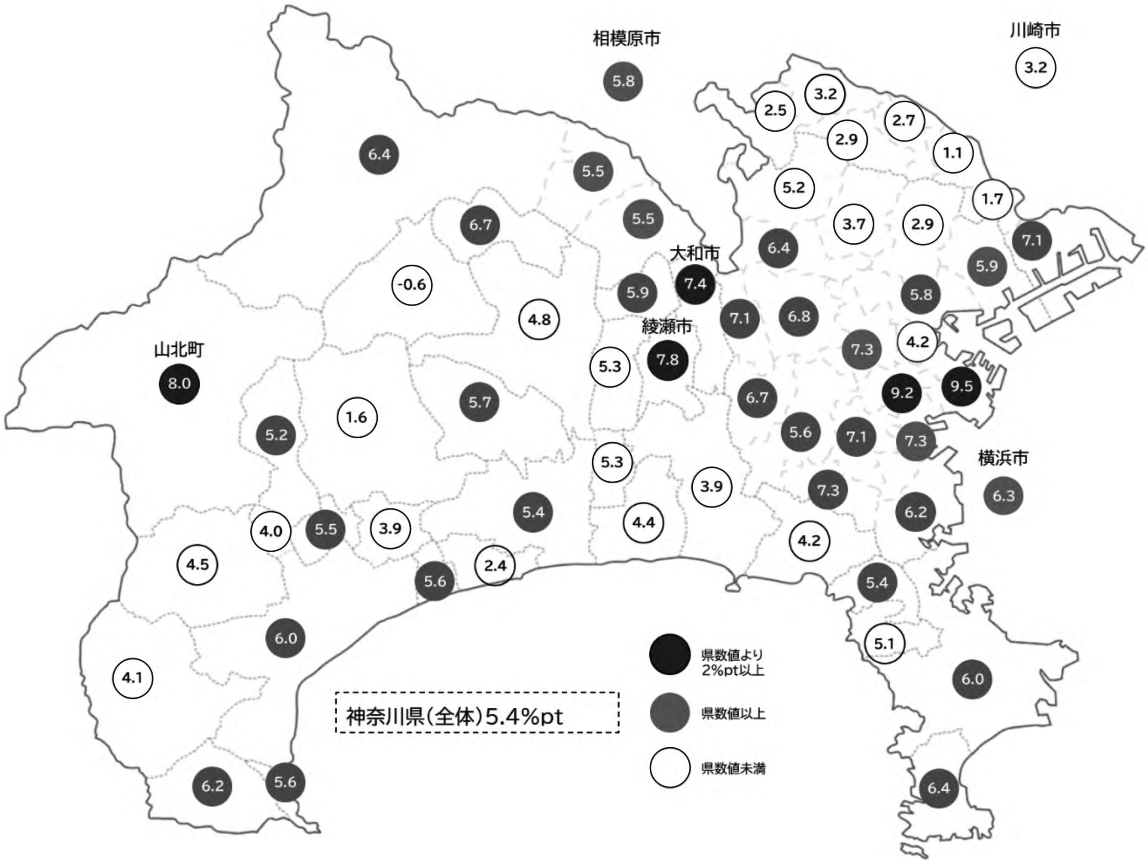

図：総務省統計局『国勢調査報告』を基に当センター作成

単独世帯の増加の要因の一つとして、高齢者の単独世帯の増加が挙げられる。戦後、高度経済成長期に大都市圏への人口集中とともに、核家族化が進展してきたが、近年、人口が減少傾向に転じる中で、高齢者の単独世帯の増加が顕著となっている。

本県も例外ではなく、社人研推計によるコーホート推計[4]の５年間の人口推計結果の増減数の推移をみると、増加傾向にあった総世帯数が 2035 年-2040 年に減少に転じ、単独世帯も５年後の 2040 年-2045 年には減少に転じる中で、65 歳以上の単独世帯は増加を続けると予測されている（【図表１－８】）。

高齢者の単独世帯の割合を市町村別にみると、2020 年の真鶴町及び湯河原町で 20%以上となっている（【図表１－９】）。また、2010 年から 2020 年の増加傾向をみると、三浦市、松田町、山北町、真鶴町、湯河原町、愛川町及び清川村で５%ポイント（pt）以上増加している（【図表１－７】）。

[4] 同一コーホート（ここでは同一年に誕生した出生集団）ごとに人口の変化を推計したもの。

【図表１－７】市町村別の単独世帯の動向（まとめ）

	2010年					2015年					2020年					2010年-2020年単独世帯(%pt)	65歳以上2010年-2020年単独世帯(%pt)
	総数	単独世帯	65歳以上単独世帯	単独世帯率	65歳以上単独世帯率	総数	単独世帯	65歳以上単独世帯	単独世帯率	65歳以上単独世帯率	総数	単独世帯	65歳以上単独世帯	単独世帯率	65歳以上単独世帯率		
神奈川県	3,830,111	1,294,051	308,463	33.8%	8.1%	3,965,190	1,407,541	398,979	35.5%	10.1%	4,210,122	1,650,991	459,724	39.2%	10.9%	5.4	2.9
横浜市	1,573,882	531,213	132,016	33.8%	8.4%	1,635,805	588,068	170,739	35.9%	10.4%	1,744,208	699,171	194,694	40.1%	11.2%	6.3	2.8
鶴見区	124,102	50,294	10,846	40.5%	8.7%	132,534	55,379	14,333	41.8%	10.8%	145,406	67,450	15,655	46.4%	10.8%	5.9	2.0
神奈川区	113,317	51,711	9,796	45.6%	8.6%	119,250	56,894	12,358	47.7%	10.4%	129,048	66,436	13,111	**51.5%**	10.2%	5.8	1.5
西区	49,036	24,256	4,328	49.5%	8.8%	51,809	26,406	4,941	51.0%	9.5%	57,015	30,618	5,367	**53.7%**	9.4%	4.2	0.6
中区	68,559	30,535	7,092	44.5%	10.3%	71,725	33,800	9,013	47.1%	12.6%	79,335	42,867	8,931	**54.0%**	11.3%	**9.5**	0.9
南区	92,226	38,107	10,866	41.3%	11.8%	95,134	42,576	13,020	44.8%	13.7%	103,427	52,254	14,957	**50.5%**	14.5%	**9.2**	2.7
保土ケ谷区	89,943	32,255	8,495	35.9%	9.4%	92,636	35,894	10,591	38.7%	11.4%	98,965	42,717	11,894	43.2%	12.0%	7.3	2.6
磯子区	71,115	23,864	7,823	33.6%	11.0%	74,473	26,556	9,816	35.7%	13.2%	78,628	32,111	10,612	40.8%	13.5%	7.3	2.5
金沢区	86,716	25,785	7,451	29.7%	8.6%	86,802	27,757	9,514	32.0%	11.0%	89,779	32,302	11,115	36.0%	12.4%	6.2	3.8
港北区	154,401	65,168	10,326	42.2%	6.7%	163,393	70,011	13,353	42.8%	8.2%	175,177	78,965	14,723	45.1%	8.4%	2.9	1.7
戸塚区	109,678	29,818	8,190	27.2%	7.5%	113,250	33,311	10,925	29.4%	9.6%	121,796	39,938	13,693	32.8%	11.2%	5.6	3.8
港南区	90,043	24,526	7,993	27.2%	8.9%	90,928	27,117	10,551	29.8%	11.6%	95,430	32,792	12,432	34.4%	13.0%	7.1	4.2
旭区	100,673	27,470	9,828	27.3%	9.8%	102,505	30,621	12,728	29.9%	12.4%	106,792	36,415	14,722	34.1%	13.8%	6.8	4.0
緑区	71,014	19,743	5,008	27.8%	7.1%	74,371	22,529	6,817	30.3%	9.2%	79,305	27,142	8,230	34.2%	10.4%	6.4	3.3
瀬谷区	49,426	12,656	4,337	25.6%	8.8%	50,359	14,171	5,641	28.1%	11.2%	52,260	17,074	6,678	32.7%	12.8%	7.1	4.0
栄区	50,157	12,424	4,328	24.8%	8.6%	50,657	14,087	5,670	27.8%	11.2%	52,438	16,839	6,914	32.1%	13.2%	7.3	4.6
泉区	58,664	12,525	4,602	21.4%	7.8%	60,574	15,059	6,474	24.9%	10.7%	62,637	17,561	7,495	28.0%	12.0%	6.7	4.1
青葉区	120,020	32,163	6,971	26.8%	5.8%	125,144	35,725	9,540	28.5%	7.6%	132,502	42,411	11,848	32.0%	8.9%	5.2	3.1
都筑区	74,792	17,913	3,736	24.0%	5.0%	80,261	20,175	5,454	25.1%	6.8%	84,268	23,279	6,317	27.6%	7.5%	3.7	2.5
川崎市	660,400	280,630	47,206	42.5%	7.1%	689,886	294,648	57,959	42.7%	8.4%	745,988	340,715	66,075	45.7%	8.9%	3.2	1.7
川崎区	104,010	48,890	10,573	47.0%	10.2%	108,528	51,803	12,451	47.7%	11.5%	122,879	66,457	13,385	**54.1%**	10.9%	7.1	0.7
幸区	70,581	28,153	6,413	39.9%	9.1%	75,055	31,796	7,433	42.4%	9.9%	80,003	33,310	8,406	41.6%	10.5%	1.7	1.4
中原区	117,067	57,255	3,341	48.9%	2.9%	123,380	59,355	8,147	48.1%	6.6%	134,619	67,360	9,266	**50.0%**	6.9%	1.1	4.0
高津区	101,677	43,818	6,337	43.1%	6.2%	107,787	46,837	8,405	43.5%	7.8%	113,575	51,964	9,222	45.8%	8.1%	2.7	1.9
多摩区	103,446	48,597	6,249	47.0%	6.0%	106,357	51,788	7,840	48.7%	7.4%	113,427	56,903	8,822	**50.2%**	7.8%	3.2	1.7
宮前区	92,005	30,189	5,781	32.8%	6.3%	94,729	28,996	7,350	30.6%	7.8%	102,189	36,466	9,388	35.7%	9.2%	2.9	2.9
麻生区	71,614	23,728	5,170	33.1%	7.2%	74,050	24,073	6,333	32.5%	8.6%	79,296	28,255	7,586	35.6%	9.6%	2.5	2.3
相模原市	302,555	103,377	21,133	34.2%	7.0%	310,833	110,236	29,305	35.5%	9.4%	332,249	132,680	33,410	39.9%	10.1%	5.8	3.1
緑区	69,989	20,666	4,397	29.5%	6.3%	71,092	21,913	5,907	30.8%	8.3%	74,855	26,894	7,374	35.9%	9.9%	6.4	3.6
中央区	112,398	38,456	7,565	34.2%	6.7%	116,108	41,240	10,452	35.5%	9.0%	124,658	49,563	12,446	39.8%	10.0%	5.5	3.3
南区	120,168	44,255	9,171	36.8%	7.6%	123,633	47,083	12,946	38.1%	10.5%	132,736	56,223	13,590	42.4%	10.2%	5.5	2.6
横須賀市	164,059	43,800	17,374	26.7%	10.6%	391,806	48,628	21,392	12.4%	5.5%	165,101	53,983	25,009	32.7%	**15.1%**	6.0	4.6
平塚市	104,261	31,135	8,270	29.9%	7.9%	107,268	34,711	10,854	32.4%	10.1%	112,002	39,496	12,888	35.3%	11.5%	5.4	3.6
鎌倉市	72,361	20,141	8,201	27.8%	11.3%	72,916	21,383	9,220	29.3%	12.6%	75,607	24,252	10,435	32.1%	13.8%	4.2	2.5
藤沢市	171,818	55,610	13,511	32.4%	7.9%	179,957	60,037	18,205	33.4%	10.1%	192,960	69,938	20,849	36.2%	10.8%	3.9	2.9
小田原市	77,532	22,295	7,109	28.8%	9.2%	79,007	24,584	9,088	31.1%	11.5%	81,622	28,359	10,537	34.7%	12.9%	6.0	3.7
茅ヶ崎市	93,356	24,205	7,843	25.9%	8.4%	97,817	27,388	9,911	28.0%	10.1%	102,364	31,039	11,752	30.3%	11.5%	4.4	3.1
逗子市	23,830	5,908	2,985	24.8%	12.5%	24,083	6,508	3,621	27.0%	15.0%	24,837	7,510	3,693	30.2%	14.9%	5.4	2.3
三浦市	17,835	4,135	2,034	23.2%	11.4%	17,513	4,528	2,560	25.9%	14.6%	17,153	5,075	2,937	29.6%	**17.1%**	6.4	**5.7**
秦野市	69,247	23,175	4,888	33.5%	7.1%	69,615	23,545	6,567	33.8%	9.4%	70,325	24,662	7,632	35.1%	10.9%	1.6	3.8
厚木市	92,282	31,340	5,300	34.0%	5.7%	95,655	33,677	7,566	35.2%	7.9%	100,132	38,784	9,671	38.7%	9.7%	4.8	3.9
大和市	97,187	32,378	7,242	33.3%	7.5%	101,931	36,140	10,287	35.5%	10.1%	110,397	44,958	11,681	40.7%	10.6%	**7.4**	3.1
伊勢原市	41,122	13,297	2,654	32.3%	6.5%	43,033	15,110	3,922	35.1%	9.1%	45,286	17,224	4,520	38.0%	10.0%	5.7	3.5
海老名市	50,365	13,677	3,039	27.2%	6.0%	53,368	15,675	4,449	29.4%	8.3%	58,225	18,881	5,511	32.4%	9.5%	5.3	3.4
座間市	53,945	17,169	3,999	31.8%	7.4%	55,873	19,075	5,416	34.1%	9.7%	60,153	22,688	6,635	37.7%	11.0%	5.9	3.6
南足柄市	15,834	3,386	1,108	21.4%	7.0%	16,218	3,683	1,584	22.7%	9.8%	16,241	4,209	2,010	25.9%	12.4%	4.5	5.4
綾瀬市	31,477	7,240	2,050	23.0%	6.5%	33,308	8,777	2,963	26.4%	8.9%	34,760	10,699	3,767	30.8%	10.8%	**7.8**	4.3
葉山町	12,519	2,527	1,213	20.2%	9.7%	12,561	2,775	2,963	22.1%	23.6%	12,913	3,261	1,723	25.3%	13.3%	5.1	3.7
寒川町	18,012	4,411	1,166	24.5%	6.5%	18,719	4,941	1,668	26.4%	8.9%	19,827	5,899	2,056	29.8%	10.4%	5.3	3.9
大磯町	12,392	2,684	1,182	21.7%	9.5%	12,256	2,760	1,408	22.5%	11.5%	12,675	3,044	1,679	24.0%	13.2%	2.4	3.7
二宮町	11,325	2,470	1,123	21.8%	9.9%	11,164	2,606	1,415	23.3%	12.7%	11,530	3,166	1,684	27.5%	14.6%	5.6	4.7
中井町	3,333	626	188	18.8%	5.6%	3,352	670	265	20.0%	7.9%	3,425	777	332	22.7%	9.7%	3.9	4.1
大井町	6,346	1,303	314	20.5%	4.9%	6,151	1,365	480	22.2%	7.8%	6,653	1,729	636	26.0%	9.6%	5.5	4.6
松田町	4,422	1,185	226	26.8%	5.1%	4,402	1,187	557	27.0%	12.7%	4,567	1,463	650	32.0%	14.2%	5.2	**9.1**
山北町	3,949	713	340	18.1%	8.6%	3,898	811	480	20.8%	12.3%	3,843	1,001	600	26.0%	**15.6%**	**8.0**	**7.0**
開成町	5,741	1,160	329	20.2%	5.7%	6,161	1,358	443	22.0%	7.2%	6,924	1,675	605	24.2%	8.7%	4.0	3.0
箱根町	7,257	4,081	907	56.2%	12.5%	6,077	3,327	947	54.7%	15.6%	6,348	3,833	1,033	**60.4%**	**16.3%**	4.1	3.8
真鶴町	3,251	814	463	25.0%	14.2%	3,064	843	542	27.5%	17.7%	2,959	908	593	30.7%	**20.0%**	5.6	**5.8**
湯河原町	10,972	3,539	1,716	32.3%	15.6%	10,724	3,740	2,092	34.9%	19.5%	10,662	4,103	2,279	38.5%	**21.4%**	6.2	**5.7**
愛川町	16,045	4,125	998	25.7%	6.2%	16,046	4,520	1,443	28.2%	9.0%	17,062	5,533	1,978	32.4%	11.6%	6.7	**5.4**
清川村	1,199	302	102	25.2%	8.5%	1,119	237	125	21.2%	11.2%	1,124	276	170	24.6%	**15.1%**	-0.6	**6.6**

表：総務省統計局『国勢調査報告』を基に当センター作成

【図表１－８】世帯推計による本県の世帯数の増減数の推移

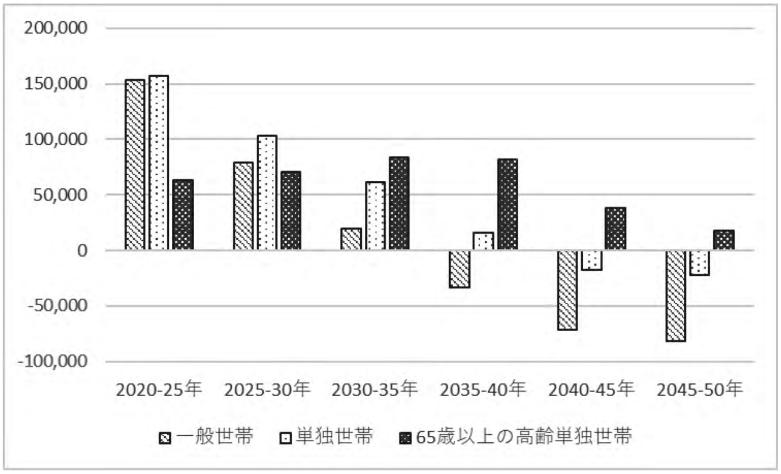

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年
一般世帯数	4,210,122	4,363,164	4,442,195	4,461,435	4,427,524	4,356,173	4,274,248
単独世帯数	1,650,991	1,807,924	1,911,240	1,972,250	1,987,994	1,970,549	1,948,289
65歳以上の高齢単独世帯数	511,525	574,756	645,491	729,219	810,865	849,015	866,621
2020年を1.0とした指数	1.00	1.12	1.26	1.43	1.59	1.66	1.69
75歳以上の高齢単独世帯数	293,159	372,265	414,317	429,951	454,921	503,727	568,863
2020年を1.0とした指数	1.00	1.27	1.41	1.47	1.55	1.72	1.94

図・表：国立社会保障・人口問題研究所『日本の世帯数の将来推計（都道府県別推計）』（令和６（2024）年推計）（2024 年 11 月）を基に当センター作成

【図表１－９】市町村別の 65 歳以上の単独世帯の割合（2020 年）

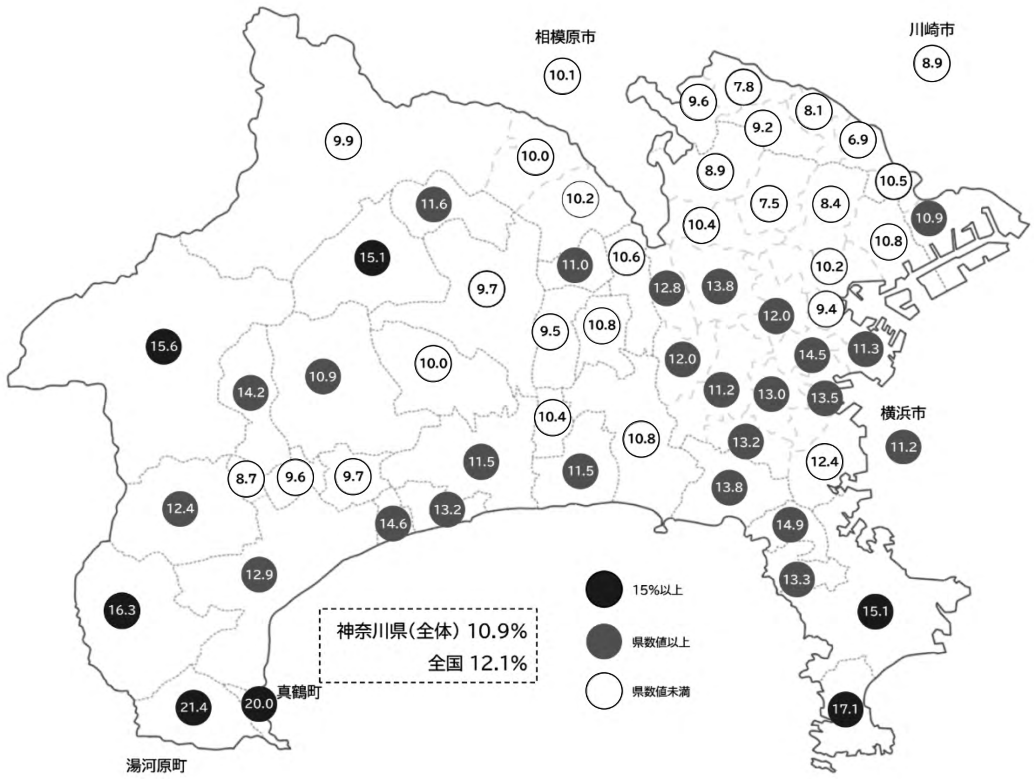

図：総務省統計局『国勢調査報告』を基に当センター作成

また、本県では総世帯数に対する持ち家以外に住む 65 歳以上の単独世帯の割合が 4.0%であり（【図表１－10】）、地域別にみれば、横浜市、川崎市、箱根町及び湯河原町でその割合が高い（【図表１－11】）。現在、単身高齢者が賃貸住宅を契約することには困難が伴うことが社会課題として指摘されており[5]、単身高齢者が将来的に住まいを確保できなくなる恐れがある。

【図表１－10】神奈川県内の住宅所有関係別・家族形態別の高齢世帯の状況

神奈川県	総数	二人以上の世帯員から成る世帯						単独世帯	総世帯数に対する持ち家以外に住む単独世帯の割合
		親族のみの世帯					非親族を含む世帯		
		核家族世帯	うち夫婦のみの世帯	夫65歳以上，妻60歳以上の夫婦のみの世帯	核家族以外の世帯	うち3世代世帯			
総数	4,210,122	2,350,377	843,850	460,516	165,143	93,407	41,928	1,650,991	—
持ち家以外※	1,740,365	570,679	214,434	58,890	25,695	9,542	29,258	1,113,932	26.5%
うち60歳以上	365,313	141,949	74,992	58,890	8,934	3,543	3,266	211,164	5.0%
65歳以上	289,783	110,885	62,320	58,735	6,770	2,546	2,341	169,787	4.0%
75歳以上	140,936	52,994	31,373	31,045	2,685	1,008	796	84,461	2.0%
85歳以上	37,532	12,250	7,231	7,214	617	212	136	24,529	0.6%

注：「持ち家」以外：公営・都市再生機構・公社の借家、民営の借家、給与住宅、間借り及び住宅以外に住む一般世帯。
なお、「総数」に世帯の家族類型「不詳」を含むため、合計は一致しない。
表：総務省統計局『国勢調査報告』を基に当センター作成

【図表１－11】市町村別の住宅所有関係別・家族形態別の高齢世帯（まとめ）

65 歳以上の持ち家以外の単独世帯が県全体の割合より1%pt 以上高い市区町村		65 歳以上の持ち家以外の単独世帯が県全体の割合より1%pt 以上低い市区町村		65 歳以上の持ち家以外の単独世帯が5,000 世帯以上の市区町村	
横浜市	川崎市	横浜市	海老名市	横浜市	川崎市
中区	川崎区	港北区	綾瀬市	鶴見区	川崎区
南区	幸区	青葉区	葉山町	神奈川区	横須賀市
保土ケ谷区	箱根町	川崎市	大磯町	南区	藤沢市
旭区	湯河原町	中原区	中井町	旭区	大和市
瀬谷区		麻生区	大井町		
		相模原市	山北町		
		緑区	開成町		
			清川村		

持ち家以外の単独世帯が県全体の割合より10%pt 以上高い市区町村		持ち家以外の単独世帯が県全体の割合より10%pt 以上低い市区町村	
横浜市	川崎市	横浜市	二宮町
神奈川区	川崎区	泉区	中井町
西区	中原区	横須賀市	大井町
中区	多摩区	逗子市	山北町
	箱根町	三浦市	開成町
		南足柄市	真鶴町
		葉山町	清川村
		大磯町	

表：総務省統計局『国勢調査報告』を基に当センター作成

[5] 国土交通省による「新たな住宅セーフティネット制度における居住支援について」(2021 年３月）では、賃貸人の約８割が高齢者の入居に対して拒否感を有することを指摘している。

２　婚姻を巡る動向

（１）婚姻意識の変化

単独世帯が増加する要因の一つに、「未婚」又は「晩婚化」が想定される。

国立社会保障・人口問題研究所『2021 年社会保障・人口問題基本調査（結婚と出産に関する全国調査）』[6]の「独身者調査の結果」[7]によると、「いずれ結婚するつもり」と考えている未婚者の割合は、1997 年（第 11 回）調査以降、比較的安定的に推移していたが、直近調査（2021 年）では男女とも前回から減少し、18～34 歳の男性では 81.4%（前回 85.7%）、同女性では 84.3%（前回 89.3%）であった。一方、「一生結婚するつもりはない」と答える未婚者の割合は 2000 年代に入ってから増加傾向が続いており、直近調査（2021 年）では男性で 17.3%（前回 12.0%）、女性で 14.6%（前回 8.0%）と、これまでより増加幅が拡大し、男女ともに１割を超える結果となっている（【図表１－12】）。

【図表１－12】未婚者における生涯の結婚意思（18 歳～34 歳）

＜男性＞

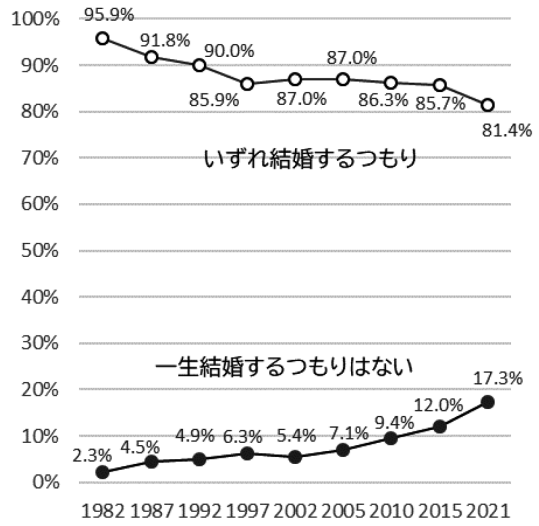

＜女性＞

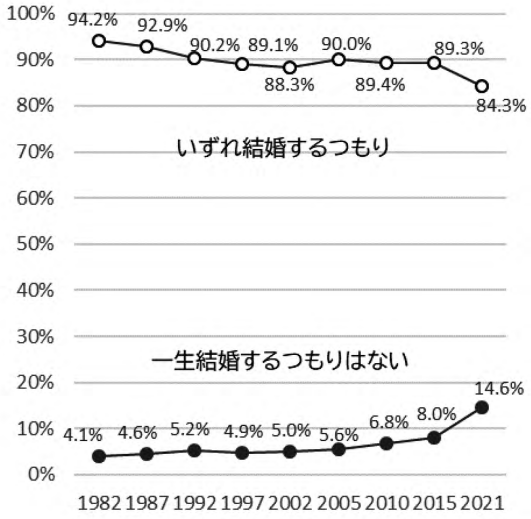

図：国立社会保障・人口問題研究所『現代日本の結婚と出産－第 16 回出生動向基本調査（独身者調査ならびに夫婦調査）報告書－』を基に当センター作成

また、結婚する意思のある未婚者のうち、「理想的な相手が見つかるまでは結婚しなくてもかまわない」と考える割合と「ある程度の年齢までには結婚するつもり」と考える割合は、ほぼ半々となっているが、この設問においても、前回調査（2015 年）に比べて直近調査（2021 年）では、男女とも「理想的な相手が見つかるまでは結婚しなくてもかまわない」と考える割合が男性では 48.6%、女性では 51.7%となっており、いずれも増加している（【図表１－13】）。

---

[6] 国立社会保障・人口問題研究所『現代日本の結婚と出産－第 16 回出生動向基本調査（独身者調査ならびに夫婦調査）報告書－』2023 年８月

[7] 18 歳から 34 歳の未婚男女を主な集計対象とした、結婚や出産に関する考え方、交際状況、希望するライフコース像、生活スタイル等についてのアンケート調査。

【図表１－13】結婚意思をもつ未婚者の結婚に対する考え方（理想的な相手か年齢か）

＜男性＞

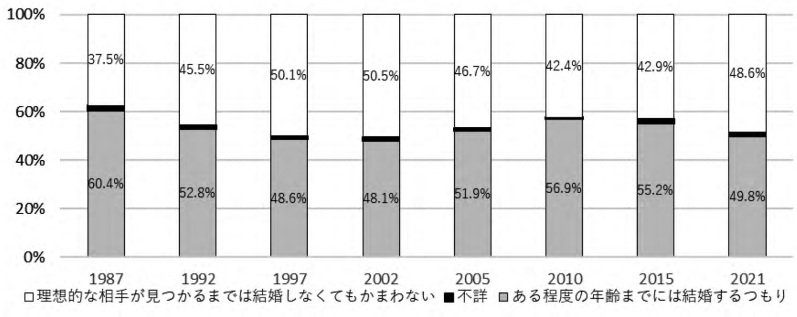

＜女性＞

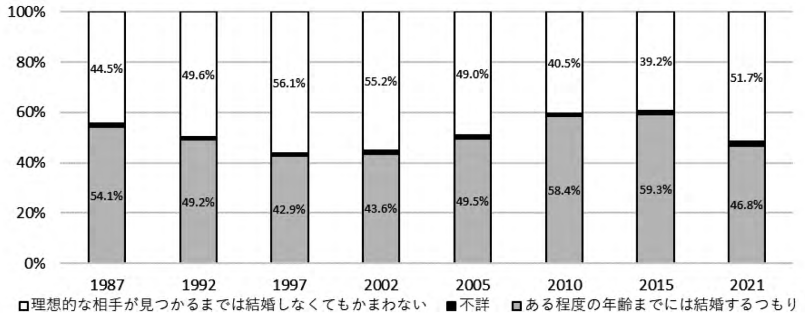

図：国立社会保障・人口問題研究所『現代日本の結婚と出産－第 16 回出生動向基本調査（独身者調査ならびに夫婦調査）報告書－』を基に当センター作成

この設問の選択肢である「ある程度の年齢までには結婚するつもり」と「理想的な相手が見つかるまでは結婚しなくてもかまわない」についてみると、前者は婚姻に対して期限や目途を持っているが、後者は明確には持っていないといえる。「いずれ結婚するつもり」かつ「理想的な相手が見つかるまでは結婚しなくてもかまわない」と回答した者と、「一生結婚するつもりはない」と回答した者の合計が、集計対象者（18 歳から 34 歳の未婚男女）全体に占める割合を試算すると、男女ともに直近調査（2021 年）で増加しており、特に女性は 15%ポイント以上増加している。婚姻に対して期限や目途を持たない人の増加が、未婚化・晩婚化に影響を与えている可能性があると考えられる（【図表１－14】）。

未婚者増加の要因を検討するため、直近調査（2021 年）における「結婚意思のある未婚者が現在独身でいる理由」をみると、若い年齢層（18～24 歳）では「結婚するにはまだ若すぎるから」、「結婚する必要性をまだ感じないから」、「今は、仕事（または学業）にうちこみたいから」といった回答が上位で、直ちに結婚することに対する積極的な動機がない点において前回調査（2015 年）との違いはない。

しかし、25～34 歳では、前回調査と同様に「適当な相手にまだめぐり会わないから」を選択した割合が最も高くなった一方で、男女ともに「今は、趣味や娯楽を楽しみたいから」及び「異性とうまくつき合えないから」という回答がそれまでの傾向以上に増加している。

また、調査時点で交際している異性の恋人又は婚約者がいる未婚者に、その相手と知り合ったきっかけを聞いた設問では、ソーシャルネットワーキングサ

ービス（SNS）やマッチングアプリといった個人間の交流の場をオンラインで提供するサービスの利用を想定した「ネット（インターネット）で」という選択肢が直近調査（2021 年）から新たに追加された。この選択肢を回答した男性は 11.9%、女性は 17.9%に上っており、恋人又は婚約者のいる未婚男女の 10 人に１人以上が、インターネットを使ったサービスを介して交際相手と知り合っていることが明らかになった。

この背景としては、コロナ禍における 2020 年及び 2021 年の緊急事態宣言等により、自由な外出や他者との接触、特に対面のコミュニケーションが極端に制限される状況の中、インターネットのサービスが急速に拡大し、家の中での趣味や娯楽の機会が拡充されたことや、直接的なコミュニケーションを苦手とする意識が広がったことなどが、交際相手と知り合うきっかけとしてのインターネット利用にもつながっていったと考えられる。

【図表１－14】「いずれ結婚するつもり」かつ「理想的な相手が見つかるまでは結婚しなくてもかまわない」、又は「一生結婚するつもりはない」と回答した未婚者の割合

＜男性＞

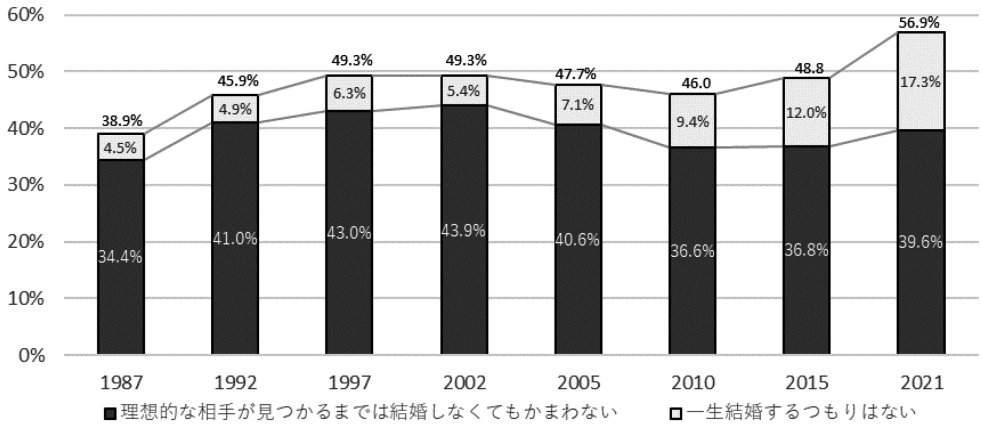

＜女性＞

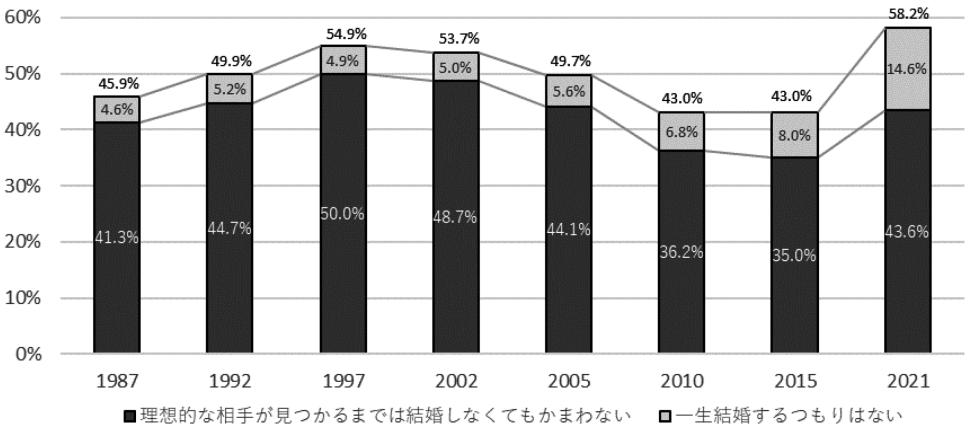

図：国立社会保障・人口問題研究所『現代日本の結婚と出産－第 16 回出生動向基本調査（独身者調査ならびに夫婦調査）報告書－』を基に当センター作成

（２）50 歳時未婚率の増加

前項の婚姻意識の変化は、実際の婚姻傾向にどのような影響を与えているのか。近年、未婚率の増加が注目されているが、全国の 50 歳時未婚率（生涯未婚

率[8]）の推移をみると、1980 年以降、50 歳時未婚率は急速に増加し、40 年後の 2020 年には男性が 28.3%、女性が 17.8%となっており、男性で 10 倍以上、女性も４倍近く増加している（【図表１－15】）。

【図表１－15】全国の 50 歳時未婚率の推移（1980 年～2040 年）

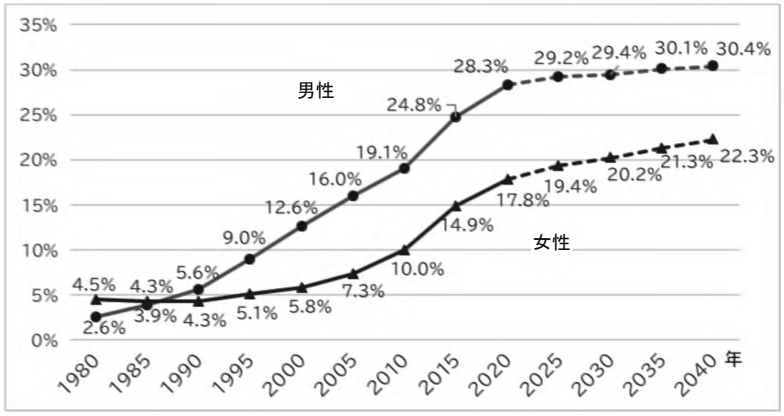

注：2025 年以降は推計値より算出した。
図：国立社会保障・人口問題研究所『人口統計資料集（2024)』、
『日本の世帯数の将来推計（全国推計)』を基に当センター作成

また、本県の 50 歳時未婚率の推移をみると、1980 年以降、全国と同様に男女ともに急速に増加していることが分かる（【図表１－16】）。

【図表１－16】本県の 50 歳時未婚率の推移（1980 年～2020 年）

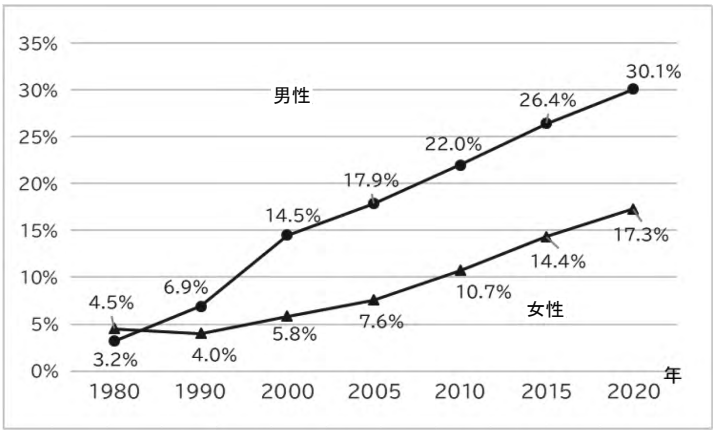

図：総務省統計局『国勢調査報告』及び国立社会保障・人口問題研究所
『人口統計資料集（2024)』を基に当センター作成

そこで、年齢層別に、一般的に「高齢出産」とされる 35 歳以上の区分の手前の年齢層に当たる、「25～29 歳」及び「30～34 歳」の未婚率の推移をみると、男女ともに年々上昇しており、2005 年をピークに横ばい傾向に移行しつつある。

---

[8] 50 歳時未婚率は、過去には「生涯未婚率」と呼ばれていたが、晩婚化の進行もあり、50 歳以降で初婚が決してないとはいえないという事実も踏まえ、2019 年に政府が呼び方を変更した。50 歳時未婚率の計算式は、以下のとおりである。

50 歳時未婚率＝[{「45-49 歳の未婚者数」÷(「45-49 歳総数」－「45-49 歳配偶関係不詳数」)}＋{「50-54 歳の未婚者数」÷(「50-54 歳総数」－「50-54 歳配偶関係不詳数」)}]÷２

女性では、その前の「20～24 歳」の未婚率も 1990 年頃まで急速に増加している。また、1970 年代や 1980 年代と比べると、全体として結婚年齢が上昇し、晩婚化が進んでいることが分かる（【図表１－17】）。

【図表１－17】年代別の全国の未婚率の推移[9]（1920 年～2020 年）

＜男性＞

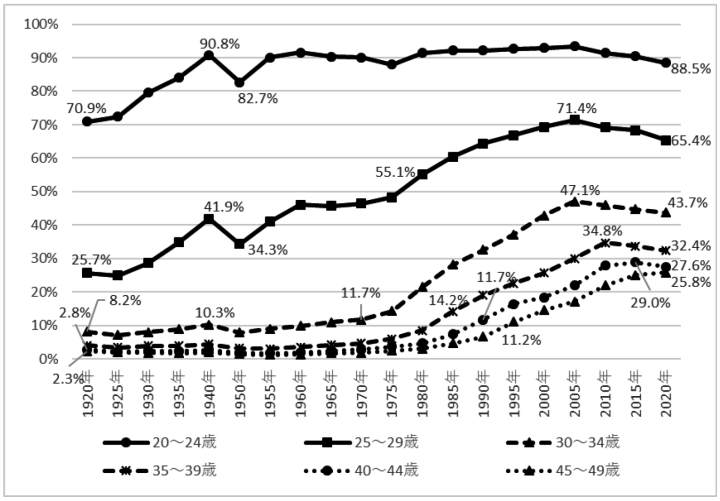

＜女性＞

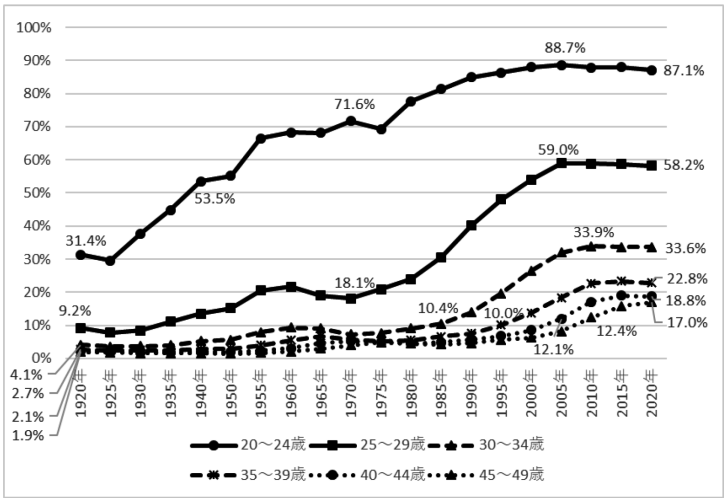

図：総務省統計局『国勢調査報告』を基に当センター作成

本県における現状の市町村別 50 歳時未婚率は【図表１－18】のとおりであり、円の色が濃い市町村はより単身者が多いことを表す。

また、50 歳時未婚率に加えて若年層（15～39 歳）の未婚率がいずれも県数値より５％ポイント以上高い[10]市町村は、三浦市、松田町、箱根町、真鶴町、湯河原町及び清川村の６市町村であり、県西地域に比較的多い。

[9] 配偶関係不詳について補完を行っていない。

[10] 50 歳時未婚率の県数値は 21.1％、若年層（15～39 歳）の未婚率の県数値は 61.4％である（総務省統計局『国勢調査報告』）。

【図表１－18】市町村別 50 歳時未婚率[11]（2020 年）

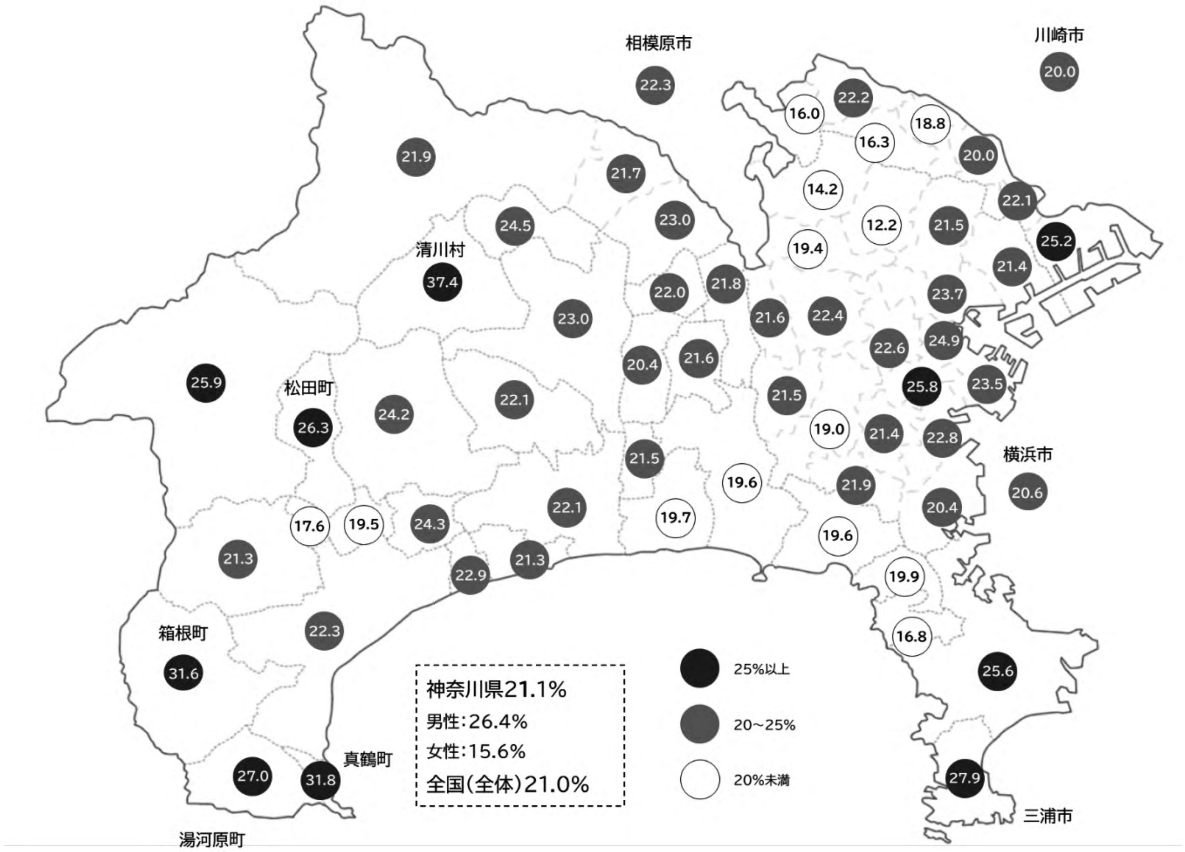

図：総務省統計局『国勢調査報告』を基に当センター作成

（３）子供の減少

『神奈川県の将来人口推計』によると、本県の 2020 年の子供（15 歳未満）の数は約 109 万人で、総人口に占める子供の割合は 11.8%となっている。これは全国の水準（11.3%）とほぼ同じ水準である。2070 年時点の将来人口推計（中位）では、子供の数は約 69 万人と試算され、2020 年時点から約 40 万人減少すると見込まれており、「少子化が急速に進行している」状況が予想される（【図表１－19】）。

子供の減少[12]は、若年層の減少による一層の労働力不足の懸念につながることから、今後労働力確保について対応が必要になると考えられる。

---

[11] 配偶関係不詳について補完を行っていない。

[12] 少子化の要因として、神奈川県政策研究・大学連携センター（2015）「人口減少・労働力人口減少への対応」『かながわ政策研究・大学連携ジャーナル』第８号では、①女性の数の減少、②未婚率の上昇、③既婚女性の平均出生率の低下を指摘している。

また、特に③に関係する要因として、教育費の負担増が考えられる。例えば、中央教育審議会が 2000 年４月に答申した「少子化と教育について」では、夫婦が理想の数の子供を持たない理由として、教育に伴う経済的負担を挙げる者も多いことを指摘している。

【図表１－19】神奈川県の子供（15 歳未満）の将来人口推計

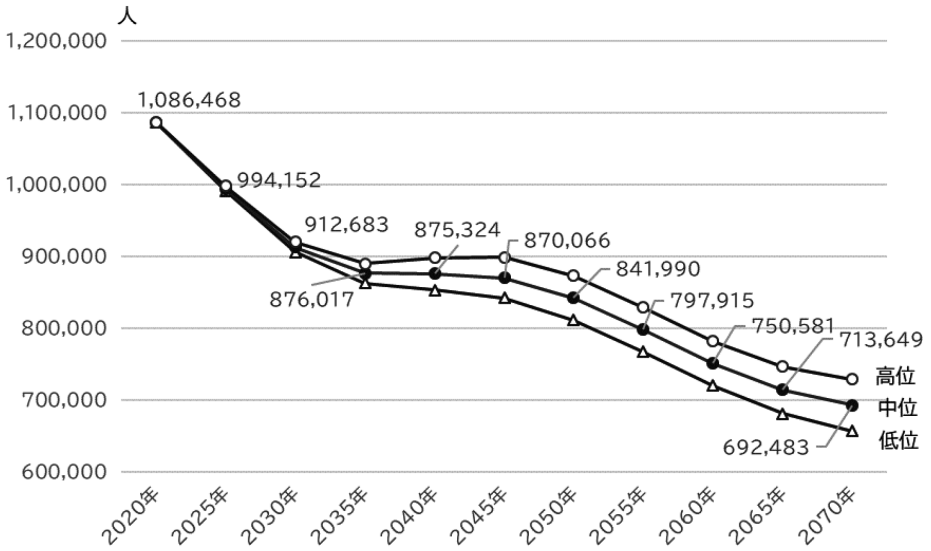

図：『神奈川県将来人口推計』を基に当センター作成

＜男女計＞

単位：人

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年	2070年	2020年-2070年
高位	1,086,468	997,333	919,391	889,723	897,481	898,460	872,828	828,827	781,656	746,437	728,384	-358,084
中位	1,086,468	994,152	912,683	876,017	875,324	870,066	841,990	797,915	750,581	713,649	692,483	-393,985
低位	1,086,468	990,971	905,976	862,311	853,164	841,666	811,142	766,989	719,479	680,812	656,502	-429,966

＜男性＞

単位：人

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年	2070年	2020年-2070年
高位	556,916	510,829	470,908	455,712	459,685	460,187	447,058	424,521	400,360	382,321	373,075	-183,841
中位	556,916	509,200	467,472	448,692	448,337	445,644	431,263	408,688	384,444	365,528	354,686	-202,230
低位	556,916	507,571	464,036	441,671	436,986	431,097	415,463	392,848	368,514	348,709	336,257	-220,659

＜女性＞

単位：人

	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年	2065年	2070年	2020年-2070年
高位	529,552	486,504	448,483	434,011	437,796	438,273	425,770	404,306	381,295	364,115	355,309	-174,243
中位	529,552	484,952	445,211	427,326	426,987	424,423	410,727	389,227	366,137	348,122	337,797	-191,755
低位	529,552	483,401	441,939	420,639	416,178	410,569	395,679	374,141	350,965	332,104	320,245	-209,307

表：『神奈川県将来人口推計』を基に当センター作成

３　外国籍県民を巡る動向

少子化の進展により、今後、主に若年労働者の減少を要因とした労働力の不足が指摘されており、「労働力人口の下押し圧力が続く中にあっては、今後も労働市場における外国人労働者の重要性は高まりこそすれ、低下することはないと見込まれ」[13]ており、労働者としての外国籍県民は今後も増加していくと予測される。そのため、地域コミュニティの役割を考える上で、外国籍県民もコミュニティの一員とし

[13] 内閣府『令和６年度年次経済財政報告（経済財政政策担当大臣報告）―熱量あふれる新たな経済ステージへ―』2024 年８月

て一層重要となってくるものと想定される。

都道府県別の外国人人口割合をみると、本県の外国人人口割合は 2.83%であり、全国の水準よりは若干高いものの、関東地方の他の都県と比較すると栃木県の次に低い水準であり、首都圏において特に外国人が多い自治体ではない（【図表１－20】）。

【図表１－20】全国及び関東地方都県別外国人人口割合

	外国人割合
全国	2.66%
東京都	4.65%
群馬県	3.77%
千葉県	3.17%
茨城県	3.12%
埼玉県	3.12%
神奈川県	2.83%
栃木県	2.60%

表：総務省『令和６年住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査』
（令和６年１月１日時点）を基に当センター作成

2016 年から 2024 年の神奈川県内の人口動向を前年比の増減でみると、コロナ禍後の 2023 年及び 2024 年は日本人の減少を外国籍県民の増加が補完している状況となっている（【図表１－21】）。

【図表１－21】本県の日本人及び外国人の対前年度の増減数及び全体の増減率

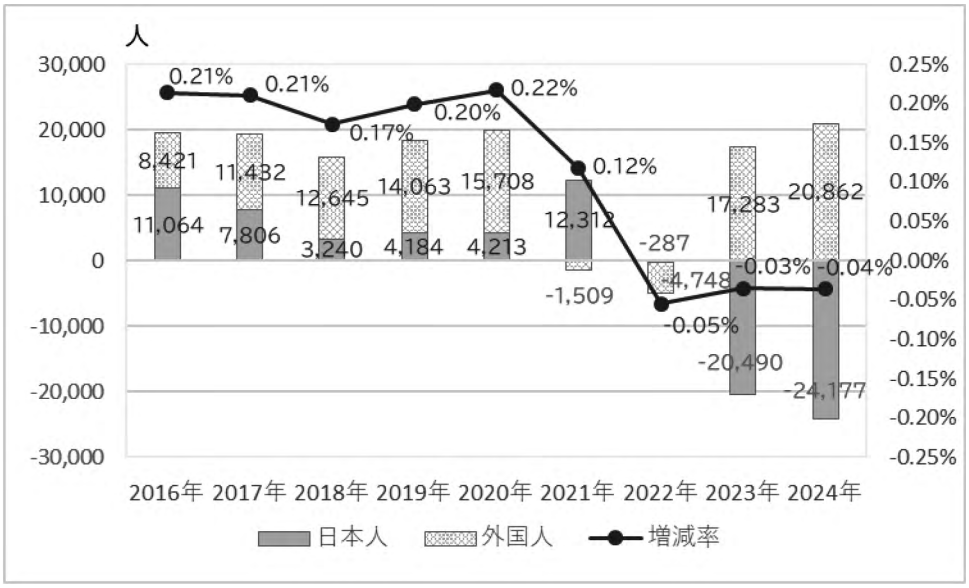

図：総務省『住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数調査』を基に当センター作成

次に、産業別の外国人労働者数の推移[14]をみると、2015 年から 2023 年までの８年間で全産業において外国人労働者が増加しており、特に、「建設業」が４倍以上と最

[14] 厚生労働省 神奈川労働局 職業対策課『外国人雇用状況報告結果』2015 年～2023 年

も伸び率が高く、次いで「サービス業（他に分類されないもの）」、「医療・福祉」、「宿泊業・飲食サービス業」及び「卸売業・小売業」の順で２倍以上となっている（【図表１－22】）。このうち「宿泊業・飲食サービス業」は、急速なインバウンド需要による当該産業自体の拡大基調の影響が考えられるほか、「建設業」「卸売業・小売業」及び「医療・福祉」を含め、いずれも身体への負荷が大きい職種と考えられ、これまで若年労働者が担ってきた労働力の不足を外国人労働者が担いつつある状況を示していると解釈できる。

特に、「医療・福祉」については、高齢化に伴う要介護者の増加に伴う介護現場の労働力不足が懸念されており、外国人労働者に対する期待が高まっている[15]。

【図表１－22】産業別外国人労働者数の推移

	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2015年を1.0とする指数（2023年時点）
全産業計	51,854	60,148	69,400	79,223	91,581	94,489	100,592	105,973	119,466	**2.30**
建設業	2,991	4,117	5,509	6,729	9,058	10,323	10,732	11,087	13,898	**4.65**
製造業	18,088	19,679	21,815	24,600	25,815	25,371	25,400	25,930	28,812	**1.59**
情報通信業	2,214	2,303	2,639	3,046	3,669	3,692	3,948	4,119	4,326	**1.95**
卸売業・小売業	7,410	8,575	9,208	10,524	12,940	14,088	15,056	15,776	17,318	**2.34**
宿泊業・飲食サービス業	5,647	7,169	7,994	8,885	10,739	11,108	12,664	13,166	14,856	**2.63**
教育・学習支援業	2,093	2,087	2,435	2,716	3,043	2,883	2,955	3,078	3,275	**1.56**
医療・福祉	-	-	-	2,594	3,201	3,651	4,789	5,916	6,908	**2.66**
サービス業(他に分類されないもの)	5,014	6,339	7,843	9,442	11,502	11,866	13,004	13,684	15,327	**3.06**

注：各年 10 月末時点の数値。「医療・福祉」については、2018 年を 1.0 とする指数。
表：厚生労働省神奈川労働局職業対策課『外国人雇用状況報告結果』を基に当センター作成

今後、県内で働く人も含めた、これらの外国籍県民の中にも単身高齢者が多くなっていくことも想定しながら、外国籍県民を地域コミュニティの一員として受け入れ、言語の違いなどにも対応した支援を行うことが求められるようになると考えられる。

４　単独世帯の増加に伴う課題

（１）広がる孤独・孤立

単独世帯の割合が増加する中で、日常生活で孤独・孤立を感じる人々が増加している。

2023 年に内閣官房孤独・孤立対策担当室が実施したアンケート調査『人々のつながりに関する基礎調査』によると、孤独感を「常にある」又は「時々ある」と回答した者は、全体で 19.6%、男性で 20.3%、女性で 18.7%となっている。年齢別では、男性で「30～39 歳」及び「40～49 歳」が、女性で「20～29 歳」が 25%以上と四分の一を超える人々が孤独を覚えるとしている。さらに、同居人の有無では、「同居人がいる」の 17.4%に対して、「同居人がいない」では 30.8%が孤

[15] 例えば、国は介護福祉士国家資格の取得を目指す外国人留学生の受入環境整備事業を創設するなどしている。

独を覚えるとしており、単独世帯の増加とともに、日常生活で孤独を覚える人々が増加すると考えられる（【図表１－23】）。

国では、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者への支援等に関する取組を進め、「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との『つながり』が生まれる社会」を目指し、2024年に「孤独・孤立対策推進法」を施行し、対策を進めている。対策に当たり、国は「孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要である」とともに「当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われる」ことを基本理念としている[16]。

【図表１－23】年代別の孤独感に関するアンケート調査結果

	常にある	時々ある	**常にある+時々ある計**	たまにある	ほとんどない	決してない	無回答
全体	4.8%	14.8%	**19.6%**	19.7%	41.4%	17.9%	1.5%
男性全体	5.3%	15.0%	**20.3%**	18.6%	42.1%	17.6%	1.4%
16～19歳	6.4%	10.0%	**16.4%**	12.9%	42.9%	27.9%	0.0%
20～29歳	4.9%	16.8%	**21.7%**	20.6%	33.8%	23.6%	0.3%
30～39歳	9.0%	17.8%	**26.8%**	19.8%	33.0%	19.3%	1.1%
40～49歳	8.2%	17.7%	**25.9%**	19.5%	39.8%	14.6%	0.3%
50～59歳	6.5%	17.6%	**24.1%**	20.2%	39.7%	15.5%	0.4%
60～69歳	4.0%	15.6%	**19.6%**	17.2%	46.6%	14.8%	1.8%
70～79歳	2.6%	10.5%	**13.1%**	16.1%	48.7%	19.4%	2.6%
80歳以上	2.3%	9.9%	**12.2%**	21.2%	44.1%	18.9%	3.5%
女性全体	4.2%	14.5%	**18.7%**	20.5%	41.0%	18.1%	1.6%
16～19歳	4.3%	16.0%	**20.3%**	17.3%	25.9%	35.8%	0.6%
20～29歳	8.7%	18.0%	**26.7%**	20.8%	34.5%	17.4%	0.7%
30～39歳	5.2%	19.1%	**24.3%**	21.2%	33.4%	21.2%	0.0%
40～49歳	4.8%	14.8%	**19.6%**	20.2%	40.6%	19.3%	0.4%
50～59歳	4.9%	16.8%	**21.7%**	22.6%	37.1%	17.5%	1.0%
60～69歳	2.9%	11.7%	**14.6%**	21.1%	47.3%	16.0%	1.1%
70～79歳	2.7%	10.2%	**12.9%**	18.7%	47.0%	18.4%	2.9%
80歳以上	3.0%	15.5%	**18.5%**	20.1%	43.0%	13.4%	5.1%
同居人がいる	4.0%	13.4%	**17.4%**	18.8%	43.1%	19.3%	1.4%
同居人がいない	9.0%	21.8%	**30.8%**	24.5%	32.4%	10.5%	1.8%
16～19歳	0.0%	12.5%	**12.5%**	12.5%	58.3%	12.5%	4.2%
20～29歳	7.1%	20.0%	**27.1%**	28.1%	29.0%	15.7%	0.0%
30～39歳	11.0%	27.9%	**38.9%**	22.1%	30.8%	8.1%	0.0%
40～49歳	15.8%	19.9%	**35.7%**	25.3%	30.8%	8.2%	0.0%
50～59歳	14.7%	25.6%	**40.3%**	23.4%	25.3%	9.9%	1.1%
60～69歳	8.9%	22.4%	**31.3%**	24.4%	31.4%	10.2%	2.6%
70～79歳	6.2%	19.7%	**25.9%**	23.8%	37.3%	10.1%	2.8%
80歳以上	4.3%	19.1%	**23.4%**	26.0%	36.2%	10.6%	3.8%

表：内閣官房孤独・孤立対策担当室『人々のつながりに関する基礎調査（2023年）』を基に当センター作成

[16] 内閣官房「孤独・孤立対策推進法の概要」［https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/suisinhou/suisinhou.html］（2024年12月18日閲覧）

（２）孤独死の増加と求められる終活サポート

単独世帯の増加により、日常的に支え合い、見守る人が近くにいない場合は、孤独死が起こる可能性が高まることが考えられる。孤独死の現状について、国における現状把握が進められているが、不動産オーナー・大家が加盟する一般社団法人日本少額短期保険協会の『孤独死現状レポート』によると、孤独死者数は増加している。なお、年代別にみると、20～59 歳のいわゆる「現役世代」が４割前後を占めていることから、必ずしも孤独死は高齢者だけではなく、すべての世代における課題であることが分かる（【図表１－24】）。

また、高齢者の単独世帯の増加に伴い、介護とともに、終活の支援も課題となっている。特に、孤独死の増加もあり、単独世帯の高齢者の遺体の引き取り、埋葬、相続等の希望を事前に聞いて実行するなどのサポートの必要性が高まっており、今後、サポートの重要性は一層増加すると想定される。

【図表１－24】孤独死の現状

＜孤独死者数の推移＞

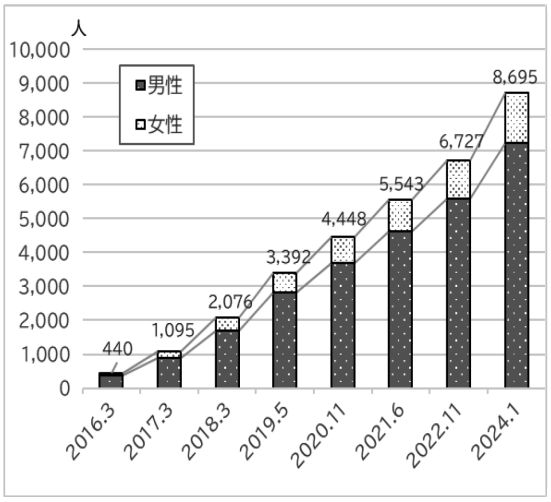

＜孤独死の年代別割合＞

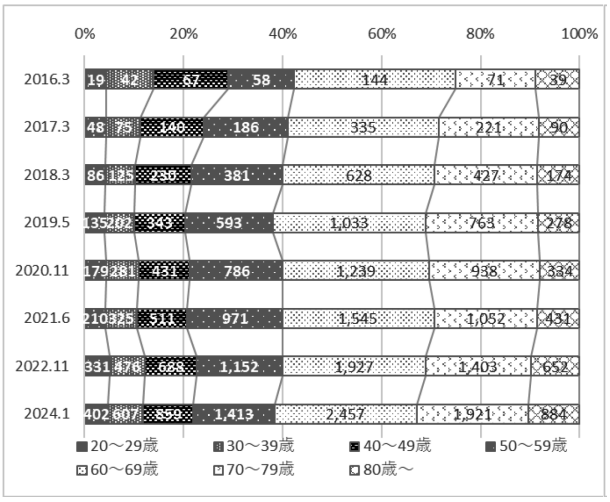

注：「孤独死者数の推移」の数値は男性と女性の合計。「孤独死の年代別割合」の数値は実数。
図：一般社団法人日本少額短期保険協会『孤独死現状レポート』（2016 年～2024 年）を基に当センター作成

（３）介護サポートの不足

単身者の場合は子供などの同居人がおらず、介護を受けることが難しいため、介護（ケア）についても検討した。「自分の親の介護」と「自分の介護」の担い手についての考え方に対するアンケート調査結果[17]では、自分の親の介護は「子（自分）の役割」の回答が 30.2%であるのに対して、自分の介護を「子の役割」と考えている回答は 2.8%となっている。また、「専門の介護職員が担うべきである」との回答も、親の介護については 8.8%である一方で、自分の介護については 34.4%となっており、自分の親の介護と自分の介護では、担い手について考え方に大きな差がある結果となった（【図表１－25】）。今後介護に係る民間サービ

[17] 株式会社第一生命経済研究所『30～69 歳の男女 1200 名に聞いた「自分の介護の準備に関する調査」』2012 年２月

スの需要が一層高まっていくと予想される。しかし、老後に保有する資金などの経済的な格差により利用可能な民間サービスに差が生じると想定され、民間サービスを利用できない人への介護サポートの提供が課題となる。

【図表１－25】「親の介護」と「自分の介護」の担い手についての考え方

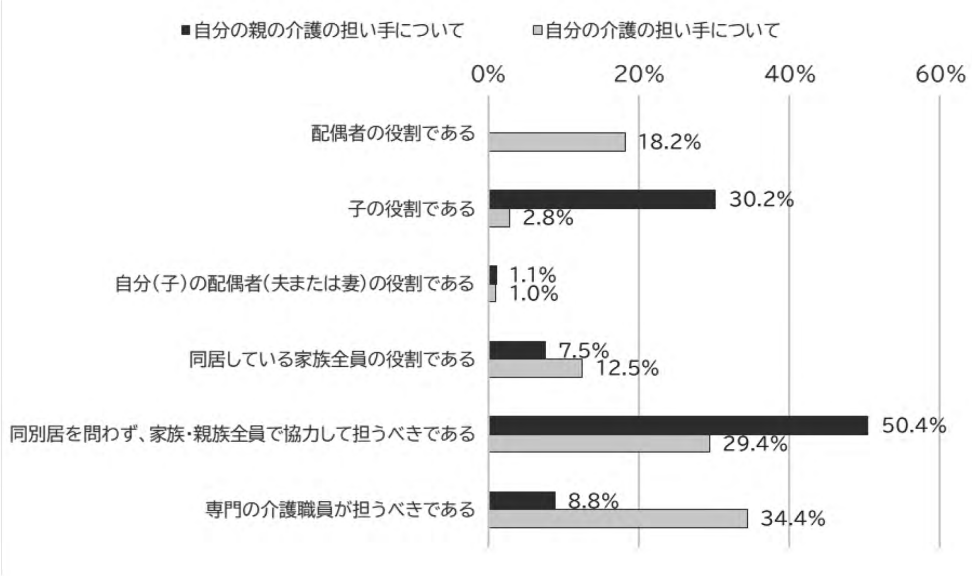

図：株式会社第一生命経済研究所調査を基に当センター作成

また、「介護経験者が、前から準備しておけばよかったと思うこと」についての設問では、「介護の手段や方法についての情報を集める」が 58.2%、「公的介護保険制度についての情報を集める」が 55.0%と、介護を経験する前に情報を集めておけばよかったと考える人が半数を超えており、事前の情報提供が必要とされていることが分かる（【図表１－26】）。

【図表１－26】介護経験者が、前から準備しておけばよかったと思うこと

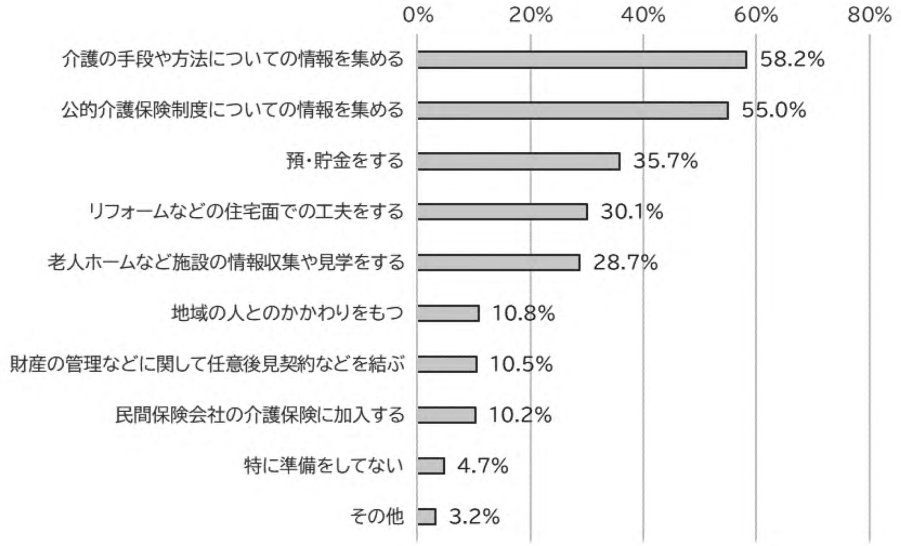

図：株式会社第一生命経済研究所調査を基に当センター作成

（４）空き家の増加

部屋数の多い一戸建て住宅などは単独世帯の住宅に対するニーズと合わず、利用されない可能性が高まるため、単独世帯が増加すると空き家が増加することが考えられる。近年、全国的に空き家が増加し、その対策が課題となっているが、適切な管理が行われていない空き家等が防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることから、政府は、地域住民の生活環境の保全、空き家等の活用等を目的として、2015 年５月に「空家等対策の推進に関する特別措置法」を施行した。

総務省統計局『住宅・土地統計調査』によれば、別荘等の二次的利用を除いた空き家数及び空き家率は増加傾向が続いており、全国の空き家数は 1998 年の約 580 万軒から 2023 年には約 900 万軒と 25 年間で約 1.5 倍、約 300 万軒以上増加している。本県では、2013 年をピークに減少傾向に転じているものの、1998 年時点で約 35 万軒あった空き家が 2023 年には約 47 万軒となり、約 12 万軒増加していることから、引き続き、適正な管理とさらなる活用に向けた施策が重要となる（【図表１－27】）。

特に、市町村別の空き家率をみると、横須賀市、三浦市、秦野市の３市のほか、二宮町、湯河原町及び中井町等６町村で全国数値より空き家の割合が多くなっており、特に課題となる地域であるといえる。また、横浜市及び川崎市の一部の区のほか、平塚市、鎌倉市、小田原市、厚木市、座間市、南足柄市、葉山町及び大磯町の８市町で県数値と比較して空き家の割合が多くなっている（【図表１－28、29】）。

【図表１－27】空き家数及び空き家率の推移

＜全国＞

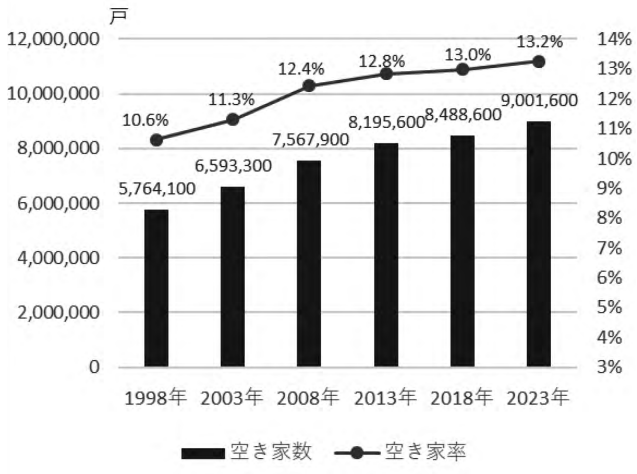

＜神奈川県＞

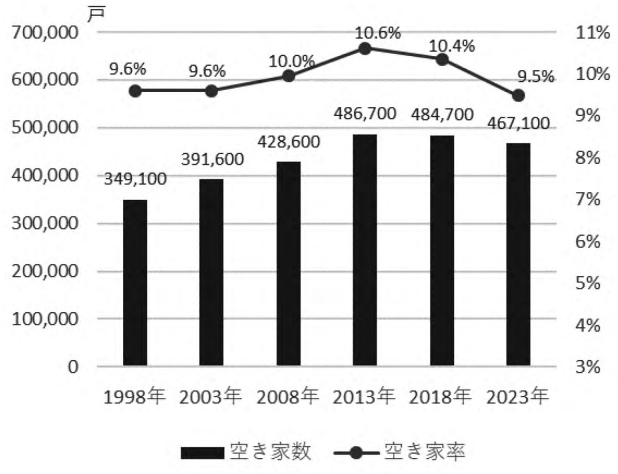

図：総務省統計局『住宅・土地統計調査』を基に当センター作成

【図表１－28】市町村別空き家率（2023 年）（まとめ）

空き家率が全国数値より高い市区町村			空き家率が県数値より高い市区町村（全国数値より低い）		
横須賀市	秦野市	湯河原町	横浜市	川崎市	逗子市
三浦市	二宮町	中井町等6町村※	神奈川区	川崎区	厚木市
			西区	幸区	座間市
			中区	多摩区	南足柄市
			南区	平塚市	葉山町
			保土ヶ谷区	鎌倉市	大磯町
			港南区	小田原市	

※　『住宅・土地統計調査』は市、区及び人口１万５千人以上の町村の結果を提供しているため、人口１万５千人に満たない中井町等６町村（中井町、松田町、山北町、箱根町、真鶴町及び清川村）については、県合計からの差し引きにより求めている。

表：総務省統計局『住宅・土地統計調査』を基に当センター作成

【図表１－29】市町村別空き家率（2023 年）

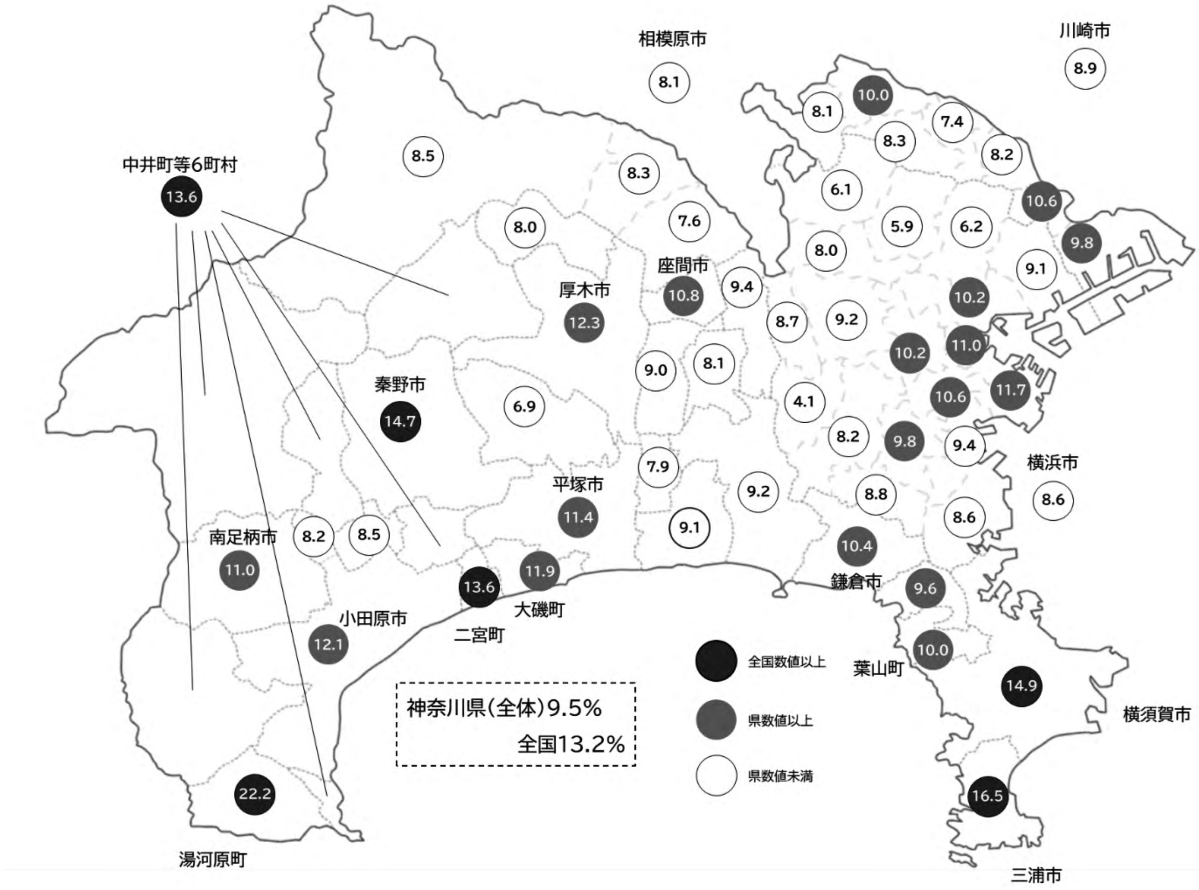

図：総務省統計局『住宅・土地統計調査』を基に当センター作成

第２章　インタビュー調査

１　調査対象

婚姻や家族形態の変化に関する今後のライフスタイルの変化、傾向を把握するため、次のとおり、県内の単身者を対象としたインタビュー調査を実施した。インタビュー対象者は、下表のとおりである。

インタビュー対象者

年代[18]	性別	雇用状況	人数
20 歳代～30 歳代	女性	正規雇用	4名
		個人事業主	2名
40 歳代～50 歳代	男性	正規雇用	3名

２　調査結果

計９名の方に実施したインタビュー調査の結果を踏まえ、年代、性別及び雇用状況別に、現在の単独世帯の姿を三つに区分して取りまとめた。なお、複数の対象者の関連する発言を統合する等の整理を行ったため、必ずしも特定の対象者の発言を抜き出したものではない。また、関係者のプライバシー保護等を考慮し、本文では適宜表現に修正を加えている。

（１）20 歳代～30 歳代の女性（正規雇用）

【単独世帯のライフスタイル】

- 地方都市出身で、専門学校への進学を機に上京し、現在の会社に就職した。当初は希望した部署とは別の部署に配属されたが、昨年希望の部署に配属された。人間関係を含めて、現在の職場には満足している。
- 今の会社が好きなので、辞めたいということは今のところ考えていないが、プライベートもそれなりに充実させたい。どちらかといえば「仕事よりプライベート」になるかと思う。10 年後は仕事とプライベートのバランスも考えながら働いていたい。
- 友人関係は大事だ。プライベートでは首都圏に住んでいる高校や専門学校時代の友人と過ごすことが多い。また、会社の同期や後輩・先輩との関わりも多く、休みの日にも一緒に出かけたり飲みに行ったりしている。地元の友人とも、帰省したときに会っている。友人関係は大事にしている。
- 現在の住まいは賃貸住宅で、持ち家にこだわりはない。

【婚姻、家族に対する意識】

- まだ結婚していない友達が多いが、そろそろ結婚するかなと思う友達は何人かいる。故郷では、自分も結婚しなければという圧力を感じていたが、首都圏では単身者が多いので、そうした圧力は感じない。

[18] 年齢はインタビュー実施時点（2024 年７月）。

・　３年間付き合っているパートナーがおり、休日には都合が合えばパートナーと買い物や都内の娯楽施設に出かける。結婚の話は出ておらず、現在のパートナーと結婚するかは不明だ。
・　上京してきた当初は、卒業後、数年首都圏で働いて故郷に戻ることを考えていたが、今は将来的にも首都圏での仕事を選択するだろうと思っている。職場に結婚後も仕事を続けている先輩がいて、自分も仕事を続けたいと考えている。
・　今すぐに結婚したいわけではないが、子供は好きなので、数年後に結婚して 10 年後には子供もいたらいいなと漠然と思っている。
・　一人だと孤独を感じると思うので、パートナーは欲しい。一緒に暮らすのは友達でもよい。

【将来に対する不安（自身の老後、親の介護等）】

・　金銭面の不安がある。自分が稼げるうちはお金の心配はないため、長く続けられる仕事を見つけなければならないと考えている。一人暮らしだと稼ぎが自分だけになるので、生活をする上での負担が大きいと感じている。行政には働けなくなるリスクに対応した支援をしてもらえるとありがたい。
・　地震等の自然災害が起こったときや、近隣住民とのトラブルなどのニュースを見ると、一人だと不安だと感じる。女性は特に不安を感じている方が多いと思うので、行政のサポートがあれば、少しは安心するのではないか。
・　故郷にいたときは近所の人とは顔見知りだったが、今は近所付き合いがなく、顔は分かるが名前は分からない、という状況だ。何かあったときに頼れる人は近所にいない。今の世の中ではセキュリティやプライバシーの方が大事になっているのだろうと思う。
・　自治会には入っていない。入り方の案内もなかったため、どうすればよいのか分からなかった。
・　老後に故郷に帰りたくはないが、帰るとすれば、親のことが心配で帰ることがあるかもしれない。故郷には土地と家があるので、ゆくゆくは考えなければいけないとは思っている。
・　親の介護や健康不安、相続などについて、きょうだい間で話し合ったことがない。いつ何がどうなるか分からないが、備え方が分からないのが心配である。

（２）20 歳代～30 歳代の女性（個人事業主）

【単独世帯のライフスタイル】

・　現在はベンチャー企業を経営しており、自分の裁量で働いている。現在は一軒家を賃借して一人で住んでいる。
・　現在の交流は社会人になってからの関係が多く、仕事とプライベートの行き来が大事と考えている。
・　人といるのは好きだが、一人でいるのも好きだ。読書が趣味で、一人で公園に行って本を読み、温泉に入って帰ってくるといったこともある。在宅勤務しながらその場で考えて行動に移すことも多い。

・ シェアハウスでの生活が性に合っていると感じており、今後しばらくは国内のいろいろな場所でシェアハウスを転々としたいと考えている。今まで住んだシェアハウス経由で友人も増えた。
・ いろいろな場所に住んでみたいと考えており、身軽さを持っていたいため、10年後も賃貸住宅での生活を考えている。

【婚姻、家族に対する意識】

・ 社会は一人で生きていくのには限界があり、人と関わって生きていくものだと考えている。ずっと一人でいるつもりはないが、法律上の結婚にはこだわらない。
・ 必ずしもパートナーでなくともよいと思うが、他者と関係性を持たないのは難しいと感じている。
・ もし子供を育てることになったら、現在住んでいる地域の選択肢の少なさから、横浜市などの利便性がよくて教育環境が整っている地域に引っ越すことを考える。
・ 多様性の時代であるが、日本では同性婚が認められていない。もっとそうした方々が生きやすくなり、同性婚も普通になるとよい。パートナーシップ制度の整備や夫婦別姓についての取組を早く進めてほしいと考えている。

【将来に対する不安（自身の老後、親の介護等）】

・ 自分や親が倒れたときにどうしようか、という気持ちはある。
・ コロナ禍で罹患して、隔離生活を経験して以降、罹患も含めて近隣で助け合うことが「お互い様である」という感覚が強くなった。
・ 将来の住宅確保には不安を感じている。ワンルームの部屋の他に共用スペースがあり、もっと緩やかにコミュニティを作れるような住居を行政に作ってもらえるとよい。また、公営住宅の審査が単身者でも通りやすくなるとありがたい。

（３）40 歳代～50 歳代の男性（正規雇用）

【単独世帯のライフスタイル】

・ 映画が好きなので、休みの日は一人で観に行くことが多い。気軽に一緒に遊びに行く友達はいる。
・ 現在、4LDK の賃貸マンションで一人暮らしをしている。家を買うことは考えていない。老後で賃貸住宅の賃借が難しくなれば、そのときに買えばよい。家については余り心配していない。
・ 今の仕事は好きだが、今の会社にこだわっているわけでない。しかし、仕事はしていたい。
・ 機会があれば、ベンチャー創業もありうる。60 歳以降の定年後のプランとして、独立したいとは考えている。

【婚姻、家族に対する意識】

・ 元々結婚願望は強く、縁があれば結婚したいと思っている。また、人間は一人では生きられないと思っている。孤独でもよいとは思っていない。一方で、面

倒くさいとも感じる。
- 結婚しているかどうかは別として、誰かと一緒に暮らしているか、近くに住んではいたい。
- 結婚やパートナーは巡り逢いかなと思っている。婚活アプリを使ってまでどうにかしようという気持ちはない。

【将来に対する不安（自身の老後、親の介護等）】
- 健康面で自分が働けなくなったときの不安がある。健康であれば、今の職場を離れても仕事はあるが、働けなくなったらという不安を感じた。
- 健康で動ける 60 歳代や 70 歳代の高齢者の活躍の場を提供してほしい。お金を持っていても、ボランティアなど、社会との接点を継続的に持つのは重要だ。
- 親の介護や相続の費用など考えることが山積みで、いろいろなことに踏み切れないでいる。行政には、介護や相続、終活などの支援制度について、もっと広報してもらえたらありがたい。

３　総括

以上のインタビュー結果を踏まえて、婚姻・家族に対する意識及び将来に対する不安に着目すると、９名全体の発言から次の傾向が読み取れる。

【婚姻・家族に対する意識】
- いずれの年代も結婚自体を否定してはおらず、むしろ機会があれば結婚したいと考えている。特に、20 歳代女性からは子供が欲しいという意見もあり、将来の家族を持つ可能性に対して積極的な姿勢はあると考えられる。
- 一方で、30 歳代女性及び 40 歳代～50 歳代男性からは、シェアハウス等、婚姻やこれまでの家族形態にこだわらない将来イメージが示された。ただ、いずれの場合も、孤独・孤立（一人でいること）に対する不安があり、将来的には誰かと一緒に暮らしたいという希望を持っていることが分かった。
- 上京した人は、将来も首都圏での生活を希望しており、故郷に帰るとすれば、親のことが心配なときだという声があった。

【将来に対する不安（自身の老後、親の介護等）】
- すべての年代で親の介護に関する具体的な不安の意見は少なかった。ただし、皆無ではなく、現状は親世代が健康であることから現時点ではイメージできていない可能性も考えられる。
- すべての世代で、東日本大震災のような災害や近所トラブルなどに対する不安、また、自身の健康やそれに伴う就労（雇用）に対する不安の意見が示された。
- 30 歳代女性からは将来的な住宅確保に関する不安も挙げられた。

第３章　施策への提案

第１章では、データに基づき、今後本県でも単独世帯の増加が見込まれることや地域ごとの単独世帯の動向の違いなどを指摘した。また、課題として、広がる孤独・孤立[19]、孤独死の増加と終活サポートの不足、介護サポートの不足、空き家の増加を挙げた。第２章では、単身者へのインタビューを通じて、婚姻や住まい方に対する価値観が多様化していることを示した。このインタビューでは、孤独・孤立（一人でいること）に対する不安が聞かれた。本章では、第１章及び第２章の調査研究を踏まえ、目指すべき姿として「包摂型コミュニティ」に着目するとともに、具体的な施策及び包摂型コミュニティの実現に向けた提案を行う。

１　目指すべき姿:すべての人々の生きづらさを互いの結びつきや支え合いによって解決していく「包摂型コミュニティ」

2000 年代後半以降、人口減少や超高齢社会、右肩下がりの経済といった、これまで経験したことのない新たな時代に突入する中で、「地域力の向上」や「共生・協働社会の構築」、「ソーシャルキャピタル（社会関係資本）」等が着目され、地域社会の課題解決に向けて、改めてコミュニティの重要性が再認識され、様々な取組が進められるようになっている。

そうした中、2016 年１月、政府の『第５期科学技術基本計画』において、「サイバー空間とフィジカル空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会」として Society 5.0 が定義された。その後、2024 年６月、内閣府科学・イノベーション推進事務局による『戦略的イノベーション創造プログラム（ＳＩＰ） 包摂的コミュニティプラットフォームの構築 社会実装に向けた戦略及び研究開発計画』において、Society5.0 における将来像として、「性別、年齢、障がいの有無、少数派・多数派に関わらず、多様な人々が社会的にも身体的・精神的にも豊かになれるコミュニティ」として「包摂的コミュニティ」の概念が示された。同計画では、この「包摂的コミュニティ」が全国に形成され、社会全体で well-being（一人ひとりの多様な幸せ）が最大化されている状態を目指すとしている。

現在、本県内のすべての市町村でパートナーシップ制度が導入されており、また、本県においては、県立の障害者支援施設である「津久井やまゆり園」における大変痛ましい事件[20]を背景として『ともに生きる社会かながわ憲章』が 2016 年 10 月に制定されるなど、社会包摂（ソーシャル・インクルージョン）の意識啓発に積極的に取り組んできた。

こうした地域社会における人々の多様性及びそれらに対する社会包摂及への理解が広がる中で、当センターでは、国が掲げる性別、年齢、障がいの有無、少数派・

---

[19] 一般に、「孤独」とは主観的概念であり、ひとりぼっちである精神的な状態を指し、「孤立」とは客観的概念であり、つながりや助けのない状態を指す。（内閣府「孤独・孤立対策の重点計画に関する有識者会議」資料、2021 年 11 月 22 日）

[20] 事件の詳細については、神奈川県ホームページ[http://www.pref.kanagawa.jp/docs/dn6/cnt/f535096/]（2024 年９月 19 日閲覧）で公表している。

多数派に加えて、家族形態や経済状況、国籍・出身国の違いなど、各々の置かれている状況や価値観にかかわらず、そこに住んでいるすべての人々の生きづらさを互いの結びつきや支え合いによって解決していくコミュニティを「包摂型コミュニティ」と定義した。誰もが取り残されることなく安心して暮らすことができ、また、一人ひとりが自らの役割を見つけ、誰もがコミュニティに参加できる地域社会を創造するため、本県が実現を目指すべき姿として、この「包摂型コミュニティ」に着目し、地域社会での実装に向けて検討、提案を行った。

例えば、第２章のインタビューからは、多様な価値観やライフスタイルの広がりがみられた一方で、孤独・孤立への不安に対応する必要があると考えられる。健康や就労にリスクがある中で、家族内で支えを得ることが難しい単独世帯にとっても、包摂型コミュニティが支えとなると考える。

また、今後新たに顕在化していく包摂対象として、外国籍県民が挙げられる。先述のとおり、近年、若年労働者が不足する中で、介護等の分野で外国人労働者への期待が高まっており、2023 年６月９日に国の特定技能制度に係る在留資格「特定技能２号」について、対象分野を拡大する閣議決定がされたこと等を背景に、本県においても外国籍県民の増加が予測される。そうした場合、外国籍県民に対しても行政情報を適切に提供することによって、従前から住んでいる県民との軋轢を避けることができると期待されるとともに、「包摂型コミュニティ」の一員として多文化共生社会を構築していけると考える。

【ＢＯＸ１】大和市におけるおひとりさま支援施策の事例

高齢単独世帯の増加に対応する行政の施策の一例として、神奈川県大和市のおひとりさま支援に係る施策がある。大和市の高齢化率は全国平均より低いが、コンパクトで交通アクセスが良いなど一人暮らしの高齢者でも住みやすい地理的条件を備えており、市では今後高齢単独世帯が増えていくと予想している。

大和市では、2022 年に「大和市おひとりさま支援条例」を施行した。同条例では、年齢を重ねたことにより他者や社会との関わりを必要とする一人暮らしの市民を「おひとりさま」と定義している。これは理念条例であるが、自治体がおひとりさま支援の推進について打ち出したことに意義があると考えられる。

同市では、所得や世帯の制限を設けず終活についての相談を受ける「終活コンシェルジュ」を設置し、市内の「協力葬祭事業者」を紹介したり、葬儀や死後事務などの生前契約を支援したりするほか、イベント等による情報発信にも取り組んでいる。

大和市の施策が特徴的なのは、「終活コンシェルジュ」の業務を外部に委託するのではなく市の職員が担っている点、さらに、終活に不安を抱えるすべての市民をサービスの対象にしている点である。これによる相談者側のメリットとして、市という公共が介在することで、相続など周囲の人にも相談しづらい個人情報についても話がしやすくなる点、終活という相談の内容が多岐にわたることについて、窓口が明確になっている点、また、世帯構成などに関わらず誰でも相談することができる点が挙げられる。一方、市にとっても、「終活」という切り口で相談してきた市民が他の福祉サービスを必要とする場合、当該部署にすぐつなぐことができるなど、福祉サービス提供の間口を広げ、予防的に対処することができる。

なお、この取組は市のみで完結するものではなく、葬祭事業者や司法書士会など、関連する事業者を取り込んだ制度設計となっている。

市によると、おひとりさま支援に取り組む中で、市民から高齢のおひとりさま同士で交流する場が欲しいとの要望も上がってくるとのことである。そこで、2024 年度から始めたのが「ゆるっと終活カフェ」という一人暮らしの高齢者が当事者同士で気軽に終活について語り合い、交流する場の提供である。このような市の支援施策を推進していくことで、おひとりさまが市や当事者同士とつながりを作るきっかけになるものと考えられる。

（参考文献等）

神奈川県大和市ＨＰ、[https://www.city.yamato.lg.jp/gyosei/soshik/60/ohitorisama/2516.html]（2024 年 10 月 17 日閲覧）

神奈川県大和市、2024 年、『これ一冊あればひとり暮らしもひと安心！生活お役立ちガイド 第３版』

神奈川県大和市健康福祉部人生 100 年推進課おひとりさま施策推進係へのヒアリング（2024 年 10 月９日実施）

【ＢＯＸ２】包摂型コミュニティとしての図書館～だいかい文庫の事例

多様な人々が参加するコミュニティづくりの事例の一つに、一般社団法人ケアと暮らしの編集社が運営する「だいかい文庫」という民設民営の図書館の取組がある。希望する人は誰でも月定額で本棚のオーナーになることができ、地域の人は無料でオーナーたちが用意した本を借りられる、という仕組みとなっている。通常であれば静かであることを求められる図書館において「気が向いたら話しかける」ことも推奨されるなど、一般的にイメージされる図書館とは異なった在り方をしている。また、医療福祉の専門家が健康や居場所についての相談に乗る機会も設けるなど、文化施設としての図書館を超えた福祉的役割も備えている。

医師でもある運営法人の代表理事兼図書館長の守本陽一氏は、社会とのつながりを「処方」することで健康状態を改善する「社会的処方」に取り組む中で、この図書館を設立した。そのような経緯もあり、だいかい文庫への関わり方として、利用者・お店番インターン・一箱本棚オーナー・継続寄付会員など様々な役割が用意されており、人との「関わりしろ」が多くなるようデザインされている。その一方で、館長がインタビューの中で「『コミュニケーション』や『居場所』そのものを目的にしないこと」が大事であると語っている点も見逃せない。コミュニケーションを主目的にしてしまうと、コミュニケーションを求めていない人が「包摂」から除外されることになってしまう。そうしたことから、本事例のように、コミュニケーションが発生することを目指しつつ、その場にいる人にコミュニケーションを押し付けないような、ある意味矛盾する在り方を両立する場としての「包摂型コミュニティ」が今後は求められていくのであろう。

（参考文献等）

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局、2023 年、「戦略的イノベーション創造プログラム（ＳＩＰ）概要」

内閣府科学技術・イノベーション推進事務局、2024 年、「戦略的イノベーション創造プログラム（ＳＩＰ）包摂的コミュニティプラットフォームの構築社会実装に向けた戦略及び研究開発計画」

本と暮らしのあるところ　だいかい文庫公式ＨＰ、[https://carekura.com/daikaibunko/]（2024 年 10 月 18 日閲覧）

地域の居場所「だいかい文庫」、仕掛けた本当の狙いは？ “関わりしろ”をデザインする医師・守本陽一さん、[https://co-coco.jp/series/design/daikaibunko/]（2024 年 10 月 18 日閲覧）

２　具体的な施策の提案

（１）多様な人々が安心して暮らしていくための行政情報提供システムの構築

包摂型コミュニティはすべての人々が互いに支え合うコミュニティであるが、支援を求めるにしても、他者を支援するにしても、必要な情報が必要な場所に求められるタイミングで届いていることが重要であると考えられる。

今後、多様な個性や価値観、ライフスタイル、家族形態を含む「包摂型コミュニティ」においては、情報提供のニーズや適切なタイミングがより一層細分化されることが想定される。そうした「包摂型コミュニティ」で多様な人々が安心して暮らしていくための、行政情報のセーフティネットとして、プッシュ型の行政情報システムの構築が重要となる。

現在でも、出産や育児、雇用、介護など、様々な分野、メニューの行政情報が提供されているが、ライフスタイルの多様化に伴い、行政から情報を必要な対象者に届ける、あるいは個々人が膨大な情報から適切に選択することが困難になっている。

例えば、政府が 2024 年 10 月分から拡充した児童手当についての広報の一例として、テレビＣＭがある。しかし、広報手段が多様化し、インターネットが情報源として行きわたる中で、テレビは必ずしも若年層が日常的に接するメディアではないことから、この情報に触れていない可能性がある。さらに、若年層はテレビ番組をリアルタイムで視聴せず、ＣＭを視聴しない、あるいは注視しない（録画して飛ばす）という民間調査[21]のデータもある。また、かつて主要なマスメディアの一つであった新聞も、月極の購読世帯率が 58.1%（2023 年）[22]となっており、15 年前（2008 年）の 88.6%から約 30%減少している。性別、年代、居住環境等によって接するメディアが多様になっていることから、メディアによる行政情報の効率的・効果的な提供は困難な状況にある。

一方、スマートフォンの普及率[23]は、2010 年の 9.7%から 2023 年には 90.6%と急速に広がっており、特に 20～59 歳の約９割がインターネット利用機器としてスマートフォンを挙げていることから、今後、住民の多くがスマートフォンを利用するようになると考えられている。そのため、行政情報の認知度を上げるためには、スマートフォンの活用が有効であると想定される。また、第２章のインタビューにおいても、行政情報をもっと知りたいという意見があった。行政情報は提供されているのだが、どのように入手したらよいか分からない、あるいはどれが自分に合った情報か分からないというケースは多いと考えられる。

そうしたニーズへの対応として、行政情報アプリを開発、提供し、スマートフォンにおけるプッシュ型の情報提供を行うことが手段の一つとして考えられる。例えば、本県では、居住地域や子供の年齢に応じて子育て支援情報をプッ

---

[21] Media Gauge TV のデータによる集計。全国のネットに結線された「テレビ」と「録画機器」の視聴ログデータ。テレビ：約 57 万台、録画機器：約 60 万台（2018 年１月時点）

[22] 公益財団法人新聞通信調査会『第 16 回メディアに関する全国世論調査』（2023 年 10 月）

[23] 総務省『通信利用動向調査』各年版

シュ配信するLINE公式アカウント「かながわ子育てパーソナルサポート」を提供している。また、神奈川県中井町では、防災無線の放送を自動的にスマートフォンに転送し、プッシュ通知で知らせるアプリを提供している。

本調査研究で提案するアプリでは、こうした取組に加えて、事前に性別や年代、使用言語、家族形態などの基礎情報のほか、出産や雇用、介護等の意向を把握することなどにより、外国籍県民を含むすべての県民一人ひとりの状況を想定し、行政からプッシュ型で情報を提供することが可能になる。いわば、困りごとが生じてから自分で情報を探しにいく従来の仕組みから、困りごとが生じる前に今後必要になる情報が提供される仕組みへの転換である。その際には、情報の種類によって、有効な提供のタイミングを検討する必要がある（【図表３－１】）。

例えば、出産に対する行政支援についての情報を考えた場合、現状では、第一子の妊娠が分かった時点で、産婦人科医の指導によって支援情報を得る場合が多いが、妊娠前に出産や子育ての支援に関する情報が分かれば、出産に対する人生設計のハードルが下がると想定される。こうした情報は、以前であれば親からの助言等が期待できたが、核家族化の進展により困難になっており、家族形態の変化による課題の一つであるといえる。

加えて、高齢世代はデジタル機器の操作に困難を感じる人もいる一方で、今後は高齢者のスマートフォン所有も増加することが予想されている。高齢者の単独世帯が増加する中で、終活に関する行政の支援情報に加えて、プッシュ型の情報提供とレスポンス確認を活用することにより、かかりつけ医への緊急通報や孤独死者の長期間の放置防止対策など、高齢者の「見守り支援」として活用とすることもできると考える。

【図表３－１】ライフステージに対応したプッシュ型の行政情報提供イメージ

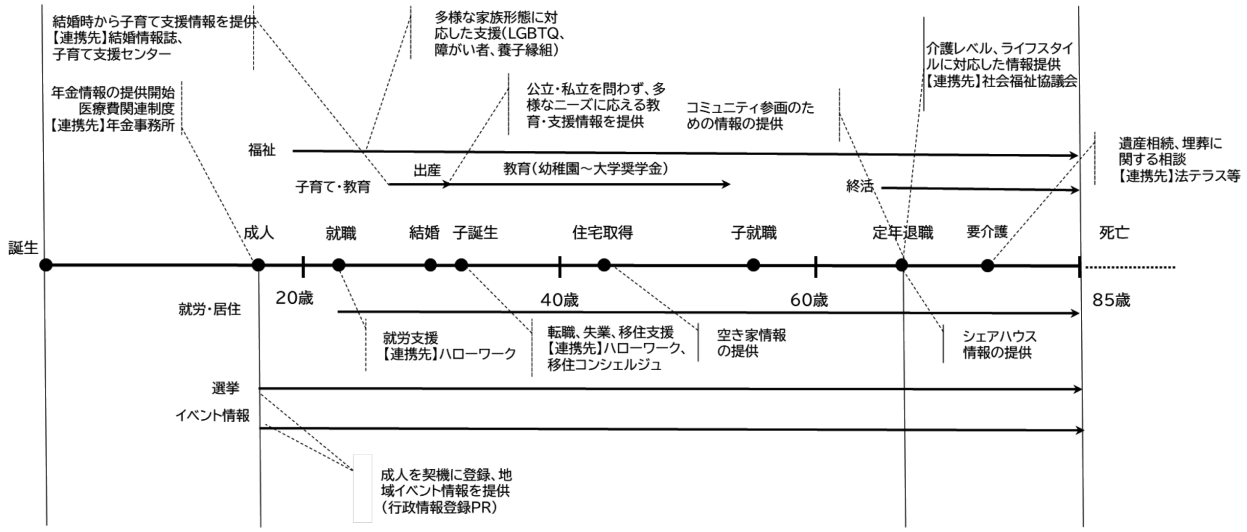

図：当センター作成

【ＢＯＸ３】プッシュ型の行政情報提供

対象者の情報に合わせたプッシュ型の行政情報提供サービスを 2021 年１月からいち早く開始したのが、千葉県千葉市である。「あなたが使える制度お知らせサービス（略称：For You)」は、利用登録を行った市民に対して、市が保有する住民情報を活用し、教育、予防接種、児童福祉などの分野において、各種手当の受給や健康診査などの行政サービスの対象となる可能性のある市民を抽出し、LINE のメッセージ（2023 年 10 月からメールにも対応）で通知するものである。行政サービスを必要とする住民ほど、制度を調べる時間がない傾向にあるという指摘もあり、このような層に向けた発信として有効であるといえる。

また、コロナ禍における給付金事業実施等による行政分野でのＤＸの進展とあいまって、「Govtech」（「Government」と「Technology」を合わせた造語）分野に関連したプッシュ型行政情報提供サービスも目立つようになってきた。この Govtech 分野のスタートアップ企業が行政に提供するサービスの中にプッシュ型通知のサービスが埋め込まれている事例があり、例えば岡山県総社市では、（株）Bot Express の提供する「スマホ市役所」を活用し、マイナンバーカードによる事前登録を行うことで、個人のスマートフォンに LINE を通じて給付金等に関するプッシュ型通知を送信するサービスを 2023 年 12 月に開始した。

上記の２事例はいずれも通知のツールとして LINE を使用するものだが、岐阜県下呂市が 2023 年５月から開始した子育て世代向けのプッシュ型通知サービスで利用している、xID（株）が提供する独自のアプリケーション「xID」（クロスアイディ）は、マイナンバーと連携し、その中で様々な通知・行政手続が完結するよう設計されている。行政が自力でシステム開発を行うよりも容易に導入・運用開始できることから、今後も民間が開発したサービスを活用して住民にプッシュ型の通知を届ける方式がより広まっていくものと考えられる。

（参考文献等）

千葉県千葉市ＨＰ、
[https://www.city.chiba.jp/somu/joho/kaikaku/oshiraseservice_foryou.html]（2024 年 10 月 11 日閲覧）
内閣官房ＨＰ、
[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digitaldenen/menubook/2022_summer/0037.html]（2024 年 10 月 11 日閲覧）
一般社団法人 Govtech 協会ＨＰ、[https://govtech-japan.org/]（2024 年 10 月 11 日閲覧）
岡山県総社市ＨＰ、
[https://www.city.soja.okayama.jp/digital/shiseijoho/sumaho_push.html]（2024 年 10 月 11 日閲覧）
株式会社 Bot Express ＨＰ、[https://www.bot-express.com/]（2024 年 10 月 11 日閲覧）
岐阜県下呂市ＨＰ、[https://www.city.gero.lg.jp/soshiki/48/23201.html]（2024 年 10 月 11 日閲覧）
xID 株式会社ＨＰ、[https://xid.inc/home]（2024 年 10 月 11 日閲覧）

（２）新しい家族意識に対応した住まい方の提供

先述のとおり、単独世帯の増加が予想されているが、年齢や家族形態にかかわらず誰もが安心して暮らせるためには、生涯にわたる住まいの供給が課題となる。

特に、50 歳時未婚率が上昇し、また、「熟年離婚」のように婚姻歴のある高齢者の単独世帯も従来と比べて増加しており、今後、高齢単独世帯数は一層増加傾向が続くと考えられる。同時に、増加する高齢単独世帯の中には、一定の割合で持ち家を保有しない世帯がある。高齢単独世帯への住宅の賃貸が敬遠される傾向にあり、将来的に住宅を確保できなくなるという社会的課題が生じることが予想される。現在、民間の保証制度等もあるが、高齢単独世帯にとって経済的負担となることも考えられるため、高齢単独世帯に対する住宅確保についての公的支援が求められることが予想される。なお、本県においても空き家の増加が社会課題として顕在化していることから、今後、空き家はあるが住宅の確保が困難な高齢単独世帯が増加するというミスマッチが生じることが考えられる。

一方、婚姻や血縁に基づく集団である家族の在り方に対する意識にも変化がみられる。婚姻ではなくパートナーシップ制度を活用したパートナー婚や、仕事や趣味等の社会的な結びつきや共通する嗜好に基づいた「仲間意識」により共同生活を送るケースもみられる。シェアハウスやコーポラティブハウス[24]も増加しており、従来のように若年層に限らず、高齢者を含めた様々な人が利用する傾向にある。インタビュー対象者の中でもシェアハウスを利用している方がおり[25]、結婚しなくてもパートナーがいればよい、シェアハウスで同居する仲間や仕事でつながっている仲間がいればよい、といった意見が挙げられた。ここからは、これまでの「家族」に対する社会的通念に捉われない住まい方が広がっており、住まいの面でも価値観やライフスタイルが多様化していることが分かる。

なお、こうした家族の在り方に対する意識や住まい方の変化は、将来的には終活にも変化を与えると考えられる。例えば、血縁に基づく「家族」以外の者による入院や手術に伴う同意、看取り、遺体の引き取り、埋葬などのニーズが高まることが想定され、相続などを含む終活への支援も求められることが想定される。

単独世帯の増加傾向が続き、また、空き家や老朽化に伴う団地などの空き室も増加していく中で、これらの空き家や空き室を有効活用したシェアハウスやコーポラティブハウスなど、多様な結びつきによる集団がお互いに支え合って暮らすことのできる、新しい家族意識に対応した住まい方の提供をしていくという方法が考えられる。

---

[24] 入居希望者が集まって組合を結成し、その組合が事業主となって、土地取得から設計者や建設業者の手配まで、建設行為のすべてを行う集合住宅のこと。

[25] インタビュー対象者の選定に当たって、シェアハウス居住者であるかどうかは考慮していない。

【ＢＯＸ４】単身高齢者の多様な住まい方

高齢者向けの住宅として、一般的には通常の賃貸物件のほかに有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などが知られているが、これら以外の住まい方の選択肢が広がりつつある。

こうした単身高齢者向けの住宅方式として、コーポラティブハウスが挙げられる。これは、住宅取得に当たり、住人同士で事業計画から土地の取得、設計、工事発注に至るまで協同で主体的に実施していく方式であり、日本では 1970 年代頃から導入が始まっている。これを終の棲家についても取り入れることで、高齢者が共同で生活する場として住宅を構想し、場合によっては自分たちの看取りまでを視野に入れて共同で設計・取得することにより、最期まで主体的に暮らしていくことを可能にする取組になりうる。このコーポラティブハウス形式の住宅で高齢者を主な対象とした事例として、大阪府大阪市の「おほちの杜」などがある。

また、「サービス付き」ならぬ「仕事付き」高齢者住宅という住まい方も登場してきている。一般社団法人生涯現役ハウスが運営する「生涯現役ハウス」は、空き家のオーナーから物件を借り上げてシェアハウスとしての改修や物件の管理、入居者募集を行い、入居者には近隣事業所の紹介や施設内シェアワークの機会提供などの支援を行うことで、仕事にもつながることができる仕組みとしている。東京都江戸川区のモデル事業として行政とも連携して実施されているこの取組は、空き物件の管理に悩むオーナー、賃貸住宅への入居を断られるなど住宅確保が困難な傾向にある高齢層、空き家問題に直面する行政の三者にとってメリットがある。加えて、働く意欲がありながら仕事を見つけることが難しい高齢層にとって、単なる住居を超えた価値を提供する制度であり、まさに「生涯現役」を目指す層に対する住宅支援の在り方の一例といえる。

（参考文献等）

株式会社長崎経済研究所、2004 年、「コーポラティブハウス～新しいかたちの住まいづくり～」『ながさき経済 2004 年６月号 No.176』p.23-29

朝日新聞 Re ライフ.net、2020 年、「高齢者に優しい集合住宅、追求したら…「多世代で助け合う」住まい探し　生き方探し（１）／コーポラティブハウス「おほちの杜」（大阪市）」［https://www.asahi.com/relife/article/13099282］（2024 年 10 月 16 日閲覧）

一般社団法人生涯現役ハウスＨＰ、［https://sghouse.org/about-sgh/］（2024 年 10 月 15 日閲覧）

（３）ＱＯＬの向上に貢献するソーシャル・アントレプレナーの育成

今後、人々の多様な価値観やライフスタイルに対応し、可能な限り本人が希望する日常生活の質（ＱＯＬ）を維持するためには、包摂型コミュニティが提供する共助の仕組みだけでは対応しきれない様々な社会的課題が生じることが予想される。

多様な価値観やライフスタイルに対応したきめ細やかなサービスを提供していくためには、共助の仕組みで提供される（できる）メニューとともに、コミュニティの課題に対応する民間サービス事業者が登場することが期待される。当該事業者は、包摂型コミュニティにおける地域社会の課題と向き合い、その解決に貢献する､新しい担い手としてのソーシャル･アントレプレナーである。

ソーシャル・アントレプレナーは「社会起業家」と訳され、社会の変革を担う人物として、社会の課題を事業によって解決する事業家・起業家を指す。深刻かつ差し迫った社会課題に対して、ビジネスやマネジメントなどのスキルを応用することで、収益を確保しつつ課題の解決を図るものである。事業収入を得ることで事業体を維持していくが、収益の獲得ではなく、人々のＱＯＬの向上を含めた社会課題の解決への貢献を目的とする付加価値の高いサービスを提供するソーシャルビジネスであり（【図表３－２】）、多くの場合、株式会社や合同会社が担い手となる。また、非営利活動法人（ＮＰＯ）と比べて、設立時の事業分野に限定されず、自由度が高く、銀行や投資企業等から資金を集めやすいというメリットがある。人件費などは事業収入によって賄われ、一定の雇用が創出され、内発的な地域経済が形成、維持されることが期待される。

ソーシャル・アントレプレナーの意義・必要性の普及啓発とともに、その人材育成が重要であり、文部科学省「全国アントレプレナーシップ人材育成プログラム」をはじめ、各大学[26]でも取り組まれているが、今後、社会課題に対応したテーマ別のビジネスプランコンペやソーシャル・アントレプレナー向けの育成講座の開設など、人材育成又は域外からの人材誘致に取り組んでいくことが考えられる。

なお、単身者が自らも当事者となる社会課題の解決を目指すことによって、ソーシャル・アントレプレナーの担い手となることも想定される。

併せて、ソーシャル・アントレプレナーは、アントレプレナー（ベンチャー企業）とＮＰＯの間に位置付けられるが、多くの場合、コミュニティに依存した小規模なニッチサービスとなり、規模の拡大は望めない。このような小規模事業者を支援するためには、人材育成、情報提供及び資金的支援等について、地域が一体となった支援体制の構築が求められる。特に、これらの担い手が若年層であるとすると、スタートアップ段階での資金的支援が求められることが想定される。

---

[26] 例えば、関西大学、甲南大学等において「ソーシャル・アントレプレナー育成プログラム」が実施されている。

【図表３－２】ソーシャル・アントレプレナーの概念

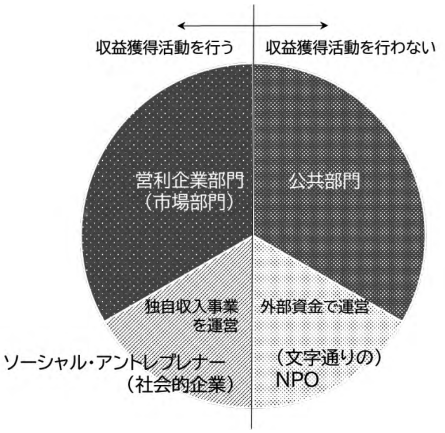

図：明石芳彦（2014）[27]を基に当センター作成

【ＢＯＸ５】ソーシャル・アントレプレナーの取組～ＨＩＴＯＴＯＷＡの事例

ソーシャル・アントレプレナーとして社会の課題解決を目指す人物の一人が、2010 年 12 月に株式会社ＨＩＴＯＴＯＷＡを創業した荒 昌史氏である。当該企業は集合住宅を軸にした人々のつながりを作ることで都市の社会環境問題を解決する「ネイバーフッドデザイン事業」を手掛けている。

例えば、コミュニティが希薄化しがちな賃貸マンションにおいて入居者同士又は地域とのコミュニティを形成するため管理人業務を請け負う、高齢化が進んだ団地にて持続的な仕組みとともにコミュニティ拠点を設ける、土地のオーナーから相談を受けて緑豊かな宅地風景を次世代に引き継ぐ支援を行うなどの取組を企業として実施しているが、このような事業を非営利活動としてではなく収益性を持った「事業」として行うことで、まちの問題解決にもつながっていく構造になっている。社会問題と経済問題を合わせて考えていく、まさにソーシャル・アントレプレナーとしての考え方を持った事業となっている。

（参考文献等）

About Us　HITOTOWA Inc.公式ＨＰ、[https://hitotowa.jp/about/]（2024 年 12 月 18 日閲覧）

#35 見守る存在が、賃貸マンションのコミュニティを育む？「守人（もりびと）」の挑戦（フロール元住吉）　HITOTOWA Inc.公式ＨＰ、[https://hitotowa.jp/how_we_work/post-14946/]（2024 年 12 月 18 日閲覧）

#36 東京郊外を森のような住まいにしたい　HITOTOWA Inc.公式ＨＰ、[https://hitotowa.jp/how_we_work/post-15092/]（2024 年 12 月 18 日閲覧）

街の課題は「ネイバーフッドデザイン」で解決できる。HITOTOWA のメンバーが体現する、”経済性と社会性を両立させた街づくり”に関わるキャリアとは？ #仲間募集 greenz.jp、[https://greenz.jp/2019/06/07/hitotowa_kyujin/]（2024 年 12 月 18 日閲覧）

[27] 明石芳彦(2014)「事業経営の視点からみたソーシャル・アントレプレナーシップ研究」『VENTURE REVIEW』No.24 September 2014

３　包摂型コミュニティの実現に向けて ～行政の中間支援機能の拡充

単独世帯の増加に伴い、地域ごとの個別の事情や複雑な人間関係などもあいまって、将来的に現在の行政主体の仕組みだけでは多様なニーズに対応しきれなくなるという課題が想定される。この課題を解決していくためには、全国一律の制度やシステムの変更ではなく、コミュニティごとの事情と活用可能な人材を含む資源を把握した上で、きめ細やかに対応していく必要がある。

そのためには、既存のコミュニティの中に構築されている多様な結びつきと、今後新しく結びついていく関係性を活用することで、行政がコミュニティ内のあらゆるステークホルダーをつなげ、支える「中間支援機能」を担い、コミュニティ内の多様なステークホルダーを活かしつつ、民間サービス（事業者）をバランスよく取り込みながら互いが支え合う「包摂型コミュニティ」への移行を支えていくことが期待される（【図表３－３】）。

現在、例えば人口減少社会における介護需要の急増に対応するため、地域包括ケアシステムの構築が進められているが、コミュニティで活動している行政や地域の福祉関連団体に加えて、その他の分野の各種団体、民間企業及び地域住民を含めコミュニティ全体のステークホルダーが連携し、自らの地域の事情を正しく把握するとともに、共感に基づき、それぞれが可能な範囲で参画することによって仕組みを構築していくことが期待される。

こうしたコミュニティにおける活動の場として、例えば、人々の多様な接点を創出する地域の公民館、図書館又は文化施設等の公共施設を地域におけるコミュニティ形成拠点として捉え直し、誰もが気軽に立ち寄り、新しいコミュニケーションや交流、さらに、社会関係を形成することのできる地域コミュニティ拠点として再構築していくことが期待される。同時に、社会課題が発生している現場において人と人を結びつけて解決に導いていく、コーディネーターの役割を果たす人材[28]の確保及び育成も重要である。

【図表３－３】ケアの担い手の変化（イメージ）

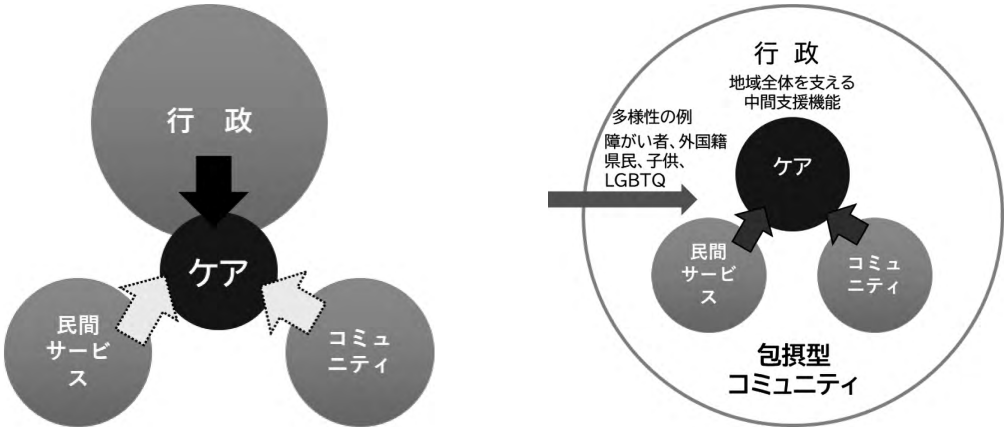

図：当センター作成

[28] 英国の地域コミュニティにおいては、地域住民を、医療をはじめとした各種の市民活動団体の地域活動とマッチングをする「リンクワーカー」と呼ばれる人材が配置、制度化されている。

調査研究を終えて（総括）

国勢調査によると、夫婦と子供から成る世帯は減少し、単独世帯が増加している。単独世帯の増加に伴い、広がる孤独・孤立、孤独死の増加と終活サポートの不足、介護サポートの不足、空き家の増加などの課題が生じると考えられる。

また、単身者へのインタビューからは、結婚自体を否定してはおらず、むしろ機会があれば結婚したいと考えていることが分かった一方で、シェアハウス等の婚姻やこれまでの家族形態にこだわらない将来イメージが示された。ここからは、婚姻等に対する意識の変化がうかがえた。さらに、孤独・孤立（一人でいること）や将来的な住宅確保などに関して不安が挙げられた。

これらの不安に対して、これまでは家族内での支え合いの仕組みにより対応されてきたが、単独世帯が増加する中で、すべての人が家族内での支え合いを得ることができるとは限らない。そのため、家族内での支え合いの仕組みに代わる、地域コミュニティや行政の施策による対応が重要になると考えられる。

そこで、当センターでは目指すべき姿として、属性により分割されがちであった従来のコミュニティに対して、多様な属性を持つすべての人々が互いに結びつき支え合う「包摂型コミュニティ」に着目し、その実現に向けた提案を行った。具体的な施策として、「情報提供」の観点からプッシュ型の行政情報提供システムの構築、「住まい」の観点から新しい家族意識に対応した住まい方の提供、「担い手」の観点からソーシャル・アントレプレナーの育成を提案した。

単独世帯の増加に伴い、行政主体の仕組みだけでは多様なニーズに対応できなくなると想定される。そのため、行政は、コミュニティ内のあらゆるステークホルダーをつなげ、支える「中間支援機能」を担うことが期待される。

単独世帯が増加し、家族形態が変化する中、地域コミュニティや行政がそれぞれの役割を果たすことで、上述の課題に対処していくことが可能であると考える。

謝　辞

本調査研究を進めるに当たっては、インタビューを行った県内の単身者の方々やヒアリング先の自治体から、貴重な御意見をいただきました。本調査研究に快く御協力くださったすべての皆様に深く感謝申し上げます。

神奈川の知的資源

神奈川県内には、大学をはじめ、国や民間の研究所などが多く立地しており、その豊かな人材により、まさに神奈川は知的資源の宝庫となっています。

本誌では、毎号、県内の大学で活躍されている研究者及び大学が所有する施設を紹介しています。今号では、次の大学の博物館を紹介いたします。

［神奈川の大学博物館の紹介］

日本大学生物資源科学部博物館「骨の博物館」

【横浜みなとみらい 21 地区の風景】

寄稿いただき感謝申し上げます。

神奈川の大学博物館の紹介

日本大学生物資源科学部博物館「骨の博物館」

大学内にある博物館ですが、一般の方も自由に見学できます。生物資源科学部 11 学科の各研究分野に関連する資料を中心に収集・保存・展示をしています。学生や一般の方向けの企画展示や小中学生を対象としたセミナーなどのイベントも開催します。施設は学芸員課程の授業や実習でも活用されます。

１　博物館の沿革

1974 年に標本模型管理委員会を発足後、資料室を徐々に拡充し、1984 年に日本大学農獣医学部資料館として開館しました。1990 年に「博物館相当施設」の指定を受け、2005 年には「日本大学生物資源科学部博物館」に名称変更しました。令和元年に展示室の改装を行って、呼称を「骨の博物館」とし、骨の多様性と進化をテーマに展示更新しました。2024 年度中に「登録博物館」へ申請予定です。

２　博物館の特色

展示室は１～３階にあります。アフリカゾウやキリン、クロミンククジラなど大型の野生動物をはじめ、ウシ、ウマ、イヌなどの家畜や伴侶動物の全身骨格標本が多いことが特色です。１階の展示テーマは「骨を見る」で、陸、空、海に適応した脊椎動物の多様さを感じていただくことを目指しています。オランウータン、ベンガルトラ、ダチョウなどは剥製と骨格標本を並べ、外観と骨格とを比較観察できます。２階の展示テーマは「骨を知る」で、骨への知識を深めていただくことを目指しています（現在更新中）。家畜や伴侶動物などは２階で展示しており、これらは大学の授業でも使用され、スケッチの希望者には画板や椅子の貸し出しも行っています。３階はコレクション展示で、チョウ類の亜種など生息地域ごとの変異を見ることができます。その他、主に稲作で使用された古農機具、木質食昆虫による食痕（被害材）標本、イネの栽培の起源（パネル）、鉱物標本など様々な資料を展示しています。３階にはイベントホールがあり、企画展示などを行っています。

３　地域文化との関わり

本学部は神奈川県藤沢市亀井野に立地し、「モースと相模湾の生き物」、「生き物が語る藤沢の自然」など地域と関わりの深い企画展示も行ってきました。また「むらさきの丘サイエンス・セミナー」や「夏休み宿題相談会」など、小中学生とその保護者を対象とする行事も行っています。

４　利用案内

・開館時間　月～金　10:00～16:00
土（第１、３）10:00～12:30
各日最終入館は 30 分前まで

・休館日　日・土（第２、４、５）・祝日
その他大学の休日、詳細は HP
https://hp.brs.nihon-u.ac.jp/~museum/

・入館料　無料

・交通アクセス　小田急江ノ島線六会日大前駅西口徒歩４分（駐車場・駐輪場はなし）

クロミンククジラ全身骨格標本

▌これまでに刊行した機関誌の紹介

号	刊行年月	主な内容
１	2011 年３月	○　大学コンソーシアム
２	2011 年 11 月	○　自治体の政策研究と大学連携
３	2012 年９月	○　大学―自治体間連携の豊かな実りへ ○　東日本大震災から新たな防災へ
４－①	2013 年３月	○　長期的な視野に立った行財政運営
４－②	2013 年３月	○　広域自治体のコミュニティ政策 ○　地域レジリエンスと事前復興 ○　今後の人口減少社会における政策のあり方
５	2013 年 10 月	○　これからの人づくり
６	2014 年３月	○　健康寿命延伸の施策と効果に関する調査研究 ○　神奈川の産業の将来像 ○　住民との協働による合意形成のあり方に関する研究 ○　まちづくりにおける未利用土地や空間の有効活用に関する調査研究 ○　被災地支援現場からの知見の分析 ～神奈川県庁のレジリエンスを向上させる～ ○　神奈川における気候変動適応政策研究のあり方
７	2014 年 12 月	○　大学生の課題解決能力の向上を目指して
８	2015 年３月	○　人口減少・労働力人口減少への対応 ○　気候変動の影響と適応策 ○　広域自治体からみた大学との包括連携協定
９	2016 年３月	○　健康増進や未病状態の改善・維持に向けた国内外の取組み ○　若者の起業を増やすにはどうしたらよいか
10	2016 年６月	○　リケジョのすすめ
11	2017 年３月	○　「人生 100 歳時代の設計図」を考える ○　大学・大学生のボランティアの力
12	2018 年３月	○　「人生 100 歳時代」
13	2019 年３月	○　自治体における「証拠に基づく政策立案(EBPM)」の推進
14	2020 年３月	○　自治体におけるＩＣＴ化の推進に向けて
15	2022 年３月	○　ポストコロナを見据えた地域づくり ―ワーケーションを手がかりとして―
16	2023 年３月	○　コロナ禍における「見えない困窮」の現状把握と対応策 ○　移住施策を通じた地域づくり
17	2024 年３月	○　自治体の施策におけるメタバース及び Web3 の活用
18	2025 年３月	○　意思決定支援～効果検証を通してみた施策の有効性と生活の幅を広げる外出支援の在り方 ○　単独世帯の増加と家族形態の変化に対応した施策の在り方

これまでの機関誌の内容は、すべて県ホームページに掲載しています。
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r5k/cnt/f7282/index.html

※　第１号は『神奈川力∩大学力』、第２号から第 12 号までは『かながわ政策研究・大学連携ジャーナル』、第 13 号からは『かながわ政策研究ジャーナル』として刊行。

かながわ

政策研究ジャーナル

かながわ政策研究ジャーナル　No.18

発行　2025（令和７）年３月

編集・発行　神奈川県政策研究センター

〒231-8588　横浜市中区日本大通１
神奈川県政策局政策部総合政策課内
Tel: 045(210)1111 Fax: 045(210)8819
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/r5k/cnt/f7282/